

写

令和 6 年

大竹市議会定例会(第5回)会議録

大 竹 市 議 会

令和6年12月大竹市議会定例会（第5回）会議録目次

11月28日開会

12月13日閉会

◎第1日（11月28日）

議事日程	-----	1
会議に付した事件	-----	2
出席議員	-----	2
欠席議員	-----	2
説明のため出席した者	-----	2
出席した事務局職員	-----	3
会期決定について	-----	4
会期日程表	-----	4
一般質問通告表	-----	5
開会（開議）	-----	9
日程第 1 会議録署名議員の指名	-----	9
日程第 2 会期決定について	-----	9
日程第 3 議案第59号	-----	9
日程第 4 一般質問	-----	11
延会	-----	63

◎第2日（11月29日）

議事日程	-----	65
会議に付した事件	-----	66
出席議員	-----	66
欠席議員	-----	66
説明のため出席した者	-----	66
出席した事務局職員	-----	67
開議	-----	68
日程第 1 会議録署名議員の指名	-----	68
日程第 2 一般質問	-----	68
日程第 3 議案第59号	-----	88
日程第 4 報告第12号		
） （一括）	-----	90
日程第 5 議案第66号		
日程第 6 報告第13号	-----	91

日程第 7 認 第 1 3 号		
	（一括）	-----93
日程第 1 2 議案第 7 2 号		
日程第 1 3 議案第 6 0 号		
	（一括）	-----96
日程第 1 6 議案第 6 7 号		
日程第 1 7 議案第 6 2 号		
	（一括）	-----99
日程第 1 9 議案第 6 5 号		
日程第 2 0 議案第 7 3 号		
	（一括）	-----100
日程第 2 1 議案第 7 4 号		
散 会		-----102

◎第 3 日（1 2 月 1 3 日）

議 事 日 程		-----105
会議に付した事件		-----106
出 席 議 員		-----106
欠 席 議 員		-----107
説明のため出席した者		-----107
出席した事務局職員		-----107
開議		-----108
日程第 1 会議録署名議員の指名		-----108
日程第 2 認 第 5 号		
	（一括）	-----108
日程第 9 認 第 1 2 号		
日程第 1 0 議案第 6 0 号		
	（一括）	-----115
日程第 1 4 議案第 6 8 号		
日程第 1 5 議案第 6 2 号		
	（一括）	-----119
日程第 2 4 議案第 7 4 号		
日程第 2 5 意見書案第 3 号		-----123
日程第 2 6 議案第 7 5 号		
	（一括）	-----124
日程第 2 7 議案第 7 6 号		
日程第 2 8 議案第 7 7 号		-----125

日程第 2 9	議案第 7 8 号		
)	(一括)	-----126
日程第 3 0	議案第 7 9 号		
日程第 3 1	議案第 8 0 号		
)	(一括)	-----128
日程第 3 4	議案第 8 3 号		
追加日程第 1	議案第 7 5 号		
)	(一括)	-----130
追加日程第 7	議案第 8 3 号		
追加日程第 8	議案第 7 8 号		
)	(一括)	-----132
追加日程第 9	議案第 7 9 号		
閉 会			-----134

令和 6 年 12 月
大竹市議会定例会（第 5 回）議事日程

令和 6 年 11 月 28 日 10 時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2		会期決定について	
第 3	議案第 59 号	議会の議決に付すべき定期借地権の設定に関する条例の制定について	総務文教付託
第 4		一般質問	
第 5	報告第 12 号	専決処分の報告について（工事請負契約の変更：大竹駅西口駅前広場整備工事（履行期限及び請負金額変更））	報 告 （一 括）
第 6	議案第 66 号	財産の取得について（小型ノンステップバス（こいこいバス））	
第 7	報告第 13 号	専決処分の報告について（事故による和解及び損害賠償の額の決定）	報 告
第 8	認 第 13 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度大竹市一般会計補正予算（第 4 号））	即 決 総務文教付託 生活環境付託 （一 括） 生活環境付託 生活環境付託 生活環境付託
第 9	議案第 68 号	令和 6 年度大竹市一般会計補正予算（第 5 号）	
第 10	議案第 69 号	令和 6 年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	
第 11	議案第 70 号	令和 6 年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第 2 号）	
第 12	議案第 71 号	令和 6 年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	
第 13	議案第 72 号	令和 6 年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	
第 14	議案第 60 号	定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例の制定について	
第 15	議案第 61 号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	総務文教付託 （一 括）
第 16	議案第 63 号	指定金融機関の指定更新について	
第 17	議案第 67 号	財産の無償譲渡について（地域情報通信基盤（光ファイバケーブル）設備一式）	総務文教付託
第 18	議案第 62 号	大竹市税条例の一部改正について	生活環境付託 （一 括）
第 19	議案第 64 号	大竹市地区集会所の指定管理者の指定について	
第 20	議案第 65 号	大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定	生活環境付託

- | | | |
|-----|-----------------------------------|--------------------------|
| | について | |
| 第21 | 議案第73号 令和6年度大竹市水道事業会計補正予算(第1号) | 生活環境付託
(一括)
生活環境付託 |
| 第22 | 議案第74号 令和6年度大竹市工業用水道事業会計補正予算(第1号) | |

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定について
- 日程第 3 議案第59号(説明・質疑・付託)
- 日程第 4 一般質問

○出席議員(15人)

- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 北地 範久 | 2番 | 中野 友博 |
| 3番 | 豊川 和也 | 4番 | 山代 英資 |
| 5番 | 岡 和明 | 6番 | 小出 哲義 |
| 7番 | 末広 天佑 | 8番 | 藤川 和弘 |
| 9番 | 中川 智之 | 10番 | 小田上 尚典 |
| 11番 | 西村 一啓 | 12番 | 山崎 年一 |
| 13番 | 日域 究 | 14番 | 細川 雅子 |
| 15番 | 寺岡 公章 | | |

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者

- | | |
|-------------------|-------|
| 市 長 | 入山 欣郎 |
| 副 市長 | 太田 勲男 |
| 教 育 長 | 小西 啓二 |
| 総 務 部 長 | 三原 尚美 |
| 市 民 生 活 部 長 | 佐伯 和規 |
| 健康福祉部長兼福祉事務所長 | 中村 一誠 |
| 建 設 部 長 | 山本 茂広 |
| 上 下 水 道 局 長 | 古賀 正則 |
| 消 防 長 兼 予 防 課 長 | 小田 明博 |
| 総務課長併任選挙管理委員会事務局長 | 柿本 剛 |
| 危 機 管 理 課 長 | 田中 宏幸 |
| 企 画 財 政 課 長 | 三井 佳和 |
| 産業振興課長併任農業委員会事務局長 | 三浦 暁雄 |
| 市 民 税 務 課 長 | 吉村 隆宏 |
| 環 境 整 備 課 長 | 外谷 明洋 |
| 地 域 介 護 課 長 | 前田 新吾 |
| 福 祉 課 長 | 井上 剛 |

保 健 医 療 課 長
参 事 兼 土 木 課 長
都 市 計 画 課 長
総 務 学 事 課 長
生 涯 学 習 課 長
消 防 本 部 消 防 総 務 課 長

松 重 幸 恵
中 司 和 彦
廻 本 実
大 井 一 徳
川 村 恭 彦
敷 田 博 之

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長
議 事 係 長

山 田 智 徳
丸 小 真

会期決定について

令和6年12月大竹市議会定例会（第5回）の会期を、次のとおり定める。	
令和6年11月28日提出	
大竹市議会議長 北地 範久	
自 令和6年11月28日	16日間
至 令和6年12月13日	

会期日程表

期 日		会 議		付 記
月 日	曜	本会議	委 員 会	
11. 28	木	本会議		<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会期決定 ・一般議案上程（付託）
			総務文教委員会	付託案件審査
				<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問 ・一般議案委員長報告（表決） ・一般議案上程（報告・即決・付託） ・散会
29	金	予備日	小方まちづくり特別委員会	
30	土	休 会		
12. 1	日			
2	月		総務文教委員会	付託案件審査 10時～
3	火		生活環境委員会	付託案件審査 10時～
4	水		基地周辺対策特別委員会	10時～
			小方まちづくり特別委員会 議会のあり方調査研究特別委員会	
5	木			
6	金			
7	土			
8	日			
9	月			
10	火			
11	水			
12	木			
13	金	本会議		<ul style="list-style-type: none"> ・決算特別委員長報告（表決） ・一般議案委員長報告（表決） ・閉会

令和6年12月大竹市議会定例会(第5回)

一般質問通告表

1

4番 山代英資議員

質問方式：一問一答

クーリングシェルトーの取り組みについて

クーリングシェルトーに関しては、本市としても初の試みだったと思うのですが、やってみた手ごたえを教えてくださいませんか。

また、本庁舎（10人程度）、総合市民会館、総合体育館（合わせて10人程度）、図書館（若干名、空席状況による）、アゼリアおおたけ（10人程度）、サントピア大竹（10人程度）、晴海臨海公園管理棟（5人程度）と約45名程度の利用が可能でしたが、席数または施設を増やすお考えがありますでしょうか。

管理上の課題から当面は公共施設でとのことでしたが、来年度以降、民間事業者との協力体制はいかがお考えでしょうか。

本市のお考えをお尋ねいたします。

本市の介護施設の状況について

今年の9月、12月、来年の3月と、大竹市内の介護施設の閉鎖や事業の撤退の話が出ております。要因の1つとして職員の不足（主に送迎）があると聞いておりますが、これは、特定の事業所だけでなく、全ての事業所の課題ではないかと思えます。今後、市内の同様の施設でも同じような現象が起こり得る可能性があるのではないのでしょうか。

新たな人材の確保は喫緊の課題であると思われまます。ヘルパーの資格を持ってはいるが介護経験のないペーパー介護士や、ブランクのある介護士の復職のための研修等も有効かもしれません。

市の福祉事業を継続されるうえでも、介護人材の確保等の今後の取り組み内容について、お考えをいま一度お尋ねいたします。

2

2番 中野友博議員

質問方式：一問一答

大竹市観光振興計画を策定しませんか

2023年3月、建築家・坂茂氏が設計された下瀬美術館が開業されました。海外での建築作品も評価が高く、国内外からの観光客も多く、2023年度は美術館の来館者は8万665人、Simose Art Garden Villaには892名が訪れました。また、2024年6月に国連教育科学文化機関（ユネスコ）本部で創設されたベルサイユ賞の「世界で最も美しい美術館」として下瀬美術館が選出され、今後多くの方が訪れることが予想されます。

また、同時期に民間のビジネスホテルも開業し、観光の拠点ができたことで、市内各所でもSNSでの発信を活用し、本市を訪れる方を増やそうと、民間での取り組みも活発になってきています。そして、これから数年後には道の駅開業が計画され、本市の景色も変わってくることでしょう。

しかし、本市には観光の方向性を示す計画・資料が現時点ではありません。人口が減少していく中で、これまで以上に関係人口増加に向けた取り組みが必要になります。そこで、本市の観光に対する現時点での考え・課題について問います。

防災リーダーの役割・課題について問う

時代が求める防災のあり方も「住民の命は行政が守る」から、自助・共助・公助の防災の三助へと移り変わっています。その中でも、本市では自助・共助の要となる防災リーダー育成に取り組んでいます。まずは防災リーダーとは何か。そして、本市が期待する地区での役割について問います。

このたび私自身も研修を受講し、現在の防災の考え方、AEDや胸骨圧迫の方法など、実践的な学びもある大変有意義な取り組みをしていると実感しました。その後、各地区の防災リーダーと意見を交わす中で、これからの課題が浮き彫りになりました。研修受講後、各地区でどう情報を拡散するか、市民が当事者意識を持ってもらうためにどのように巻き込むか、防災リーダーの存在をどう認知してもらうかなど、インプットした情報をどうアウトプットするかという点です。

そこで、上記課題を解決するための取り組みとして今後どのような取り組みを強化していくかを問い、行政主導の避難訓練について提案させていただきます。

3

11番 西村 一啓 議員

質問方式：一問一答

本市の道路について現状への対応や、今後中長期の計画等についてお伺いいたします

最近市内の市道が至るところで荒れているが、これらの補修や改善される予定、あるいは市民からの指摘に対する計画がなされているのか。

また、交通安全の面からの対策や計画はいつまでにされるのか、予算面から難しいのか伺う。

また、市内歴史的遺産である西国街道の整備も計画に入っているのか、いつまでに取り組むのか、あわせてお尋ねいたします。

4

6番 小出 哲義 議員

質問方式：一問一答

大竹市の定住促進について新たな観点からの提案と質問

大竹市の人口減少の抑制に向けての提案と質問を、これまでとは違う「ワーク・ライフ・バランスの観点」で行いたい。定住促進のための施策としてさまざまな支援が行われ、その成果も徐々に現われてきているように感じている。

2000年以降に成人を迎えた、いわゆるミレニアル世代、そして、定年を迎えた60代以降のシルバー世代が、ワーク・ライフ・バランスを重視した従来とは違った動機で移住を決定している。ここにポイントを置き、これに対応した定住促進の施策を提案したい。

本市が、この現象をどのように捉えているか。また、これに対応した施策を計画することが可能か聞きたい。

5

5番 岡 和明 議員

質問方式：一問一答

本市の今後の文化政策を尋ねます

本市はこれまで文化政策が極めて手薄でした。市の代表的な文化遺産である亀居城は木で覆われ雑草にまみれて夏場は踏み込むこともできず、昼間からイノシシが出たり、マムシが出たりして、市民すら遠のいています。城や西国街道とのつながりで文化価値の高かった小方旧市街も消滅しようとしています。

政府発表によると、今年1月から9月の訪日外国人客は約2,700万人、その消費額は6兆円近くに上りました。国内観光客はその数倍の規模です。

国は観光立国推進基本法を定めて、「地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の持続可能な発展を通じて国内外からの観光旅行を促進すること」を目指しています。その基盤となるのが地域の文化や自然であり、これらは昨今シビックプライドという用語で改めて強調される地域社会の心の拠り所にもなるものですが、本市の実情は冒頭のとおりで、国の政策に何らの貢献もなく、市民は年8兆円に上るこの大きな経済分野の恩恵に全くあずかれません。

本市は今後どのような文化政策を構想されているか問います。

6

13番 日 域 究 議員

質問方式：一問一答

不登校児童生徒の急増について

文部科学省の統計によれば不登校の児童生徒が急増しています。県下や大竹市においても同様でしょうか。ここまで増える原因はどこにあると考えますか。学校の不手際もあるとは思いますが、それだけのことでこんなに急に増えるとは考えられません。学校以外の要因、家庭のありよう等と関係の有無について、教育長の思いを尋ねます。

103万円の壁で複数の知事が懸念を表明、大竹市長も負けずに意見表明をお願いします

年末の忙しい時期に103万円の壁が多くの労働力を奪っていく。これはゆゆしき状況です。時給を上げれば余計に人手不足になる。国の制度がこんな状況を生んでいるなら即刻対応すべきです。できれば、税を大きく下げることなく、壁をフラットにするべきです。また、これを機に、不自然なルールの一掃を。一例は公務員の雇用保険不加入のこと。市長のお考えを尋ねます。

7

10番 小田上 尚 典 議員

質問方式：一問一答

G I G Aスクール構想実現に向けた取り組み、タブレットの活用、更新について

令和2年度から令和3年度に「1人1台端末」と高速通信ネットワークが整備され、タブレットを活用した学習もさまざま行われています。これまでの取り組みでの課題等の蓄積、対応などどのようにされていますか。

また、5年リースの更新時期も迫っていることから、これまでの取り組みや小・中学校での異なる活用方法を加味した機種を選定をされますか。

I C T支援員の支援により期待する効果はでていますか

現在、本市においてはI C T支援員を設置し4年が経過しています。学校現場からの要望はどんなものがあり、現場の希望に添える支援になっていますか。

支援員と継続して I C T 活用をステップアップさせていくために複数年の契約が必要だと考えます。

支援員は市の限りある財源からの配置ですが、地方財政措置の有無も伺います。

8

3 番 豊 川 和 也 議員

質問方式：一問一答

カプセルトイの活用について

地元ガチャ、街ガチャ等、カプセルトイを活用して地域の魅力を発信する市町村が増えています。大竹市も夜景の写真キーホルダーやコイちゃんキーホルダーなどを街ガチャにして市役所に設置を提案。

来年度の指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の設置予定について

今年度も酷暑でした。指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）が指定されました。そこで、

- ①今年度クーリングシェルターの利用者を教えてください。
- ②来年度クーリングシェルターの民間との協定や施設を増やすなどの対策は行いますか。

10時00分 開議

○議長（北地範久） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

定例会開会に当たり、市長から挨拶があります。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日ここに大竹市議会定例会が開会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、公私ともに御多忙のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、このたびの定例会で御提案いたします議案について申し上げますと、専決処分報告についてをはじめ、専決処分の承認を求めることについて、指定金融機関の指定更新について、条例の制定及び一部改正について、指定管理者の指定について、財産の取得及び無償譲渡について、令和6年度大竹市一般会計の補正予算など、あわせて19案件でございます。これらの議案の内容につきましては後ほど説明をさせていただきますので、慎重に御審議いただき議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、定例会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

○議長（北地範久） これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（北地範久） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、2番、中野友博議員、3番、豊川和也議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期決定について

○議長（北地範久） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月13日までの16日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、会期は16日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第3 議案第59号 議会の議決に付すべき定期借地権の設定に関する条例の制定について

○議長（北地範久） 日程第3、議案第59号議会の議決に付すべき定期借地権の設定に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

総務部長。

[総務部長 三原尚美 登壇]

○総務部長（三原尚美） 議案第59号議会の議決に付すべき定期借地権の設定に関する条例の制定について、提案理由を説明いたします。

本条例は、一定規模以上の土地に定期借地権を設定するものを議会の議決事件とするもので、地方自治法第96条第2項の規定に基づき制定するものです。

定期借地権の設定を伴う大規模な土地の貸借は、まちづくりを推進するための重要政策となることや長期間の契約となることから、その重要性を鑑み議会の議決に付すべき事件とするものです。

対象となる定期借地権の定義は、借地借家法第22条の一般定期借地権または第23条の事業用定期借地権に該当するものです。

面積要件は、議会の議決に付さなければならない財産の取得及び処分の要件と同様に1件5,000平方メートル以上のもので、施行日は公布の日からとしています。

なお、本条例の制定は、これから実施予定の旧小方小学校跡地A地区の公募方法について、より幅広い提案をいただきたいと考え、売却と定期借地の両方で検討したことを契機としていますが、当該公募に限定するものではありません。今後、本市が1件5,000平方メートル以上の土地に定期借地権を設定し、事業を実施しようとする場合も、本条例の適用を受けることとなります。

以上で、議案第59号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

日域議員。

○13番（日域 究） すみません、突然の質問で。

この条例を通さないと定期借地権の契約ができないわけではないですよ。そこだけお願いします。

○議長（北地範久） 総務部長。

○総務部長（三原尚美） 言われるとおりでございます。特に直接的に関係はございません。

○議長（北地範久） よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第59号は、総務文教委員会に付託いたします。

御通知いたします。次の休憩中、付託議案の審査のため、10時15分から総務文教委員会を開催いたします。委員各位には第1委員会室に御参集をお願いいたします。

議事の都合により暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

10時06分 休憩

10時45分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（北地範久） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第4 一般質問

○議長（北地範久） 日程第4、一般質問を行います。

この際、念のためお伝えいたします。

議会運営委員会の申し合わせにより、今回は代表制をとり、質問時間は答弁を除き会派の代表が1時間以内、その他は30分以内とし、質問回数は5回以内となっております。また、一問一答方式を選択された場合も1回目の質問は一括方式で行い、執行部からも一括で答弁を受けます。2回目の質問以降は通告された項目ごとに4回までの発言となります。なお、時間の予告は5分前に1打、1分前に2打、定刻で乱打といたします。

質問の通告を受けておりますので、順次発言を許します。

4番、山代英資議員。

[4番 山代英資議員 登壇]

○4番（山代英資） 皆さん、おはようございます。トップバッターを務めます、4番、調の会の山代英資です。よろしくお願いいたします。

なるべく聞き取りやすいよう発言させていただこうと思いますが、お聞き苦しい点がございましたら御容赦いただけるよう、よろしくお願いいたします。

また、傍聴席の皆様、現在中継を御覧になっている皆様におかれましては、平素より大竹市議会に御理解を賜りありがとうございます。大竹市議会は市民の方々に開かれた議会、市民の方々の参加を推進する議会、市民の方々に信頼される議会を目指しております。今後とも温かい御支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、本題に入ります。私からは2点お伺いをさせていただきます。

まず、1点目です。さきの6月の定例会で一般質問をさせていただきました指定暑熱避難施設、クーリングシェルターについてです。

4月の第4水曜日から10月の第4水曜日までの熱中症特別警戒情報発表期間中には、市町村が定めた施設をクーリングシェルターとして開放することとなっています。

今年も昨年と同様に災害級の暑さとなりました。気象庁も、今年の夏の全国の平均気温は平年と比べて高く、これまで最高だった昨年と並び、統計のある1898年以降で最も暑かったと発表しております。また、10月に入ってもなかなか暑さが和らかず、秋がなくなっただのではないかと錯覚をするほどでした。体感と開きがあるんですけれども、幸いにも暑さ指数と呼ばれるWBGT値が35以上で発令される熱中症特別警戒アラート、こちらは一度も発令されませんでした。

ですが、県内ではその1段階下の熱中症警戒アラートが46回ほど発令されております。大竹市でも、市の防災無線では2度ほど発令をされております。本市も、本庁舎・総合市民会館・総合体育館・図書館・アゼリアおおたけ・サントピア大竹・晴海臨海公園管理棟の7カ所をクーリングシェルターとして指定いただいております。

参考資料にて添付しておりますように、施設の入り口等にポスター等を掲示し、ある程度分かりやすく利用しやすいように配慮もされておりました。ありがとうございます。本市としても初の試みだったと思うのですが、やってみた手応えを教えてくださいませんか。

また、本庁舎で10人程度、総合市民会館・総合体育館で合わせて10人程度、図書館は、空席状況によりますが若干名、アゼリアおおたけは10人程度、サントピア大竹10人程度、晴海臨海公園管理棟が5人程度と、約45名程度の利用が可能とのことでしたが、席数または施設を増やすお考えはありますでしょうか。

加えて、管理上の課題から当面は公共施設でとのことでしたが、来年度以降民間事業者との協力体制はいかがお考えでしょうか。

以上3点、本市のお考えをお尋ねいたします。

続いて、2点目の質問です。介護保険サービスについてです。

前段となりますが、介護保険サービスには在宅サービスと呼ばれる居宅介護支援、デイサービス・訪問介護・ショートステイや地域密着型サービスと呼ばれる小規模多機能型居宅住宅やグループホーム、看護小規模多機能型住宅介護や施設サービスと呼ばれる介護老人福祉施設があります。

施設名はここでは明かしません、今年の9月、12月、来年の3月と、大竹市内の介護施設の閉鎖や事業の撤退の話が出ております。要因の1つとして職員の人材不足があると聞いておりますが、これは特定の事業所だけでなく全ての事業所の課題ではないかと思っております。

人材不足がもたらす課題としては、利用者一人一人に十分な時間がかけられなくなることによるサービスの質の低下や、施設の運営が困難になるため、規模の縮小、施設の閉鎖や新たな利用者の方への受け皿としての機能が働きづらくなるため、地域社会への影響という部分に直結するのではないかと思います。今後、市内の同様の施設でも同じような現象が起り得るのではないのでしょうか。新たな人材の確保は喫緊の課題であると思われま

す。

26日の生活環境委員協議会でも御説明いただきましたが、ヘルパーの資格を持つてはいるが介護経験のないペーパー介護士やブランクのある介護士の復職のための研修等も有効だと思えます。市の福祉事業を継続されるうえでも、介護人材の確保等の取り組み内容についてお考えを、いま一度お尋ねいたします。

登壇しての質問は以上となります。御答弁よろしく願いいたします。

○議長（北地範久） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） まちづくり、行政の課題は時代とともに変化してまいります。昨今では介護人材の確保の問題、そして、暑さ対策に対する問題が非常に注目をされております。このことにつきまして御質問をいただきました。ありがとうございます。

それでは、山代議員の御質問にお答えをいたします。

1点目のクーリングシエルトの取り組みについてでございます。

クーリングシェルターは、熱中症特別警戒情報の発表期間中における暑熱から避難するための施設で、令和6年度から運用が始まりました。各自治体において利用可能な施設を指定し、公表することとなっているため、本市では本庁舎・総合市民会館・総合体育館・市図書館・アゼリアおおたけ・サントピア大竹及び晴海臨海公園管理棟を指定しています。

熱中症特別警戒情報が発表されますと県知事から市町に通知があり、住民及び関係団体に伝達するとともにクーリングシェルターを開放することになりますが、今年度の運用期間中に発表はありませんでした。そのため、クーリングシェルターとして施設を開放することがなかったため、利用実態としての把握はできていません。

初めての試みでしたのでポスターなどでの周知に努めましたが、運用期間中に指定施設に来られた方には通常時と変わらず御利用いただいていたと認識しています。来年度以降も運用期間中はクーリングシェルターの周知を実施し、安心して利用いただける施設を目指してまいります。

次に、指定施設及び利用可能人数は所管課などと協議し、本庁舎や総合市民会館など比較的大きな施設で、現行で管理可能な人数ということで決定しています。今後の運用状況を見ながら、拡充などの見直しが必要であれば対応を検討してまいります。

最後に、民間事業者との協力体制についてですが、クーリングシェルターとして民間事業者の所有する施設を指定する場合は、相手方と協定を締結する必要があります。現時点で予定はありませんが、民間事業者から申し出があれば協議をし、条件が整えば協定を締結し、指定させていただきたいと考えています。

続いて、2点目の本市の介護施設の状況についてです。

議員御指摘のとおり、市内の介護・福祉分野の事業所における人材不足は喫緊の課題であると認識しています。生活環境委員協議会の内容と重なりますが、市としましては、この人材不足に対応するため、市内事業所への就労支援・就労継続支援を行い、介護・福祉サービスの提供の維持及び利用者のサービス利用の継続を図りたいと思っています。

今回の補正予算では、市内の人材を掘り起こすことを目的として研修費の予算を計上しています。掘り起こした人材が市内事業所に就労することで、少しでも利用者の受け入れにつながればと考えています。また、送迎においても人材不足などの課題がありますので、送迎支援の方法についても検討しています。

以前実施した市内の事業者へのアンケート結果でも人材確保が課題であるとの意見が多くあり、市としましては優先的に取り組む必要があると感じています。人材不足は介護・福祉分野だけの問題ではありませんが、今後も市内の介護・福祉サービスを継続して提供するために、さらなる人材確保の支援を検討していく考えでございます。

以上で、山代議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（北地範久） 山代議員。

○4番（山代英資） 御答弁ありがとうございました。

まず、クーリングシェルターについてです。

熱中症特別警戒アラートが出て、初めてクーリングシェルターとして認識されるということの御答弁でした。難しいところではありますが、利用実態がないということだったん

ですけれども、実態が把握できてないということであればクーリングシェルターとしてではなく涼みどころとしてでも、体感的なものでも構いません。利用人数の程度がわかれば教えていただきたいなと思います。

また、前回、ウェブサイト上での文字のみの案内だけでなくクーリングシェルター一覧マップのような視覚に訴えかける工夫も必要だと思いますが、それらはいかががでしょうかという問題を問いかけていただきました。マップ作成は国が県を通じて照会を行っているとの話もございましたが、その後進展はございましたでしょうか。

以上、2点よろしくお願いいいたします。

○議長（北地範久） 環境整備課長。

○環境整備課長（胤谷明洋） クーリングシェルターにつきましては、一応今年度から全国的に運用が開始されたということで、当初施設をどこにするかという検討をする中で、いろいろ内部でも今後のことも含めて検討しておかなければいけないということで、利用される方がどれぐらいになるかなとか、また、高齢の方とか、そういった年齢層といったものも想定しながら今回設定させていただいたところです。

ただ、実際そのクーリングシェルターも、議員も指摘されましたとおり、結局その運用期間で発表されない限りはシェルターとして活用するというものではございませんでしたので、今回指定させていただいた施設のほうに、それを運用することによって利用者の方がどんなふうになるかとか、そういったものについての体感的なものまではちょっとお願いしていなかったもので、市長のほうの答弁でもありましたとおり、把握ができていないという状況でございます。

今後は、当然来年もまた同じように運用されるということなので、今回御指摘もあったので、施設のほうでもそこを気にして見てもらえないかということはお伝えできるとは思っております。

今年も暑かったんですけれども、結局それで施設利用が増えたかどうかは確認できていなかったということで、申し訳ございませんが、また来年以降の取り組みということで御了解いただきたいと思います。

それから、マッピングの話なんですけれども、国のほうのサイトと県のほうのサイトでいろいろ市のほうの取り組みなどを報告するようにはなっているんですけれども、今回そちらのほうでそれぞれ自治体のサイトにリンクするような形でされていて、それぞれの自治体のほうでは国が示した一覧表、例えば、施設名とか場所とか受け入れ人数とか受け入れ時間とか、そういった一覧表しか閲覧できないような状況になっていまして、ちょっとマッピングにまではなっていなかったようです。

今後は国や県のほうでも、今回の取り組みの中でいろいろ見直しをされていくと思いますので、その中でまたちょっと情報等を把握しながら、そこら辺の分について整理ができればまた考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（北地範久） 山代議員。

○4番（山代英資） 御答弁ありがとうございます。

クーリングシェルターとして認識されていないということなので、数の把握は難しいということなんですけれども、涼しい環境をそれぞれ市のほうで構えているということなので、涼んでいる方というのは一定数いらっしゃるのではないかなというふうに思っております。次年度以降の対応も今後の課題として心に留めておいていただくと幸いです。

少し視点を変えて質問させていただきます。先ほど災害級の暑さと申しましたが、令和5年度・令和6年度と、この期間中の熱中症及び熱中症疑いで搬送された件数を教えてくださいませんか。

また、屋外か屋内かの場所、大まかな年齢区分もわかればお願いいたします。

以上です。

○議長（北地範久） 消防総務課長。

○消防本部消防総務課長（敷田博之） では、お答え申し上げます。

令和6年度の熱中症の搬送件数につきましては、疑いを含めまして25件の実績でございました。そのうち、7月から8月の期間につきましては全体の76%が集中しているところでございます。時間帯での集計ということも行っておりませんので、月別ということでは7月・8月に集中しているところでございます。

また、発生場所としましては屋外が3割程度で屋内が7割程度ということになっております。

年齢別の搬送件数としましては、65歳以上が19件で全体の76%を占めております。その他としましては18歳以上が6件で全体の24%で、18歳未満は搬送件数がございませんでした。令和5年度の熱中症の搬送件数につきましては疑いを含めて20件の実績でございましたが、そのうち65歳以上は10件で、全体の50%を占めておる状況でございます。

コロナウイルスの感染症が流行していた時期におきましては搬送件数自体が制限されていましたが、その年ごとに気候変動による熱中症リスクが異なることから搬送件数の比較というのは大変難しいところでございますが、直近のこの状況を見ますと、やはり65歳以上の方の搬送割合が高くなっているというふうに考えております。

以上です。

○議長（北地範久） 山代議員。

○4番（山代英資） 御答弁ありがとうございました。搬送件数が令和6年度は25件、令和5年度は20件ということ承知いたしました。

過去の搬送件数なんですけれども、令和3年は3件、令和4年は13件というふうなことは聞いております。先ほどおっしゃったように、コロナ禍ということもあり単純な比較はできないということだとは思いますが、件数としては増えてきているのかなというのが単純な感想です。また、高齢者の割合もデータを見る限り高くなってきているなというふうに感じます。

ただ、これらを防ぐためには、市民の皆さんの自己防衛という意味合いも含めた熱中症に対する予防意識を高めていくしか方法はないのかなと思います。そのためには、次年度以降もクーリングシェルターを上手に使っていくことが大事だと思います。

大竹市内での熱中症患者が少しでも減ればという願いと民間事業者との協力体制も視野

に入れていただけるよう要望を添えさせていただき、私の1つ目の質問を終わらせていただきます。今後ともよろしく願いいたします。

続いて、介護保険サービスの質問に入ります。

今年度の介護保険緊急支援対策事業の御答弁、ありがとうございます。今年度ということだけではなく、今後の取り組みというのは具体的にどのようなことをお考えでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（北地範久） 地域介護課長。

○地域介護課長（前田新吾） 今後の取り組みということでございます。

現在、具体的ではございませんけれども、送迎支援についてデイサービスの送迎等の人員不足、遠距離等の対応が難しいということなどの課題がございますので、本市で何ができるかを全国の事例等を収集して検討しているところでございます。

また、人材確保、こちらについては現在就労支援として検討しているところではございますけれども、介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーや介護福祉士・社会福祉士などの資格取得への助成を検討しているところでございます。

また、就労の継続の視点としまして資格取得されている方への資格の更新費用や研修費用、こちらのほうも助成を検討しているところでございます。

以上です。

○議長（北地範久） 山代議員。

○4番（山代英資） 御答弁ありがとうございました。ケアマネジャーの不足という部分も否めないと思っていますので、こちらの育成にも力を入れていただけるとのことで安心しました。今、大竹市内の施設で働いている方が市外の施設に流出しないように、また、順調にキャリアが積めるように御支援のほどよろしく願いいたします。

執行部の方々には釈迦に説法だと思いますが、ある大手自動車メーカーでは、福祉介護・共同送迎サービス「ゴイッショ」というのを提供しております。ここではメーカー名は明言しませんが、通所介護事業所が単独で行っている送迎業務を外部の団体に集約し、地域一体で運行する共同送迎サービスを実現したものです。ホームページでは、さらに地域の課題にあわせたサービスを付加することにより地域移動を支援する仕組みを目指しますとあります。

実際に正式運行を行っているのが香川県三豊市と滋賀県野洲市です。三豊市は2022年6月から、野洲市は2023年9月に実証実験を行い2024年10月に正式運行を行っています。また、島根県出雲市、岡山県高梁市、こちらの2市が実証実験をスタートさせております。特に、高梁市の人口は約2万5,000人と大竹市とほぼ同等ながら面積は546.99平方キロメートルと、大竹市の約7倍を有する市です。大竹市に適しているかどうかも含め、今回は御紹介をさせていただきました。

また、もう1点介護をしている側としての意見を付け加えさせていただくと、レスパイトケアの問題がございます。介護は家族側の心身にも負担が大きい仕事です。ずっと介護をしていると心身ともに疲れてしまい、介護する人もされる人もどちらもつらくなってしまいます。レスパイトケアは、そんな介護する人たちが一時的にでも介護生活から離れる

時間をつくることで心身を休め、リフレッシュするための大切な時間です。これらを確保するためにも介護事業の人材不足解消は重要な事案であると思います。少し取り留めのない話になりそうなので、こちらは改めて別の機会に質問させていただければと思います。

介護事業の人材不足は大きな意味で大竹市の行政の運営と綿密に影響し合っていると考えています。根本的な解消には、大竹市としての地元での定住の促進・就労の支援・教育、この市の根幹をなす3つの柱へのさらなる手当が必要になるのではないかと考えています。

介護事業の人材不足を解消すべく大竹市にもっと人材を呼び込む視点での施策を行ってほしい。これを私の要望として答弁を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（北地範久） 続いて、2番、中野友博議員。

〔2番 中野友博議員 登壇〕

○2番（中野友博） 2番、志青会の中野友博です。よろしくお願いいたします。

月末の大変お忙しい中、傍聴席にて応援に来ていただきありがとうございます。

もっと話そう僕たちの未来をテーマに掲げ、私は毎月1回大竹市内各地で市政報告会を行っています。市議会議員の活動内容や本市が取り組んでいる事業、これからの課題など、地域の皆さんと意見を交わしながら大竹市の未来について議論しています。

この市政報告会の最後にいつもお伝えすることがあります。それは、これからの大竹市は市民・地域・行政が三位一体となり、チーム大竹としてまちづくりを行うことが大切だということです。本日の一般質問は、このチーム大竹として未来の大竹市を形づくるため、市民・地域・行政がそれぞれ取り組むべき課題について質問させていただきます。批判より提案を、要望よりお誘いを。大竹市民全員でこれからの大竹市について考える機会をつくりたいと思います。よろしくお願いいたします。

このたびは、初めて2つのテーマを取り扱います。そのテーマとは観光と防災です。単語だけ見てみるとそこまで近いテーマではないと感じるかもしれませんが、しかし、共通している点は、行政にしかできないことは何か、市民・地域がやるべきことは何か。この2つについて質問してまいります。

まずは観光についてです。

皆様、想像してみてください。大竹市に観光に来られた方に次のような質問を突然されたら何と答えますか。大竹市で観光するならどこへ行けばいいですか。いろんなことが頭の中を巡るでしょう。これから紅葉の季節を迎える三倉岳はきれいだろうな、大竹市といったら手すき和紙や工場夜景があるよな、大竹市で食事をするならここを紹介してみよう、下瀬美術館もできたし、お子さんがいれば晴海臨海公園の大型遊具も喜んでもらえるだろうなど、大竹市内各所を想像されることでしょう。新型コロナウイルス蔓延の時期には閑散としていたまちの様子とは打って変わり、人の流れがコロナ前に戻り、大竹市内各所にも多くの方が訪れています。

ひろしま観光立県推進基本計画には、広島県としても県全体で各地域の魅力を十分に発揮し、オール広島で観光政策に取り組んでいくとの記載があります。広島公式観光サイト Dive! Hiroshimaによると、令和5年の広島県の総観光客数は6,037万人に

上り、前年と比べ1,129万人、23%も増加しており、コロナ前である令和元年の水準まで戻りつつあります。本市の統計データを見てみると、令和5年度には38万6,000人との数字があり、対前年比29.9%増、県全体の平均より増加率が大きい8つの市町に入っております。

本市では、昨年3月に建築家坂茂氏が設計された下瀬美術館が開業されました。坂茂氏の海外での建築作品の評価も高いところもあり、国内外からの多くの観光客が訪れています。2023年度は美術館の来館者は8万665人、併設されるSimose Art Garden Villaには892名が訪れました。また、2024年6月にユネスコ本部で創設されたベルサイユ賞の世界で最も美しい美術館として選出され、今後多くの方が訪れることが予想されます。

また、同時期に民間のビジネスホテルも開業され、観光の拠点が本市にもできました。このビジネスホテルは工業地帯の近くに開業し、長期滞在をマーケティングの主として運営を行っていますが、最近では観光客の利用も増え、そこから市内飲食店で食事をするなどの好影響もよく耳にします。これまで本市にはなかった国内外に広く発信ができる観光拠点ができたことについての影響を、どのように捉えていますでしょうか。

さらに、遠くない未来には旧小方小学校・中学校跡地の開発も進み、道の駅もできます。しかし、本市には観光振興に関する計画書がまだありません。私はこれからの大竹市としての観光の指針を示す大竹市観光推進計画の策定が必要だと考えていますが、いかがでしょうか。

そこで、観光についての最初の質問です。改めて総論になりますが、大竹市にとって観光とはどういう位置づけでしょうか。本市の観光に対する現状の取り組みや考えについてお聞かせください。

次に、2つ目のテーマ、防災についてです。

昨年10月に発生した大竹市での大規模断水、今年1月に発生した能登半島地震、8月の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表など、災害が頻発する状況の中どのような準備が必要なのか、防災に対する意識を高めていただくためこれまでも質問してまいりました。

防災に対する考え方は、3月定例会で御紹介した中央防災会議の一文に、皆さんの命を行政に委ねないでくださいとあるように、行政に依存しない備えが重要だと説明させていただきました。安心・安全を形づくるためには、自らの命は自らが守る自助、地域コミュニティによる助け合い、共助、行政は地域コミュニティを支援、住民が適切な行動を取れるよう全力で支援する公助の3つとなっており、冒頭にお話しした地域全体でそれぞれの役割があり取り組んでいく時代となっています。

3月定例会での質問の際に、防災リーダーの課題については、目標値に向けより一層周知しないといけないとありましたが、49名だった防災リーダーも、つい先日行われた6期目の防災リーダー研修で61名の方が申し込みをされている状況まで数字を伸ばしており、若年層・女性のリーダーがいないことが課題とされていましたが、30代の若者や初の女性防災リーダーが生まれたりと、担当課職員の方からの継続的な声かけや地域での防災力強

化に向けた取り組みも相まって、着実に目標値に向かっております。

状況も変わった中で、改めてお伺いします。防災リーダーについての今後の取り組みや方向性、そして、本市が考える防災リーダーに期待する役割について問います。

以上、観光・防災に対する本市の考えをお伺いさせていただきます。壇上での質問を終わります。

○議長（北地範久） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 近頃、我がまち大竹市に多くの方々が来てくださるようにホテルや美術館が進出してくださった、その大きな影響が来ていると思います。また、晴海臨海公園の遊具広場には土日には人があふれております。ただ、観光というのはその来てくださる方がどれだけ大竹市にプラスになってくださるかという視点で見ると、どうすればいいか大変頭を悩ませているところでございます。

それでは、中野議員の御質問にお答えをさせていただきます。

1 点目の大竹市観光振興計画の策定についてです。

大竹市は、海岸からほど近い場所に急峻な山が多く、平野部が少ない特徴がありますが、瀬戸内海と山地を一度に感じることでできる風光明媚な地形でございます。そのため、三倉岳や阿多田島など自然を楽しむことのできる観光地が点在し、近隣市町から多くの観光客が訪れています。平野部には亀居城址や工場夜景などの文化的スポットが点在し、一定の集客はありますが、これらの観光地のみを目的として周遊することが難しいため、少しでも多くの方に大竹市に来ていただけるように広島都市圏などの広域で集客に取り組んでいるところです。

また、観光を産業として考えた場合、本市の観光地のみでは滞在時間が短く観光による消費もあまり見込めないため、観光を生業としている事業者はほとんどございません。このように、これまではどちらかというと市のPRという観点から自然や文化的施設の観光資源を活用してきました。

しかしながら、昨年3月の下瀬美術館オープンを境に、一定の滞在時間を過ごすことのできる美術館を目的に観光客が訪れるようになりました。また、ビジネスホテルも新規に開業し、宮島や広島市から足を延ばして宿泊される観光客も増えているように聞いております。

観光や宿泊を目的として一定時間滞在する方が大竹市に訪れるようになったことで、飲食業や交通業へも変化が表れ、観光による消費が生まれつつあります。この流れを加速させ拡大させていくためには、観光客の滞在時間を増やすことが必要で、現在計画中の新たな道の駅などの新しい施設の整備や既存の資源を活用していく必要がございます。

ただ、思いつきで施策を展開しても思ったような効果は期待できません。観光客が何を求めて、どのような行動をとっているのか、データによる分析を行ったうえで施策を展開する必要があると考えています。

さらに、広島県で宿泊税の導入が検討されていますが、その用途を考える必要性からも、観光を産業のみで捉えるのではなく、関係人口増加による地域の活性化や市のプロモーション

ョン、イメージアップとしての活用など、どのような考えに基づいて観光施策を行うのかなど、本市においても基本的な指針が必要であると考えています。現在はどのタイミングでスタートさせることがよいかなどの検討を行っている段階です。

続いて、2点目の防災リーダーの役割・課題について問うについてでございます。

まず、本市では地域の防災対策の推進及び防災意識の普及を行い、自主防災組織の育成・活性化を目的として防災に関する知識及び技能を有する地域防災リーダーを育成しており、平成30年度から延べ59名の方を地域防災リーダーとして認定しております。

目的を達成するため、地域防災リーダーの皆様には防災に関する知識及び技能の習得及び普及に関すること、防災訓練や広報などを通じた防災意識の啓発活動に関すること、避難所の運営支援に関すること、防災活動に必要な資機材の確保及び運用に関することなどの活動に従事していただくことを期待しています。

さきの定例会でもお伝えいたしましたが、防災・減災のためには自助・共助・公助それぞれが機能することが必要不可欠でございます。市民の皆様が自分の命をどう守るかという意識を持って、平時から備えることはもちろん、共助を担う自主防災組織や地域防災リーダーの育成は必要不可欠なものと考えています。

また、その活動はあくまでも自主性に基づいたものでないと、将来にわたり持続可能なものになりません。これからも地域の実情にあわせて、無理のない範囲で、それぞれの役割を発揮しながら活動することにより自助・共助が進んでいくような周知啓発を行ってまいりたいと考えています。

以上で、中野議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（北地範久） 中野議員。

○2番（中野友博） 市長、御答弁いただきありがとうございます。

大竹市の観光条件であったり根拠あるデータの分析、また、関係人口の創出など、観光に関してはそういった御答弁をいただきました。防災リーダーに関してはその必要性、意義、期待する役割ということで本市の狙いや方向性について御答弁いただきました。ありがとうございます。

さて、1つずつ質問していきたいと思えます。まずは観光からです。改めて本市が掲げる観光についての課題、考え方について掘り下げてまいります。

参考資料の1枚目を御覧ください。こちらの上段の資料は、第1期大竹市まちづくり基本計画に記載のある本市の観光振興に関する事項です。4年間で実現したい姿や現状、課題、取り組みの方針に関しての記載があります。

そして、下段には、第1期大竹市まちづくり基本計画実施計画に記載のあるK P I、重要業績評価指標についての目標値が記載されています。令和5年度の目標値が52万人とあります。

この4年間で実現したい姿に記載のある魅力あるスポットの1つには、壇上でお話した下瀬美術館などがあるかと思えます。この下瀬美術館をはじめ民間のビジネスホテル開業、コロナ禍を経た人々の動きの変化について、まずは担当課としてどのように感じていますでしょうか。お伺いします。

次に、先ほど御説明した参考資料 1 枚目の上段、取り組みの方針についてです。

1 つ目、関係機関と連携した市内の観光資源や観光ルートの開発促進などに取り組みます。そして、2 つ目、広島市を中心とした広島広域連携都市圏での連携も含め、時代にあわせた効果的な情報発信を行うことで大竹市の魅力発信と知名度の向上に取り組むとあります。

情報発信という点で見れば、令和 5 年度の取り組みで大竹市の観光ガイドブックも刷新され新しいものができました。各箇所に配置していますが手に取る方が多くいるようで、好評だというふうにお伺いしております。

さて、この関係機関の 1 つに大竹市観光協会があります。この観光協会の取り組みについて掘り下げていきます。

大竹市観光協会の事務局は、大竹商工会議所職員の方が担われており、先日お話を伺ってきました。令和 5 年度の決算書にも記載があるように、大竹市観光協会に本年度は補助金として本市から 72 万 8,000 円が支払われております。

この 72 万 8,000 円の内訳は、事務手数料や雑費を除くと、亀居公園のぼんぼりの設置事業に 43 万 8,304 円。これは今年は修繕費も含まれているそうです。また、三倉岳の山開き祈願祭 7 万 9,070 円とあります。収入に関しては、市の補助金だけではなく観光協会会費として 6 万 5,000 円と繰越金 12 万 9,123 円があるという状況です。この内容を見て、観光への取り組みができているのだろうかと感じてしまいます。

そして、情報発信という点では、本市の観光協会はホームページがありません。県内のほかの市町を見てもホームページが完備され、各市町の観光情報が分かりやすく記載されています。そして、担当者の方にお伺いしたんですが、月 1 度あるかないか、この観光協会宛てに、観光名所はどこですかという問い合わせがあるそうです。

また、例えば、市内事業者の方が観光に対する取り組みなどの相談があるのかという質問に対しては、今の担当の方になってからの 2 年はゼロ件という回答でした。

観光協会の会則には、本会の目的を達成するために次の事業を行うとあります。観光資源の調査並びに開発・整備に関する事業、観光客の誘致に関する事業、観光土産物品の改善・指導などが記載されています。本市が観光協会に求めているものとは改めて何かお伺いします。

また、今後の観光協会のあり方について行政としてどのような関係でありたいのか、その考えをお伺いさせていただきます。

以上、2 回目の質問では次の 3 点をお伺いします。

1 つ目は、下瀬美術館や民間ビジネスホテル開業に伴う本市の観光の影響について。

2 つ目は、本市が取り組んでいる観光資源の開発や産業の振興とはどのようなことをイメージしているのか。

3 つ目は、先ほど御紹介した大竹市観光協会のあり方、行政との関係性、この今後の方向性についてお伺いさせていただきます。

以上、3 点について、御答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（北地範久） 産業振興課長。

○産業振興課長併任農業委員会事務局長（三浦暁雄） それでは、御質問にお答えをいたします。

下津美術館のオープンによりまして、本市にも観光の目的地となる施設ができて、多くの方の集客を得ているという状況でございます。ベルサイユ賞につきましても、今後特別賞の発表があるということで場合によってはさらなる集客の可能性もあるというふうに考えております。

また、民間ホテルにつきましては、御指摘のような市内の飲食店への好影響も伺っているわけでございますけれども、その他の影響といたしまして、このような拠点ができたことによりまして雇用が発生しているということ。それと、飲食業のみならず地元の交通事業者の方や食材を提供するような事業者の方にもよい影響というのは波及しているだろうというふうに考えております。

資料でございます第1期まちづくり基本計画の取り組み方針でございます。

このような拠点が出来上がる前の計画ではございますけれども、基本的には観光ルートの開発促進などは広域で考えておまして、広島市・廿日市市・岩国市の観光の合間に本市、大竹市に寄っていただきまして観光客を増加させ、できれば消費にも結びつけていきたいという取り組みでございます。

そういった観点からも、特産品につきましては大竹生まれ商品登録制度を創設しまして、少しでも大竹市や特産品を知ってもらい消費に結びつけ、産業の振興に寄与できればというふうに考えて施策を展開してまいったところでございます。

大竹市観光協会につきましては、過去、大竹・和木川まつり花火大会を主催をしておりました。現在の主催事業といたしましては、御指摘のような三倉岳と亀居城に限定した取り組みになっていようかと思っております。下瀬美術館の開設以来、状況も変化しておりますので、大竹市観光協会の今後の役割やあり方につきましては、構成団体もございまして、そういったところで検討が必要ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北地範久） 中野議員。

○2番（中野友博） 御答弁いただきありがとうございます。

下瀬美術館ができての好影響は、本当に市民の皆さんからも私はたくさん声をいただいております。担当課の方にも恐らくいろんな声が入ってきているのではないかと感じております。よい影響が出ているようで本当にいいことだなと思っております。

また、やはり本市だけではなく広域で考える、市長答弁にもございましたが、そういった考え方も必要だと思っております。観光協会のあり方、こちらについてちょっとこれから掘り下げていこうと思っております。

改めて、この大竹市観光協会の会則には観光協会が本市の観光事業の振興整備を図っているとの記載がありますが、ほかの市町村ではこの観光協会というのがどのような取り組みをしているのかということで調べてまいりました。

参考資料の2枚目を御覧ください。こちらは観光庁が出している観光地域づくり法人（DMO）とはという資料になります。

全国、広島県内で見ると、従来は観光協会が担っていた役割をDMOとして組織化し観光振興に取り組んでいる地域が増えています。観光地域づくり法人（DMO）とは、「観光地域づくり法人は、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔として、多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人です。」とあります。

ここで注目すべきワードは2つあって、まず、稼ぐ力というところと観光地域づくりの司令塔という、私はこの2つに着目しています。

改めて、ここで観光の定義について触れたいと思います。

広島県が策定されているひろしま観光立県推進基本条例前文には、次のような言葉が記載してあります。観光とは、訪れる人々と地域の人々の相互理解と交流の促進や、地域における雇用の増大と幅広い分野にわたる地域経済の活性化に寄与し、潤いのある豊かな生活環境の創造等を通じて県民生活の安定向上に貢献するもの。つまり観光とは、名所を巡る、特産品をPRするというだけでなく、その先にどうやったら地域にお金が落ちるのか、その仕組みをつくるということです。

では、稼ぐ力、観光地域づくりの司令塔とは具体的にどのようなものか御説明させていただきます。参考資料の3枚目を御覧ください。

こちらは、庄原市観光振興計画概要版にある、行政とDMOの関係性について記載された資料です。資料上段の2段落目にあります庄原版DMOは、地域の稼ぐ力の強化に取り組むとともに、庄原市における観光推進体制の中心となり、市や地域の団体・事業者・市民と連携し、以下に示す横断的な体制を構築するというふうにあります。この具体的な取り組みについて、このたび担当課の方にお話をお伺いしてまいりました。

例えば、この庄原版DMOでは、旅行ツアーの企画を行ったり古民家をリノベーションして宿泊施設の運営を行ったり、また、地域の特産品をECサイトで販売、庄原市の自然を生かしたラフティングなどのアクティビティなどを行っているそうです。

5年前にこの庄原版DMOを組織しましたが、メンバーは観光協会の元職員、市役所からの出向職員、マーケティングや翻訳を担う外部専門家で構成されています。観光協会時代には地域のイベントをサポートすることがメインだったそうですが、DMOになり、地域が稼ぐ力をつけることを目的に現状取り組まれているそうです。

一昔前の観光というのは観光の目玉になる施設をつくるという時代があったかと思うんですが、現在はこの地域にある資源・魅力・価値というものを再定義し、新たな観光資源をつくりプレイヤーを増やすことで、地域が稼ぐことにつなげているそうです。

観光で大切な点は観光客数ではありません。地域に幾らお金が落ちるのか、観光消費額というものが重要です。そして、観光は稼ぐことの先にもう1つ大きな目的があります。

これも広島県が策定されている先ほどのひろしま観光立県推進基本条例の前文に、もう一文重要な記載があります。「観光とは、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現を促進し、本県の文化、歴史等に関する理解を深めるものとして、将来の定住につながる交流人口の拡大に重要な役割を担っていくものである。」

私はこの最後の文章の、将来の定住につながる交流人口の拡大に重要な役割を担うという点が、このたびの一般質問で最もお伝えしたい部分となります。

人口減少というのは本市だけではなく全国的な課題になっています。その中でも、どう大竹市に定住してもらうのか、大竹市で働いたり遊びに来てもらったりするための交流人口というのをどう増やすかというのが課題になってくると思います。その定住につながる関係人口、交流人口創出の手段の1つがこの観光事業だと考えています。

各市町村によって得手・不得手、状況もいろいろ変わると思います。私はこのDMOをつくってほしいというわけではなく、こうした考えが広がっていく中で本市もこの稼ぐ地域となるための1つの手法として、こうした観光事業への取り組みというのが今後必要になってくると感じております。

また、情報発信や観光資源の開発というのは、もしかしたら行政だけではなく民間でもできることかもしれません。現に三倉岳では、管理棟の方がInstagramを活用して情報発信をして、登山客やイベント利用客が増えている状況です。また、阿多田島汽船では、船の御朱印集めである御船印企画というものを現状企画しており、ほか市町の方と連携を取りながら本市に人が訪れる企画を進めています。

観光拠点ができ民間でのプレーヤーが生まれ、これから本市は道の駅を計画中です。私個人は、この道の駅を中心とした小方まちづくりはこれからの大竹市の顔となる事業になると考えており、だからこそ本市の魅力をPRし、ここにしかないものをつくることで稼ぐ場所になってほしいと考えております。

以上のことを踏まえ、行政にできることは何かということを考えます。それはこの町の方向性を決め、市民の背中を後押しし、機運を高めるための旗を振ることが行政にしかできない役割だと思っています。

だからこそ私は、現在の状況、今後の方向性を踏まえたうえで大竹市観光振興計画が必要だと考えておりますので、このような取り組みについて前向きに検討していただければと思います。

答弁不要です。観光については以上となります。

さて、2つ目の質問内容、防災についてお伺いします。

壇上での質問で、自助・共助・公助の考え方のもと、それぞれの役割があることについて触れました。

昨年10月に本市で起こった断水の際に、緊急時の情報発信のあり方や地域での防災活動に関しての課題について取り組むようになり、防災に対する課題についてこれまで一般質問をさせていただきました。そうした中で、やはり自分自身が防災リーダーになってみたいとわからないなど感じ、このたび令和6年度の大竹市地域防災リーダー新規育成研修に申し込み、座学と実技の2日間の研修を経て地域防災リーダーに認定していただきました。

この防災リーダー研修の中身というのが、ホームページに記載のある資料も本当に充実したものでありますが、実際に研修を受けてみて、本当に講師の方をはじめ、とても充実したものでした。

広島県自主防災アドバイザーの講師が解説された内容には、そもそも災害とは何なのか、

自助・共助・公助の防災の三助についてそれぞれの役割は何か、そして、平常時と非常時の防災・減災のサイクル、防災リーダーの役割や実例に基づいた活動紹介など、防災についての正しい認識を持つことができました。

2日目の実技では、大竹市消防吏員によるAEDの使い方、胸骨圧迫の仕方など、何となく知識はあるんですが実際に取り組んだことがないものでしたので、大変勉強になりました。

その中でも防災リーダーの役割とは何か、地域でできることは何かということについてわかりやすい資料がありますので、参考資料の4枚目を御覧ください。

防災リーダーがリーダーシップを取るコツとして、この6つの項目というものを講師から解説していただきました。地域に認められた防災リーダーということの認識と自信を持ち防災リーダーとしての立場を最大限利用する、地域の方が集まりやすいように楽しい活動とひもつけよう、1人で行動することは難しいので地区内で3人程度の仲間をつくろうなど、防災リーダーとしてどう地区でリーダーシップを取っていくのかという6つの項目が記載されております。こちらに関しては自助・共助の範疇であり地域での役割だと考えております。

しかし、この2日目のフォローアップ研修という新人防災リーダーと既存メンバーとの合同勉強会で、このたびの課題というものを見つけました。それは、行政にしかできない取り組みがあるという点です。

防災リーダーが協力し合うためにはというテーマで、ワールドカフェというワークショップで複数の方と意見交換を行った際に、皆さん、各地域の防災リーダーとして非常に責任感を持たれ、建設的な意見を多く交わすことができ、自分事として捉えていらっしゃるなというふうに私自身感じました。

しかし一方で、防災リーダーになったはよいがこれをどう地区で拡散していいかわからない、地区内で防災リーダーと認知される機会をつくれな、自治会内で防災活動を提案しにくい、自分が企画したとしても本当に人が集まってくれるのだろうかなど、防災リーダーの活動意義と役割について葛藤を持たれていました。

責任感を持たれ前向きな方が多い中で、どう地区で活動していいかわからないことに対し、担当課としてどのように取り組んでいけばいいと考えていますでしょうか。現在行っている研修の狙いなども含め、執行部の考えをお聞かせください。よろしく申し上げます。

○議長（北地範久） 危機管理課長。

○危機管理課長（田中宏幸） 御質問ありがとうございます。

市内全域に自主防災組織が組織されまして、地域防災リーダーが市長答弁にありましたような活動を牽引していただくということが理想でございます。しかし、現実的にはなかなか難しいのではないかと考えております。

しかしながら、地域防災リーダーと自主防災組織それぞれの自主的な活動を促進するような啓発、研修、こういったものを実施しまして地域の防災力を高めていけるようにしたいと考えているところです。そのため、講義形式の研修だけでなく意見交換やグループワークといったもので、さまざまな考え方、それから、実践例、こういったものに触れたり、

それから、大事なことは1人ではできないというところです。人と人とのつながりを広げていただけるような研修も行うよう留意しておりまして、まずは無理なくできることから自主的な活動を進めていただきたいと考えております。

地域防災リーダーの中には、お住まいの地区に自主防災組織がないという方もおられます。そういった場合、活動しようにも何を始めたらいいいのかという悩みもあると思います。また、お住まいの地区に自主防災組織がありましても、地区の特性もありまして地区防災リーダーとして認知されるための機会が少ない場合もあると思います。

自主防災組織がない地区につきましては、毎年防災セミナーでその必要性をお伝えしておりまして組織化を進めているところではございますが、その地区に地域防災リーダーがおられれば、活動の中軸となることで組織化にもつなげていけるものと考えております。

積極的な周知を好ましく思わない方もおられるかもしれませんので手法については慎重に考えるべきですが、地域防災リーダーの皆様の存在を自主防災組織の有無にかかわらずそのお住まいの地区に紹介する方法というのも、今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（北地範久） 中野議員。

○2番（中野友博） 御答弁いただきありがとうございます。

このたびの研修を受けて感じたことというのが、今おっしゃっていただいたことにもあるように、防災リーダーに認定された方というのは非常にやる気があるのに、その活動ができないもどかしさというのが非常にもったいないなというふうに感じております。これは個人だけの問題ではなく、各地区での自治会内での関係性であったりリーダーシップを発揮することの難しさなど、さまざまな要因があるというふうに考えております。

以上のことから、私自身が感じた課題とその課題を解決するための提案をさせていただきます。それが大竹市防災の日についての提案です。

防災リーダーの地区での課題の1つ目は、誰が防災リーダーなのかという地区内での認知の問題。2つ目は、現状は知識のインプットだけの状態ですので、緊急時にどう地区で行動すればいいのか、実践での経験から考える具体的な動きの把握ができにくいこと。そして、3つ目は、防災とは一度正確な知識を持つことで行動が大きく変わるため、防災リーダーに頼らなくても自身で判断できる市民を増やすこと。この3つが課題だと感じています。

この3つを課題解決するための取り組みとしては、これはもう避難訓練しかないと思っております。机上で考えるだけではなく実際に動くことで解決できる課題というものが多くあります。

例えば、大規模災害を想定し避難所を開設した設定で避難訓練を行うとします。防災リーダーがオレンジ色のベストを着て地区で活動することで地域の方々の認知が進み、防災リーダーとしての意義や、やる気を感じていただくことができます。

市民の皆さんには実際に避難所までの道のりを歩いてもらうことで、危険箇所はどこか、個別具体的に考えるきっかけをつくることができます。そして、避難所まで到着した人たちを把握することで、避難訓練に参加していない方への地域での声かけなど次への取り組

みのきっかけをつくれたり、例えば、避難した方には防災グッズをプレゼントしたり避難先で個人で備蓄するもののサンプルを置くことで、備蓄に対する取り組み、理解を促進できます。

そして、何よりここで重要なことは、避難所のキャパシティーをしっかりと把握するということです。何かあれば避難所に行けばいいという考えではなく、避難所のキャパシティーや各避難所での備蓄について正確な知識を共有することで、避難所に行くことだけが正解ではないという災害に対する備えを正確に認識してもらうことが狙いです。

参考資料の5枚目を御覧ください。大阪市西区の防災訓練のチラシです。ここに記載されているとおり、実際に避難訓練を行うことで防災の知識を正しく学んでもらう取り組みがちりばめられています。

こうした課題を解決するために、行政主導で防災に関するきっかけをつくるのが大切だと感じています。毎年やらなくてもいいんです。地域内での防災のきっかけをつくること、市民一人一人が正確な知識を学ぶ機会をつくるのが重要であると考えています。

改めて、この大竹市防災の日をつくることに関して執行部の考えを聞かせてください。よろしく申し上げます。

○議長（北地範久） 危機管理課長。

○危機管理課長（田中宏幸） 御承知のとおり、大竹市は地区によりさまざまな特性がございます。備えるべき災害のリスクも異なりますので、仮に統一的な実施日を定めた訓練、こちらを実施するにしても、訓練内容というのは地区によりさまざまになることが想定されます。

また、各地区の訓練内容については、市として指導をしますとこれは自主性を損ないますので、あくまでも助言にとどめるべきものと考えておりますが、訓練後の振り返り等を行う際に市として助言を行い、次回以降の訓練や平時の対策に役立てていただくということが考えられます。

現在までに、県と市の協働の取り組みとしまして避難の呼びかけ体制づくりの訓練を行っております。既に市内5地区で実施しておられまして、今後も増えていく見込みではございますが、まずはこの取り組みを利用して地区の実情に即した訓練を実施していただき、その際に地域防災リーダーの皆様には中心的な役割を担っていただくとともに、参加する皆様には緊急時の行動というのを自分事として考えていただけたらと考えております。

なお、現時点で防災の日といったような統一的な防災訓練を実施する予定はございませんけれども、令和8年度に広島県総合防災訓練と石油コンビナート等総合防災訓練というものが大竹市で開催される予定となっております。これはメイン会場を設定した観覧型の訓練ではございますが、これまでに周辺地区の住民の避難訓練をあわせて行った他市の事例もございますので、こういった機会を捉えて避難や備蓄のあり方を自分事として考えていただけるような方策というのを、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北地範久） 中野議員。

○2番（中野友博） 御答弁いただきありがとうございます。

大竹市防災の日ということで、ちょっと大きな話をしましたが、実践をするということが大切ということをお伝えしたかったので、今回のような提案をさせていただきました。この防災についての提案は、市民・地域・行政の役割を認識したうえで行政主導でやったほうがいいきっかけをつくるということができないのではないかとということで提案させていただきました。

それぞれが気をつけなければいけないことは、自分にできることは何か、地域で解決できることは何かという、自分事として考えるということが非常に大切だと考えています。行政に依存するのではなく一人一人が何をできるのかという自主性を育てることが防災に対しては大切だと思っておりますので、それぞれの役割について提案させていただきました。

さて、本日は観光・防災の2つのテーマについて一般質問をさせていただきました。一般質問は、本市の課題の見える化や自治体として考えるきっかけをつくる機会だと思っております。私自身は、明るい豊かな未来に向かって市民・地域・行政が一体となり、チーム大竹として地域の課題に取り組んでいけるようこれからも前向きな提案をしていきたいと思っております。

以上です。ありがとうございました。

○議長（北地範久） 一般質問の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。なお、再開は13時の予定といたします。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

1 1 時 5 8 分 休憩

1 3 時 0 0 分 再開

~~~~~○~~~~~

○副議長（寺岡公章） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議長所用のため、暫時副議長において議事を運営いたします。

では、一般質問を続けます。

続いて、11番、西村一啓議員。

[11番 西村一啓議員 登壇]

○11番（西村一啓） 11番、政啓クラブ、西村一啓でございます。質問の機会をいただきましてありがとうございます。

私は、本市の市道管理・維持等について質問をさせていただきたいと思いますが、昨年この時期に同じような質問をした記憶がございます。重複した点についてはお許しを願いたいと思います。

まず、本市の市道管理・維持については、本市は昭和29年9月に大竹市として、3町1村1地区が合併をしてできたまちとして、御承知のとおり今年9月には70周年を迎えております。ひとえに市として行政運営をしてこられました執行部の職員と、さらには議会先輩議員のおかげで本市は70周年を迎えました。

しかしながら、道路事情につきましては最近、特に市民の方から道路が悪い、もう少しどうにかならないかというような質問が届いてまいりました。今日午前中、議会を傍聴に

来られました玖波7丁目の住民の方からも、あそこは市が開発した団地でございますが、道路が急峻な坂道に沿って大きな溝があってなかなか道幅を広げることができないというので、どうかしてもらいたいという声がたくさんありました。

そういうことで昭和34年に大竹市は都市街路計画を決定し、整備をする方向で始まってまいりました。都市街路計画についてはこの50年間、おおむね達成率は37%前後と聞いております。これら市内の地理的な面から見てもなかなか難しいように、素人の私でも考えられます。

御承知のとおり、玖波・小方・大竹と東西に細長い地域として、これを道路でつなぐのは、最近では大竹駅の関係で、東口と西口の街路計画が出来上がったばかりでございます。続いて、油見に通じる中市立戸線に、大竹市の駅前の開発に伴う160メートルの道路が、現在、設計や調査やいろんなもので前向きに進んでいる。これが現状でございます。

特に大竹市は、笑顔・元気がやく大竹をキャッチフレーズに挙げたまちづくりに取り組んでおりますが、人口減少する中、若い人も高齢者も安心して住んでみたいまちをつかっていくうえでは、道路整備は喫緊の課題であると考えております。

市内の市道は、この50年間、先ほども申し上げましたが、中市立戸線、玖波青木線、南栄下白石線等が便利にはなりました。しかしながら、まだまだ直していく支線の整備が十分にはできておりません。

さらに、市道での改善の必要性、あるいは市内の団地道路、そして、旧のまちにあります従来からの市道、さらには市内にあります農道、あるいはそういうような小さな道、そういうところも市道として登録されている以上、今市内には、土木課が管理する道路の総距離数は165キロメートルに達しております。これらを直すことを考えると膨大な予算もかかります。

そうした中で、特に本市の財政をひも解いてみますと、最近では180億円近い予算編成がされている中で、道路事業に関する土木課の費用はおおむね20%、30億円前後になっております。これは、1年を12で割りますと月々2億5,000万円の工事金額でございます。十分な道路整備はできないというふうに感じますが、しかしながら、市の基本であります道路整備については、何年かかってもこれから取り組んでいかなければなりません。

そこでお尋ねをいたします。市内の道路につきましては、現在どのような箇所をどのような状況で修復・改善しているのか。また、道路の安全面についてどのように取り組んでいるのか。これらは防災上、先ほどの午前中に同僚議員が申し上げましたが、防災上、道路がなくては防災の対応はできません。走って逃げるわけにもいきません。そうした意味での道路整備というのは、本当に大きな問題でございます。

そして、2番目には、道路上の安全面。市内にもいろいろ道路があります。最近では、特に地域住民から、道路の白線が消えた、あるいは路側帯の線がない、センターラインが消えておりますと、いろんな苦情が出ております。このようなことも、ただ単に要望があって直すのではなく、市としては道路行政上計画をつくって取り組んでいっていることと思っております。そうした取り組み方につきまして、どのように5年後、10年後を考えてやっているのか、中長期的な計画があるのかもあわせてお尋ねいたします。

そして、3つ目でございますが、市道のうち、現在、国道・県道・市道・里道・農道等が、本市の道路に関わっております。特に市内の玖波3丁目から木野の渡し場までの8.1キロメートルの西国街道苦の坂についても、最近の歴史ブームの中、本市にとって歴史的な西国街道の苦の坂が現在は土砂崩れ等で通行が難しくなっていますが、修復して通行することはできないのか。これも市道の一端でございます。こうした道路行政について、本市のお考えを改めてお尋ねをいたします。

壇上での質問を終わりたいと思いますが、こうした3つの観点についての考えを改めてお聞かせいただければと思っております。

壇上での質問を以上で終わります。

○副議長（寺岡公章） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 市内に張り巡らされた道路、なかなか全般を行政で対応し切れない部分があります。市民生活に支障がないように心配されての御質問をいただきました。ありがとうございます。

それでは、西村議員の御質問にお答えをいたします。

まず、市内の道路の整備箇所の予定についてでございます。

市が管理している道路は、都市計画道路のような幅員の広い道路から里道・農道のような狭い道まで非常に長い距離を管理しており、職員によるパトロールや点検では、全ての道に目が行き届いていないというのが現状でございます。

道路補修に対する御要望や御意見は数多く寄せられています。市民の皆様から寄せられた要望については、危険性や緊急性を考慮して補修などの対応をしています。大規模な舗装修繕が必要な場合には、予算措置を伴いますので、道路内の埋設物占有者の更新計画とも調整しながら、優先順位を付け、計画的に道路修繕に取り組んでいるところでございます。

次に、道路の安全対策や白線などの路面標示の取り組みについてです。

道路に係る安全対策として、交通事故の防止や歩行者などの安全確保のための歩道の整備やバリアフリー化など、さまざまな対策に取り組んでいます。特に通学路として指定されている路線は、学校やPTA、道路管理者、警察などが合同点検を行い、危険箇所の対策を行っており、国の交付金を活用しながら歩行者の安全対策を進めています。

また、市民の皆様からの交通安全対策の要望には、見通しの悪い箇所へのカーブミラー設置や白線などの路面標示による通行帯の明確化、歩行者の水路などへの転落防止などがありますが、危険性や緊急性を勘案しながら対応しているところです。

道路の安全面での対策は、道路管理者だけでなく、地域住民や警察などと連携・協力しながら、引き続き取り組んでいきます。

最後に、西国街道苦の坂への対応についてです。

西国街道の大竹路は、東は鳴川の石畳から終点は木野川の渡し場跡まで約8.1キロメートルあり、この間に旧国道や県道から里道などの狭小道路も経由しています。このうち、小方・苦の坂の西国街道の一部が斜面崩壊で通行できなくなっていますが、当面の措置と

して単管パイプを使った仮設の通路を設けている状況です。あくまで仮設であり、ずっと存置しておくことはできませんので、これに代わる方法でもとの道に接続することができないか現在検討しているところです。

市が管理している道路は、交通量の多い道路から農道・里道まで幅広く、求められる機能や規格の違いもありますので、全ての道路状況に対し、管理が行き届きにくい面はありますが、市民の皆様のお声も参考にさせていただきながら、適時適切な管理に努めていきたいと考えています。

以上で、西村議員への答弁を終わらせていただきます。

○副議長（寺岡公章） 西村議員。

○11番（西村一啓） 御答弁ありがとうございます。

改めて、先ほどの答弁について再度御質問をさせていただきます。

昨年10月1日、水道事故が起きました。これも道路に関してではございますが、本来は道路でないところに水道管が通っておりました。

私が申し上げたいのは、市内の道路165キロメートル、今市長が答弁されましたが、幹線道の中のどれぐらいあるか分かりませんが、その中に水道管が入っておるんです。特に財政の面から申し上げても、道路を直すだけでなく、もし上の舗装帯を修復する場合、下を掘って管をやり替える。一遍に上下をやることが無駄のない道路工事だと思っております。

特に水道の事業につきましては、人口の減少で収支がだんだん乖離してきております。水道料金、これは使用量に係るんですが、人口が減少すれば当然水道料金も減ってきます。そうした中で現在の上下水道局に送水管の埋め戻し、埋め替え、取り替えをやってくれといっても、なかなか上の道路まで含めた予算でしたら100メートルが50メートルになるというようなことも考えられます。

そこで、先ほど申しましたように、5年後、10年後、中長期の道路行政を市は立てられておるのか、またそういうことをどうされるのか。今後のことを考えてみた場合、市としてのお考えをお尋ねしたい。

そして、先ほども申し上げましたが、市内には玖波7丁目、それから、三ツ石、それから、御園、立戸、小方を含めて、やはりいろいろな面で急傾斜地に住まいがある方もたくさんいらっしゃいます。そこで、道路を急傾斜地に、立戸のように山の上に横一本つくれないかというのを考えるときに、なかなかそういう条件がありません。

そのことによって、市が今取り組んでおる空き家対策の大きな問題が出ております。取り壊しができないんですよ、道路がなければ。そういう意味でも、道路行政をもっと力を入れてやってもらいたいというのが私の願いでございます。

そして、先般新聞ニュースにも報道されましたが、福山市のような問題も起きます。子供の転落事故、それを裁判に訴えられ、市が5,700万円程度賠償命令をされたというような事実もあります。こうしたことがないように、これに対する平素からの準備、道路の白線、用水路への転落防止柵、そういうものも道路整備の一環ではないかと思っております。

そして、先ほど市長が言われました苦の坂の西国街道の問題。これは利用頻度から考え

たら、費用対効果に著しい開きがあるのではないかとされる方もたくさんいらっしゃいます。しかしながら、広島県の湯崎県知事も山口県の県知事も、今まさに歴史ブームで西国街道をいろいろ盛り立てております。

大竹市には、既に8.1キロメートルという江戸時代からずっとつくられた有名な西国街道が通っております。ただ、今歩いてみたら分かるように、崖崩れ・山崩れで、従来の歴史上大路と言われる4メートル幅の道路が、もう1メートル足らずの道になっております。これもやはり整備をしてもらいたいというのは、アスファルトにしたりガードレールをつけてくれ、ガードパイプをつけてくれと言うのではないんですよ。通ればいいんですよ。2メートル程度の土の道でいいんです。それが江戸時代からの道なので。

この西国街道にあわせて話をしますと、小方の亀居城の北側の西国街道が、従来から通っていた道なんですよ。それもあわせてやることによって、400年前からある幻の城亀居城の復興もできるし、そして、これも午前中に同僚議員が言いましたように、観光目的で使える大きなまちの財産なんですよ。こうしたものをもっと開かせていく。大竹市は宮島・岩国に囲われた小さなまちかも分かりませんが、歴史的には宮島・岩国と同等のそういう文化財があるということを知った中で、職員のそういう取り組みに力を入れてもらいたいということを考えております。

こうした点につきまして、当然、2番目に申し上げましたように、道路上の白線、センターライン表示もあります。私が住んでいる新町1丁目の権現橋交差点、変則交差点で六差路あります。あそこを見てもらったら分かりますが、現在はもうパッチワーク状態です。つぎはぎの道路になっている。これはメインの道路ですよ。警察署、新しく投資をしたアゼリアホールに通じる玄関前の道が、やはりひび割れが真ん中に入ったり、そういうことも含めてもっと道路事情、市長がおっしゃったような幹線道を修復するのは当然なんです。やはりそういう目につくところをやってもらいたいと。

余談ついでに申し上げるんですが、例えば、地方創生事業のときに1億円余りを費やして、駅前の石畳道路をつくっていただきました。最近では一部水道管工事なんかであそこを掘り起こしてやり替えています。従来、石があそこには入ってないんですよ。違う薄っぺらい石を並べている。だから、せつかく中国から輸入して立派な石畳ができていても、これも現場を預かる担当部署に責任を問い詰めるつもりはございませんが、やはり原状復帰ということをしつかり契約にうたってもらって取り組んでもらいたいということをお願いして、もしこれらについての回答がありましたらお願いをいたします。

○副議長（寺岡公章） 御発言の中には、急傾斜地の道路であったり用水路の転落、また、西国街道を文化財と見たときの道路の生かし方、それから、細かな道路事情、駅前の石畳の通りなど、こういったことに幅広く触れられておりましたが、このあたりも踏まえながら中長期の道路計画についてお考えを尋ねられたのではないかと思います。よろしく願います。

建設部参事。

○参事兼土木課長（中司和彦） まず、1点目の計画的な道路の補修についてです。それと、あわせて埋設物と調整しながら補修をしたらいいのではないかと御提案と思います。

路面のひび割れとかポットホール等の部分的な舗装剥離については、その都度簡易な方法で補修対応しているところではありますけれども、舗装の剥離とか陥没が頻発したり、路面のひび割れ、わだち掘れが広範囲にわたって、部分的な補修では対応できないといった場合には、路面状況を勘案して対象となる路線を定めまして、優先順位をつけて、財源も確保して計画的な舗装のオーバーレイ、そういった舗装の全面的な改修を行っているところです。

今言いましたような舗装の全面的な打ち替えが必要な路線、広範囲に舗装改修を行わないといけないという路線については、上下水道管等の地下埋設物の占有者と事前に協議を行って、管路の布設替え等の更新計画がある場合には先に埋設物の更新工事を行って、その後に舗装改良等の工事を行うようにしておりまして、舗装をきれいに打ち換えてすぐに道路を掘り返すというようなことがないように、埋設物占有者との調整を行っています。

先ほど言われました新町、郵便局の前の道路になりますけれども、そこも先に水道管の布設替えをしました。そこを今度は土木課のほうで全面的な舗装改良をするという計画しております。

2点目の水路等への転落防止等の安全対策についてですけれども、先ほどのお話にもありましたように、県内他市においては道路から農水路に転落して死亡するといった重大な事故が発生をしております、大竹市においても道路に接して農水路等があつて、特に大雨のときに水路と道路の境が分かりにくくなる道路とか水路というのがあります。

このような場所については転落防止柵を設置するとかガードレールを設置するとか、そういったことで転落を防ぐ方法というのはありますけれども、これによって水路の管理が難しくなったりとか隣接する家屋の車の出入りが難しくなる、車両の離合が難しくなる、そういった問題も発生することが考えられます。

道路から農水路等への転落防止など安全対策については、水路の大きさであるとか深さなど、危険性を勘案しながら対策の必要箇所を定めているところがございます、水路の下流側、道路と水路底の段差が高くて、また、交差点部など転落のおそれ大きいところについて、重点的な転落防止柵の設置など安全対策をしているところです。引き続き、危険な箇所については事故のないように安全対策を行っていきたいというふうに考えています。

あと、もう1点、西国街道なんですけれども、現地の斜面の崩壊状況からもとの場所に道を復旧するというのは非常に大がかりな工事になるということで、なかなか難しいのかなというふうに考えております。現在、単管パイプを組んで仮設道路を設けている場所付近に、現在の仮設通路に代わる階段状の通路を設けることで、大きな切土だとか盛土といったことを行わずに残っているもとの道へ接続できないか検討をしているところがございます。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 西村議員。

○11番（西村一啓） 御質問のお答えありがとうございました。ぜひ、しっかり取り組んでもらいたいと思います。

続いて、質問をするんですが、実は大竹市の道路、御承知の人がいらっしゃるとは思いますが、大竹小学校の前、あそこはもともと川があったんです。あれを暗渠にして道路に変えた。中学校のところもそうなんですよ。

特に、先ほど課長が言われたように、福山市の例を出しますと、暗渠に落ちると助けようがないんですよ、途中から入れませんので。そうしたことを思ったときに、道路の事情を改めて考えたらどうかというのは、地域の住民からもいろいろ声を聞くんですが、ただ一概にそれではやり替えましょうというわけにいかないのは、現在、市内の道路に関する地域、状況に鑑みても、救急車あるいは消防車、あるいは高齢者を配送する施設からの送迎用の車、最近は高齢化社会でこれらの利用が多いので、当然、道路事業で道路をほじくり返し水道管を替えていくということをやれば、どうしても規制がかかるんですよ。

これは住民の協力なくしては絶対できないことなんです、そういうことも含めて、本当にこれから大竹市は20年、30年を過ぎれば市制100年を迎えるわけですから、もっと住みよいまち、明るい、住んでみたいまちを目指していくにはどうすればいいかということを実際に検討し、計画を進めてもらいたいという思いがありますが、これについて御回答があればお願いいたします。

○副議長（寺岡公章） 建設部長。

○建設部長（山本茂広） 道路全般から見た安全対策ということでございます。

大規模な道路については、いわゆる都市計画道路といったことで、構造的にも車道、歩道、それから、ところどころにある水路、これについても転落防止など時間をかけて、いろんな法令的な安全面から配慮した道路ということで計画しております。

どうしても手が届かないとか工事しにくいところについては、もうやっぱり現場に応じた手当てというのを今最優先して行っております。緊急車両、介護車両、そういったところが道路に駐めにくい、それから、おうちに迎えに行きにくいということもあります。これはある程度の道路本線に加えて駐車帯のようなものが実際はないと、できないということもあります。

今、私が言ってもすぐに実現しないかも分かりませんが、そういった本線道路に加えて何か駐車帯、こういったことも長い将来でいえば考えていかななくてはいけないというふうには考えています。

十分な回答にはなっていない部分ではありますが、今の単なる幅のある一本路線の道路というだけでは物足りない部分はこれからも出るかも分かりませんので、そこについてはいろんな工夫、検討というところを、職員で知恵を出しながら対応していきたいと考えております。

○副議長（寺岡公章） 西村議員。

○11番（西村一啓） 御答弁ありがとうございました。

私も80年近く大竹市に住んでいるんですが、その当時から見たらすばらしい道路ができておるんですよ。ただ、車が多いとかいろんな問題はありますが、そこで最後になりますが、都市計画道路で立戸の道路の拡幅工事、これはどうにかできないのかという思いもありますと同時に、先ほどから繰り返し申し上げますが、市内の団地に通ずる道路、これも

消防車、救急車、それらが出向いていくのに、なかなか急傾斜地の道幅の狭いところへ行くのはどうにかならないかということで、特に団地なんかの道は、改めてほじくり返してやれば相当な経費がかかります。むしろ頑丈なグレーチングを設置して車道として使えないかということも考えてみたらいかがかなと思います。

最近では、大雨のときに小学校の辺りに浸水が出ました。当然、元町3丁目・4丁目の山裾から出てくる山水が、従来の小さな川では防ぎ切れないと。そこもグレーチングを置いて道路幅を広げれば、自動車も通るし緊急車両も通るし、もっと住みよいまちにならないかと、これが地域の空き家対策と高齢者対策に通じるものと思います。

市内の道、特に高齢者が歩きやすい、そういうことのできる道は喫緊の課題だと思いますので、ぜひとも、こういうことの計画が今後どのようにされていくのかがあれば、最後までございますが、もう1度質問にお答えをお願いしたいと思います。

○副議長（寺岡公章） 参事。

○参事兼土木課長（中司和彦） 道路を新設整備する場合には、交通量であるとか道路周辺の土地利用を勘案して、必要に応じて歩道を設置するなど安全な歩行空間を確保するということになりますけれども、既存の道路幅員が狭い道路、家屋が立ち並んでいるようなところに新たに道を広げたりとか歩道を整備したりというのはなかなか難しい。容易ではございません。

ただ、今後も高齢化社会というのは進んでいきますので、高齢者、あと、障害のある方が安全に通ることができる、安心して外に出られる道を整備していく必要はあるというふうに考えております。

ラインを引いて路側帯を新たに設置するとか、路側帯を拡幅してカラー舗装化で歩行者と車両を分離して安全な歩行空間を確保しドライバーに歩行空間であることを認識させるという注意喚起をするという方法、それから、先ほど言われたように水路とか側溝への蓋の設置、そういったことで交通量とか歩行者数を勘案しながら、必要性の高い場所で施工が可能な箇所から計画的に整備をしていきたいというふうに考えております。

○副議長（寺岡公章） 建設部長。

○建設部長（山本茂広） 先ほど最初に質問がありました立戸郵便局から北へ向かって300メートルぐらいの間です。玖波青木線として、大竹市としてはメインの都市計画道路でございますが、この間が何年たっても工事できない、施工できないというようなところでございます。

以前、市のほうも取り組みはしたというお話は聞いていますが、民有地が両側にあったり、地権者との調整がなかなかうまくいっていないようなことは聞いております。このままずっと置いておくということにはなりませんから、これについては都市計画道路、今、都市計画法の中では16メートルの幅員で法的にも位置づけられている道路なので、これについては、これからも時間はかかるかと思いますが、順次手をかけていく路線というふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（寺岡公章） 西村議員。

○11番（西村一啓） ありがとうございます。

とにもかくにも市の道路事情、当然立地面、地域面からしても細長い町ですので、幹線道は絶対に必要なんですよ。特に今、小方の岩国大竹道路が徐々に進んでおります。当然あれができますと、玖波青木線が大きな道路として活用できる。もう目に見えておる状況でございますが、なにせ立戸がまだまだできておりません。

これは職員に押しつけるつもりはございませんが、やはり行政側の熱意をもって、地権者に1件ずつでも当たって行って協力をお願いする。そういうことによって、自分の土地を1メートル、2メートル取られるとか、あるいはうちばかりではなく相手側を削ってくれとか、いろんなことを、私も調べに行ったら地権者に言われました。だけど、基本的に16メートル道路ができますと、皆さんの地上の権益は十分出るんですよ、地価も上がってきますし。そういう意味では、もっと行政側がそういうところの交渉を進めてもらいたい。

確かに職員の定数も少ないし、大変な苦労だとは思いますが、これが行政の仕事だと私は思っております。もしそういう意味で、道路行政に市民が協力していただければ、まず、大竹市に住んでよかったと、そういうまちに向かっていくんだという大竹市自体のコンセンサスをつくって、地域の住民に説明していくような努力は必要ではないかと思えます。

いろいろ申し上げましたが、昨年も同じような質問をして同じような回答をいただきましたので、遅々として進まないのかもわかりませんが、ぜひとも、ちょっとずつでも進めてもらって、それで最後になりますが、水道事業を必ず道路事業に取り込んでやってもらいたい。上下水道局もあり余ったお金はございません。そうした中で道路をやれば、無駄のないようなことが大事だと思います。

それで特に最近住民から聞く声は、駅前のJR線に沿った新町1丁目の道路の整備、あれは非常に好評なんです。アスファルトの目の細かい、水はけのよい、ああいうのが市内にあちこちできないのかということをよく聞きます。そういうことも含めて、今後とも取り組んでいてもらいたいことをお願いして、質問を終わります。ありがとうございます。

○副議長（寺岡公章） 続いて、6番、小出哲義議員。

〔6番 小出哲義議員 登壇〕

○6番（小出哲義） 皆さんこんにちは。6番、創成会の小出哲義です。

このたびは、大竹市の定住促進施策をテーマとして一般質問いたします。よろしく願いいたします。

近年、地方都市の定住促進が多くの自治体で政策に取り入れられ、さまざまなメディアでも紹介されております。

少子化の進行により、日本の総人口は2009年の1億2,707万人をピークに減少に転じ、本年2024年1月時点で1億2,488万人となっております。なお、この統計には外国人居住者も含まれておりますので、純粋な日本人の人口は昨年1月に比べて86万1,237人、率にして0.7%減少しました。調査を始めた昭和43年以降、減少数・減少率ともに最大となりました。

少子化の影響による人口減少であります。都道府県間での流入・流出の格差も、また

深刻な問題となっています。前年と比べて人口が増えたのは東京都のみで3,933人の増加、他の46道府県は全て人口が減りました。つまり都道府県レベルでいえば、少子化による人口減少の影響を直接受けているのは、東京圏を中心とした都市部以外全部と言えます。

少子化による人口減少と若年層を中心とする地方から東京圏への人口流出の結果、日常生活を営むための商店・医療機関の閉鎖、さらには学校の廃校等が順次進むと、暮らしやすさを求めてやむを得ずさらに住民が流出していくという負のスパイラルに陥ることになります。また、インフラ設備や公共交通などの都市機能の維持には一定の人口規模と密度が必要なことから、人口減少により都市機能を維持することが困難となり、地域の魅力や活力を低下させ、さらなる人口流出を招くおそれがあります。

一方、人口の集中が進む東京圏も、異なる深刻な課題を抱えております。首都直下型地震等の巨大災害が発生した場合には、直接的な被害が大きくなるだけではなく、日本経済や社会全体が大きなダメージを受けます。コロナの感染症が都市部を中心に拡大したことは、東京圏への人口集中のリスクを改めて浮き彫りにしたことは記憶に新しいところです。

人口の地方自治体からの流出と東京圏への一極集中は、今後の日本全体の国民の健康な生活レベルの維持を阻む重大な懸案事項であり、国と地方公共団体がしっかりと問題を共有し、対応していくことが必要だと改めて強く感じております。

これまでに大竹市では、定住促進のために、市民の結婚・妊娠・出産・子育ての希望の実現、安定した雇用の創出、地域を守り活性化するまちづくりといった大竹市まち・ひと・しごと創生総合戦略にのっとり、さまざまな取り組みを企画し実行し、それぞれが市民から高評価を得ていると思います。

広島県において先駆けとなった市立小・中学校の給食無償化事業、こども医療費助成事業や本年から始まったおむつ等宅配事業など子育てをサポートする事業、水道振興事業、商工振興事業、勤労者生活支援事業などの大竹市の職を支える事業、大竹駅周辺整備事業、小方小・中学校跡地利用のまちづくり事業といった、まちづくりに関して残されたパーツが1つ1つ埋まっていく期待感が高まっています。どれも一朝一夕には遂行できない施策で、その都度関わってこられた市職員皆様の尽力に、市民の1人として感謝いたします。また、今議員としてこういった事業に関わることに大きなやりがいを感じ、と同時に責任を重く感じております。

ただし、これまで整備してきた施策は、現時点での評価がよくても漫然と継続するものではなくて、常に市民の声を聴き、今何が足りなくて何が必要とされているかをリアルタイムに把握して事業の内容を更新させていくことが必要だということは、皆さんも同意のことだと思います。そこで、私が最近目にし、耳にする価値観の変容に対する考察を述べるとともに、新たな施策の提案とそれに伴う質問をさせていただきたいと思います。

近年、さまざまなメディアにおいてワーク・ライフ・バランスという言葉がよく出てきます。この耳新しい価値観は、現在、少子・高齢化や価値観の働き方の多様化など、さまざまな背景から生まれる諸問題を考察するうえで、キーワードとして注目されています。

この言葉自体は新しいものではなくて、1980年代のアメリカ企業で導入されたファミリーフレンドリーというコンセプトに起源を持つとされています。日本では1990年代に入っ

てから広まり、内閣府は2007年に、仕事と生活の調和、ワーク・ライフ・バランス憲章を策定しました。

ワーク・ライフ・バランスが実現した社会とは、国民一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても多様な生き方が選択・実現できる社会と定義されています。この考え方は時代とともに徐々に浸透してきており、最近では企業においても雇用を確保するうえで、報酬がよい・大きな会社で安定している・残業手当が保障されている等の過去重要視されていた待遇面では足りず、育児休暇や介護休暇、時短勤務、フレックス勤務、テレワークなど、会社外での生活の充実を実現できる労働条件の提示が重要視されている傾向が顕著となっております。

自分の所属する企業に忠誠心を抱き、終身雇用を願い、家庭より仕事を優先し戦ってこられた世代からすると何とも緩い、覇気がない価値観のように感じるかもしれませんが、しかし、このワーク・ライフ・バランスを重視する傾向は、ミレニアル世代と言われる2000年代に成人もしくは社会人となった、年齢で言えば現在27歳から43歳くらいの世代に顕著に見られるとされています。つまり、今の労働人口の大半を占め、今後経済活動の主流を担う世代ということなのです。

今後の市政を考えていくうえで、多勢の共感するワーク・ライフ・バランスという観点を持つことは必須であり、価値観の変容をしっかりと受け止め、できるだけ多くの世代に対応した定住化施策を模索することが重要だと考えます。心身の健康を損ないながら得る経済的な安定よりメンタルヘルスを優先する。効率やスピードより大切なことにゆったりと時間を使うスローライフを求める。1つの職業に固執せず楽しみながら副業を持つ。可能であれば理想と言える生活です。

ここで気づくのは、これは人口が集中する都市部ではなかなか実現し難いという事実です。東洋経済新報社が調査する全国住みよさランキングにおいて、大竹市は毎年高い評価を受けています。本年2024年も広島県でトップであり、全国では812市区の中、堂々の25位というすばらしい評価を受けました。

この全国住みよさランキングについては、これまで私もちょっと斜め上から見ているところがありまして、小さなまちの中で小さな人口で、統計上のトリックというかそういうものであるかなというふうに思っていたのですが、現在25位、でも、その1位から24位までの間に、大竹市よりも人口規模が小さな市区は1つしかありません。大阪市の279万人を筆頭に、金沢市の45万人、大規模も多く含まれております。

ここで大竹市が評価されているポイントとは、利便性・快適性・医療や防犯面での安全性で優れているだけではなく、手の届くすぐ近くに自然があり、農業・漁業が身近に営まれ、そして、過疎地域においても昔ながらの地域コミュニティがしっかりと機能している。まさに良好なワーク・ライフ・バランスを実現できる最適地だと思います。

時代的な変化と社会的な変化に対応し、大竹市のこの特性を生かし、内閣府の制定した仕事と生活の調和、ワーク・ライフ・バランス憲章に沿った定住促進の考察ができないものか。この観点からの施策支援についての市長のお考えを、ぜひ、お聞かせ願いたいと思います。

壇上での質問は以上です。

○副議長（寺岡公章） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） よく市民の方から、大竹市はつまらんまちだという話を聞かされたときに、先ほど議員がおっしゃった、住みよさランキングで大竹市は広島県ナンバー1ですよという話をすると、えっという顔をされます。こういう話をさせていただいてありがとうございます。

まさに定住促進、日本、広島県で人口が減る中で、大竹のまちで幸せに、また、生活の糧を得ながら住み続けることができる。こういうことについて行政はしっかりと考えていきたいというふうに思っております。御質問ありがとうございます。

小出議員の御質問にお答えをいたします。

本市では、日本全体で人口減少が続く中、本市においても人口減少が続く事実をしっかりと受け止めたうえで、まずは市民の皆様が大竹のまちで幸せに暮らし続けていくための住みよいまちづくりに向けた施策を講じていくことで、移住する方の後押しになるものと考えております。

そうした考えのもと、平成27年に大竹市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、これまで子育て支援策の充実や公共インフラの整備等、住みやすいまちとなるよう定住促進の取り組みを進めてきました。

これまでの取り組みにより、議員御紹介のとおり、本市は民間企業が行う住みよさランキングで過去5年以上県内トップクラスを維持できており、また、人口戦略会議が発表した消滅可能性自治体からも脱することができたと思っております。

議員の御指摘のように、昨今は仕事とプライベートのバランスを調整し、人生全体の充実感や満足感に重きを置くワーク・ライフ・バランスを重視する方が、2,000年以降に成人や社会人となったいわゆるミレニアル世代と呼ばれる方を中心に増えてきており、都市部から移住する方の割合も多いところです。ミレニアル世代をターゲットとして、中山間地や過疎地の振興を目的に補助金などの手厚い移住・定住施策を講じることで、人口減少対策を行っている自治体もあり、時代とともに必要となった施策であると感じております。

議員御提案の本市の特性を生かして生活設計のサポートを市が行う取り組みは、人生における幸福感や充実感を実現でき、大変魅力的な取り組みであると感じておりますが、現状で直面している地域課題も山積していることから、優先順位をつけて事業を進めていく必要がございます。まずはミレニアル世代に対して、子育てがしやすい住みよい環境という本市の強みをしっかりとPRしていきたいと思っております。

以上で、小出議員への答弁を終わらせていただきます。

○副議長（寺岡公章） 小出議員。

○6番（小出哲義） 市長、御答弁大変ありがとうございました。幅広い視野を持つ市長にお考えをお聞きすることができ、感銘を受けております。ありがとうございます。

ワーク・ライフ・バランスにつきまして、先ほどはその紹介と私の見解を示し提案させていただいたわけですが、ここではなぜ私がこの価値観に注目することになったのか、そ

のきっかけとなった体験をお話ししたいと思いますので、少しお付き合い願いたいと思います。机上の理論ではなく、もっと身近な現象として考えていただけるのではないかと思います。

昨年ぐらいから身近で交流させていただいている40代の男性がおります。彼は20代から30代前半は都市部でオフィスワークをしていたようですが、あまりにも多忙で、深夜までの残業、休日出勤などでほとんど余暇を楽しむ余裕はなく、そのためストレスから体調を崩し仕事を辞めることになりました。現在は山口市の山間部で自然農法の無農薬野菜を栽培し、自分が栽培した野菜を使ったレストランの経営と各地のマルシェでお弁当を販売し、生計を立てております。

実際に彼の話を知ると、現在に至るまでの道のりは平たんなものではなくて、その体験は苦労の連続のように思います。まず、人手不足の農家の手伝いをしながら農業を学び、山の中の耕作放棄地となっている農地と空き家を借り、荒れ地を耕し、空き家を修繕するところから始まったそうです。レストランやお弁当の販売は、自然農法のいびつな形の野菜を利用して現金にするために始めたもので、調理師免許を取得し、販売者の許可を得るのも生活のためだったといいます。今では彼のレストランは、不定期の営業ながらいつも満席であり、お弁当もマルシェでは開店後2時間で完売するほど、知る人ぞ知る人気の料理人兼農家となっております。今も生活はのんびりするほど楽ではないようで、常に日焼けしており、ぜい肉のない体で飛び回っております。

そんな彼に、なぜ、こんなに大変な生活をしているんですかと尋ねると、農業が好きなんですと答えます。そして、生産性の悪い自然農法、無農薬野菜の栽培を選んでいることに対しても、おいしくて安全な野菜を育てて販売し、その野菜で作った料理をたくさんの人に食べてもらうのがうれしいんですと答えます。

マルシェのお弁当の製作や古民家レストランに大口予約があったときは下準備でほぼ徹夜になることもあるそうですが、サラリーマンの頃と大きく違うのは、日の入り後、ほぼ毎日自由時間で、パソコンでゲームに熱中したり、友人と語り合ったりしていることだそうです。随分と波乱万丈で危なっかしく感じたりもしますが、とてもおおらかでたくましくてしぶとく、そして、健康だと思いました。今さら自分としてはまねができないものの、ある面とても羨ましくも感じております。

彼のお弁当を買うために行ったマルシェでは、多くの出店者と出会うことができました。車で1、2時間の農村部から、やはり同じように脱サラをして都会から移住し、古民家を改装し、耕作放棄地を耕して作った野菜を販売している人や、花を育ててブーケを作って販売する人などさまざまな兼業農家さんや、都市部のレストランで調理師をしていて辞めて、今は無農薬で育てたハーブを使って、調理師時代に自分が使いたかった調味料を作って通販で全国に販売している人もいらっしゃいました。

一様に皆、苦労とともに生活を大いに楽しみ、自分の販売している商品が自慢で、納得して買ってくれるお客さんと話すのが好きで、彼らの笑顔はとてもまぶしいものでした。お金だけではなく生きることの楽しさに照準を当てた生活、こういう出会いから、私は自分とは違う価値観で生きている人々の存在を知りました。

探してみると、身近にも多くのワーク・ライフ・バランスを求めた生活者の存在に気づかされます。私が接したその多くは、先ほど紹介した20代後半から40代半ばのミレニアル世代の方々でした。

本市にも、中山間地域には多くの休耕地や空き家が存在し、住民たちは寂れていく村の状況に不安を感じております。しかし、そんな農村部であっても、市街地との距離は車なら30分もあれば移動することが可能であり、住みよさランキングで評価されている、コンパクトでありながら一通りの都市機能を備え、自然と人が融合したまちであるこの大竹市、ここに新しい価値観を持って生活する人々が注目してくれることを期待しております。

移住者が農村や地方都市での新たな価値を見いだすことが地域の活性化につながると考えますが、本市では、移住を希望する都市部の若年層や現役世代を引きつけるための取り組みは考えていらっしゃるでしょうか。

特に、大竹市特有の魅力や農業のある暮らしといった特色を活用したプロモーションや、サポート体制を構築する計画はあるでしょうか。ここで担当者に質問させていただきます。よろしく願いいたします。

○副議長（寺岡公章） 産業振興課長。

○産業振興課長併任農業委員会事務局長（三浦暁雄） それでは、移住の相談があったかについてお答えをさせていただきます。

農業がやりたいという理由で移住の相談を受けたという事例はございません。ですけれども、就農の相談というのは令和5年度に6件ほどあったという状況でございます。

移住のサポートというところまでは現在のところなかなか考えていないような状況ではあるわけなんですけれども、そういった農業をしたいという方に対しましては、今後とも積極的にサポートしていきたいというふうには考えております。

ちょっとお答えになっていないかもしれませんが、以上でございます。

○副議長（寺岡公章） 総務部長。

○総務部長（三原尚美） 今お答えにありましたように、なかなか大竹市へ向いて定住してこようかという方が農業を求めておられるかといったら、そうでないという実態がございます。

市域を見回していただくと分かりますとおり、大竹市は多くの工場がありますよね。たくさん企業がありまして、そういった関係で働かれています方が非常に多い。また、町なかですから、最初は議員の言われましたとおり、町なかから引っ越してこられますよねという、大竹市は実は町なかなのではないかなと私は思っています。広島が非常に近い。もちろん山間部もありますけど、町なか非常に近いところです。

ということ、今先んじて農業、そういったところを表に出した移住の施策というのを今からやっつけていこうかという、ちょっとそういう段階にはないと、申し訳ないんですけど、そのように今思っております。

○副議長（寺岡公章） 小出議員。

○6番（小出哲義） 御答弁ありがとうございました。

確かに今、農あるいは農業のある生活というものを1つテーマとして質問しております

が、移住定住施策については、確におっしゃるように農業を中心としての施策ばかりではないということはもちろんよく存じておりますし、大竹市の昼間の人口が夜間人口よりも1,000名程度多いというようなこと、その大竹市に働きに来る人たちをいかに大竹市に呼び込むかということ、そのようなことも今後検討していかないといけないということは十分わかっておりますが、このワーク・ライフ・バランスという1つの見方の中で、やっぱり大竹市というものをその1つの候補地として選んでもらうためには、大竹市の特色というものをいかに考察するかということが1つの重要な視点だろうというふうに思っている質問ですので、いましばらくお付き合い願いたいというふうに思います。

これまでに紹介したのは、完全に離職し就農するケースを質問させていただきましたが、次は、現在の生活を維持しつつワーク・ライフ・バランスを求める移住について御紹介したいと思います。

最近私がお手伝いしたケースです。年齢は30代の御夫婦です。都市圏に勤務し定住していましたが、テレワークが可能となり、これもまた岩国市ですが、岩国市の山間部へ移住を決意されました。勤務先からは車で30分ぐらいの場所の荒れた土地と近傍の水田を3枚、すみません、これも農ですけれども、畑を2枚同時購入され、移住しました。今後は自宅でテレワークを中心として仕事をし、家族とともに自然に囲まれた環境で農のある生活に親しむとのことでした。

テレワークが急速に広まったのは2020年、新型コロナウイルス感染症対策の一環としてテレワークを実施する企業が一気に増加し、この頃からリモートワークという呼び方が一般的になりました。コロナ感染の危機が鎮静化し、それ以降もこの働き方は今後さらに広まっていくと考えております。

2019年のコロナ感染拡大前と2020年の拡大後では、東京圏の移住の傾向に大きな変化がありました。2020年にも東京圏の総人口は減少しなかったのですが、その中で20代は依然として東京への転入超過が続く一方で、30代・40代は大きく転出超過へ変化しました。ここに現役世代のライフスタイルを意識した移住の兆しが見えています。

2021年6月に内閣府が行った新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査で、今回の感染拡大前に比べて仕事への向き合い方などの意識に変化はありましたかという質問に対して、57%の人がはいと答えております。その中で、今回の感染拡大前に比べて御自身の仕事と生活のどちらを重視したいかという意識に変化はありましたかという質問に対して、50%の人が生活を重視するように変化したと答えております。

日本では、これまで移住は、入学や入社あるいは家族形成や子供の成長などのライフステージに対応して、主に経済的な変化を下敷きにした転居と言われてきましたが、コロナ禍で顕在化してきた移住には、暮らし方、ライフスタイルに目を向けての移住が見られるようになりました。

ヨーロッパの富裕層では、現役引退後、他国を含めたリゾート地での快適な生活を求めるリタイアメント移住が20世紀から見られていましたが、日本でも老後に地方都市に移住する例も出てきております。自然が多く、ある程度の利便性がある土地に、同じ家賃で広

い間取りに住めるというメリットを求めての移住です。そして、コロナを機会にリモートワークの広がりによって、これが現役世代にも広がっております。私がお手伝いした30代の御夫婦はまさにこのケースだったというわけです。

実は、こういった農家ではない、現在農地を持たない方が小規模の農地を取得して農業を始めたいという御相談は、以前から時々受けておりました。しかし、その当時は農地法の制限により、なかなか御期待に沿ったお手伝いはできませんでした。

昨年4月に農地法第3条第2項が改正されました。所有する農地を農地のままで所有権等の権利を移転する場合の経営面積の制限が削除されました。各自治体で制限面積が異なるわけですが、わかりやすく言えば、例えば、大竹市で言うと、相当に広い1,000平方メートル以上の農地でなければ農家でない方は取得できないとされていたものが、その下限面積要件が撤廃されることにより、どれだけ小さい面積でも農業委員会に許可を取ることによって取得できるようになりました。

この法改正によって、先ほど御紹介した夫婦は希望をかなえることができ、今後は荒れた土地を整地して家を建て、田と畑の耕作を夫婦で、近隣の農家の指導を受けて始める予定だそうです。農業指導を受けることで、転入先の住人の方とも良好な関係を築けるに違いないと、今後の様子も折々に伺いたいと思っております。

農地法の改正は、中山間地域の耕地に限らず、余暇に農業をやりたいと考える人々の移住先の選択肢を市街地にも広げたと思っております。本市には、国道から近い住宅地域にも小規模の農地が点在しております。改正前は、こういった住宅地の中の農地においても一定規模の農地を所有する農家しか取得することはできませんでしたが、今後は一般の人においても取得の幅が広がりました。

これはあくまでも農地を継続して計画的に維持管理することが前提となるということは、もちろん当然のことですが、本市は広島市内にも十分通勤可能な場所です。農地法の改正は、都市部で仕事をしつつ余暇を充実させたいワーク・ライフ・バランスを求める移住者にとっても、便利な環境に住みつつ田舎生活を楽しむ生活を可能にしたと言えます。

この法改正は、移住を望む買い手側だけではなくて、農業の次の担い手が見つからなかった方や、相続で農地の処分に困っていた売り手側にとっても朗報となるものです。農村部の過疎化、市内のあちらこちらで増えている空き家や休耕地の問題解決にも役立ち、本市の活性化につながるのではと期待をしております。国の目指す方針にも合致するところであろうと思えます。

本市では、この農地法改正の本来の目的を勘案し、相続登記の推進や不動産の円滑な取引、ひいては定住促進といった施策に今後どのように取り組まれるのか、お考えをお聞かせ願いたいと思えます。

また、既に本市に居住していて、今後農地を借りて耕作してみたいと思う方もたくさんいらっしゃると思います。今後移住される方を含め、農地を持っていない市民が気軽に耕作できる土地を市で用意し、市民農園として貸し出すという計画はできませんでしょうか。

市民のワーク・ライフ・バランスを向上させ、定住促進につながる試みとして非常に効果的でありますし、高齢化で農地の保全に苦慮している農家の助けにもなる施策だと思

ますので、提案させていただきます。

また、農林水産省は青年就農給付金事業の中で、就農準備資金・経営開始資金を交付しております。本市での支援施策などあれば、またお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いたします。

○副議長（寺岡公章） 3点ほどあったと思いますが。

産業振興課長。

○産業振興課長併任農業委員会事務局長（三浦暁雄） それでは、まず、農地法の改正という点でお答えをさせていただきます。

御指摘のように、改正農地法のほうは施行が令和5年4月1日からございまして、農地の権利取得の4つの要件のうちの下限面積が撤廃をされまして、これまで耕作面積が10アール以上必要であったものが撤廃をされまして、農地が取得しやすくなったという状況は御指摘のとおりでございます。

面積制限がなくなったことによりまして農地は取得しやすくなったわけなんですけれども、農地の効率的利用とか農作業の常時従事、周辺農地への影響の3つの要件というのが現在も残っている状況でございますので、一定の制限がある中での農地法での権利移動というのはされていくものというふうに思っております。

ワーク・ライフ・バランスの中で農業を行うために農地を確保するに当たりまして、例えば、農地法での農地の取得が難しいという場合は、ほかにも農業経営基盤強化促進法による貸し借りという設定もございます。現状は、農地の借りやすさから、その取得という面では農業経営基盤強化促進法ではないんですけれども、貸し借りという意味では農地法よりもこちらの利用権の設定と言っておりますけれども、そちらのほうが利用される方は多くございます。先ほどの繰り返しになりますけれども、今後農業を行いたいという方がおられましたら、そちらのほうは積極的にサポートしていきたいと思っております。

それと、農地の貸し借りを効率的に行うに当たりまして、山間部には小さくて狭い農地というのがたくさんあるわけなんですけれども、今年度、地域の農業を未来に向けてどのようにしていくのかというところで、地域計画策定ということを取り組んでおります。

農業委員会において、栗谷地区とか松ヶ原地区において農家にアンケートを行いまして、将来的に農地を貸したいという農家も一定程度ございました。農地を貸したいという農家がおられた場合は、農地中間管理機構に農地を登録しまして借主を探す方法ということが1つございます。また、先ほど言いました利用権の設定で貸し借りをするというような方法もございます。

今後は地域ごとに、将来に向けまして農業の維持が難しい農地をどのように次の担い手につないでいくのかというのは、地域とも協議をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それと、市民農園につきましてお答えをさせていただきますと、大竹市には民間の市民農園が以前ございましたが、現在はない状況になっております。市民農園は、利用者が一定程度いない場合は農地の管理が大変になるというケースが多くございまして、継続が難しいという状況になります。大竹市の近くで言いますと、JAが旧佐伯町のほうで市民農

園に取り組んでおりますけれども、なかなか利用者がいなくて維持管理が大変であるというふうには伺っております。

そういったこともございまして、現在、市では市民農園を開設していくというふうには考えておりません。個人や法人などの民間での市民農園というの、現在では聞いていないところでございます。

それと、就農の支援となる制度につきましてお答えをさせていただきます。

言われるとおり、国では新規就農者育成総合対策事業を実施しておりまして、内容は、農業を始めるに当たっての研修等の支援である就農準備資金、農業経営を開始する際の支援である経営開始資金のほか、農業を発展させるための機械の導入などの支援でございませぬ経営発展支援事業というのがございます。各事業につきましてはそれぞれ要件はございますけれども、大竹市でも経営開始資金と経営発展支援につきましては予算化をしているところでございます。

それと、その他の事業といたしましては広島広域都市圏の連携事業というのがございまして、その中で、広島農業振興センターで実施する農業研修を実行するという支援を行っております。市では、受講費用につきまして負担をするというふうに予算組みをしているところでございます。

また、単独の事業といたしましては、御存じかと思っておりますけれどもビニールハウスや保温施設への補助、それと有害鳥獣の防除施設に対しまして補助を実施している状況でございます。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 小出議員。

○6番（小出哲義） 御答弁ありがとうございます。

それでは、最後の質問をさせていただきたいと思っております。

次に御提案したいのは、道の駅でのマルシェの開催といったことで、現在、小方中学校跡地利用の1つとして、道の駅の基本構想・基本計画を策定中だと思います。公私で各地の道の駅を視察して、やはり人気がある道の駅はその地の特色を生かした運営をしている施設だと感じております。

大竹市の道の駅は、スポーツを楽しむ体験型道の駅としてお聞きしております。ほかにはないアプローチを1つの目玉として構想しており、今後その全容が明らかになるのを非常に楽しみにしております。もし、この道の駅の中に物販に関する施設も今後検討されるようなことがあれば、その際、マルシェを開催するスペースをつくり、大竹市の内外から出店者を募集することを提案させていただきます。

大竹市で漁業・農業を長く営んできた方たちの出店はもちろんお願いし、新たに移住された方にも、ぜひ、利用させていただきたい。各地で盛んに開催されるマルシェでは、大きな商店や企業が運営しているものはほとんどなくて、個人経営の小さな生産者が集まって魅力ある個性的な店舗を展開しています。このマルシェを道の駅の中に導入すれば、ワーク・ライフ・バランスを求めて新たに就農する移住者に生活労働の場だけではなく、経済活動の場も用意できることになり、他の自治体の移住候補地にアドバンテージを取れるも

のではないのでしょうか。また、道の駅を広く認知してもらおううえでもマルシェの開催は有効だと思います。

私が出会ったマルシェの出店者のほとんどは先ほど紹介したミレニアル世代ですが、彼らは非常にITリテラシーが高く、SNSで自身の行動を発信し集客しております。できるだけ多くの出店者に参加してもらうことは、それだけ多数の方に情報発信することにもなります。道の駅についての提案は特別委員会で議論しておりますので、ここでは移住定住についての個人的な意見として受け止めていただければ助かります。

最後に、もう1つ問題提起として、移住定住促進を高めるためのアピールの必要性についてをお話しします。

これまで市広報や市や議会発信のSNS上で、大竹市の魅力となる制度や催しなどは、都度大きく紙面を割いて紹介されています。人口の流出を抑える一役を担っていると思いますが、市内だけではなく市外、県外にアピールする方法を検討する必要があるように思います。

市広報は市内限定ですし、また、SNSは市内だけではなく広く情報を公開できるツールではありますが、その記事は発信者のフォロワーを通して広められるものであって、フォロワーの数が閲覧件数に比例しております。移住促進、人口増加をうまく軌道に乗せている先進的な自治体においては専用のサイトを設け、〇〇市、移住と検索すれば、そこに空き家、空き地、借家、借地の情報であるとか各種支援情報、体験移住の案内、移住者の体験談など、幅広く魅力のある情報が発信されております。

また、移住よりまずは人口流出を抑えるべく、定住の促進をというお話も聞いたことがあります。しかし、全国的に少子化による人口減少と都市部への移住で、人口の減少は避けられない状況だと思われまます。やはり、守るだけではなくて積極的に獲得していく姿勢は必要かと思えます。

最後の質問として、今後の定住移住促進を狙って本市の魅力、潜在的な魅力を市内外へどのようにアピールをしていくか、執行部のお考えをお願いいたします。

○副議長（寺岡公章） 企画財政課長。

○企画財政課長（三井佳和） 1点目の移住者の方と道の駅との連動の御提案ありがとうございます。

ミレニアル世代の方が大竹市で生活することへの新たな価値を見だし、移住され、耕作され、そして、道の駅で物販の販売、農産物の販売をという好循環の流れ、そして、つながりというのを実現できれば非常に素晴らしいと思いますし、理想的なことだというふうに我々も思っているところでございます。

ただ、道の駅につきましては、現状、基本構想・基本計画を策定中でございまして、具体的な販売などの機能も含めまして、選定はもう少し先になろうかというふうに思います。将来的に可能性はあるかもしれませんが、仮に議員の御提案のように移住者の方がおられた場合は、ぜひ、マロンの里へ出荷もしくは連携をしていただくように進めていきたいというふうに思います。

そして、2点目でございます。定住促進を高めるためのアピールの必要性というところ

だろうというふうに思います。

御提案の案件に限らず、SNSなどによって本市の魅力を発信していくことが大切だというのは重々認識をしているところでございます。しっかり課題として受け止めさせていただきまして、市のさまざまな事業がありますので、情報発信の仕方について各部署と一緒に今後のあり方を研究してまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 小出議員。

○6番（小出哲義） ありがとうございます。

SNSについては、フォロワー数に視聴者数が比例するということで、情報の見える化ということで、県外の方が大竹市、移住と検索したときに、ぜひ、魅力のある情報が発信できればということをおっしゃっています。

最後は質問はないんですが、ぜひ、大竹市の事業の施策については、時代的な変化であるとかあるいは社会的な変化、その時代的・社会的な変化の中には、やっぱりその人間の意識の変化というものもあると思います。その辺と、あとは大竹市自体の地域の特性をマッチさせた施策というものが今後必要であると思います。

限られた予算の中で大竹市の市政を行っておりますが、職員の数も限られております。その中で、まず、そういった共通の意識として、時代の変化にあって大竹市の魅力をマッチングさせた施策を、ぜひ、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わります。

○副議長（寺岡公章） 一般質問の途中ですが、議場の換気のため、10分間ほど休憩をしたいと思います。再開は午後2時35分といたします。

~~~~~○~~~~~

14時26分 休憩

14時35分 再開

~~~~~○~~~~~

○副議長（寺岡公章） 休憩前に引き続いて、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

続いて、5番、岡和明議員。

〔5番 岡和明議員 登壇〕

○5番（岡 和明） 岡でございます。

本日は、本市が今後の文化政策をどのように構想しているかということをお尋ねします。

本市は、残念ながらこの間、文化施策が極めて低質でした。市の代表的な文化遺産である亀居城は木で覆われ、雑草にまみれて夏場は踏み込むこともできず、昼間からイノシシが出たりマムシが出たりして、市外からの来訪者はもちろん市民すら遠のいています。私自身、この10月中旬正午前に、あそこでイノシシに遭遇しました。去年の秋には詩の坂道にある二の丸で足元にマムシを見ました。亀居城の管理があまりに悪いので、城のある桜山は山から下りてくる野生動物のすみかの最前線となっています。

その結果、小方ヶ丘から玖波青木線に出る丁字路の辺りは野生動物の往来する場所とな

っていて、丁字路の100メートルほど玖波寄り、玖波青木線が峠になった箇所、そこでは乗用車とイノシシの衝突事故も起きています。

桜山は木で覆われ、国道2号線からも高速道路からも、城の存在に気づくことができません。登り道の舗装道路にも木が茂り放題です。枝葉が覆いかぶさって、一部の車両は枝葉に接触しながら通行しています。私はその道の中央部で上のほうに手を伸ばせば枝をつかめる状態です。

この地域には熊も出たとされていて、亀居城周辺の通学路にはツキノワグマ注意の看板が出ています。こういう現状では文化財管理の面でも不適切ですが、今や公園管理の面でも、また、道路管理の面でも不適切と言わざるを得ません。

それだけではありません。亀居城の足元で、西国街道の一部として文化価値の高かった小方旧市街も消滅しようとしています。こういった本市の文化軽視は看過できないレベルに達していると考えています。

私が子供の頃は、大竹市と尾道市や竹原市はそんなに文化レベルが違うという印象はありませんでした。ところが、文化を大切にしてきた尾道市や竹原市は今はどうですか。竹原旧市街と小方旧市街は、本来、歴史的な貴重さを比べて竹原市に軍配が上がるというほどのものではありませんでした。それでも、たけはら町並み保存地区として大切にしているうちに、竹鶴が注目されたりして、今や大阪発の竹原市ツアーの広告も新聞に出ているほどです。尾道市は押しも押されもしない文化観光都市です。福山市も工業地帯ですが、この間福山城を大切にされていて、文化都市イメージを着々と築いています。

一方本市は何の施策もなく、小方旧市街は青息吐息。亀居城は市民も寄りつかないレベルに荒廃しています。本市最大の文化財が、市が掲げている大竹市の魅力発信に何ら貢献していないどころか、魅力発信を妨げている。この現状をどう考えておられるかを問います。

損失は、文化面だけではなく経済面にも及んでいます。しかし、残念ながらこれに気づかない人もいます。政府の発表によりますと、今年初めから9月までだけで訪日外国人は約2,700万人、その消費額は6兆円近くで、過去最高だった去年1年間の金額を、今年は1月から9月だけで早くも上回りました。全く実感がないだろうと思います。それは、大竹市はこれらに何の貢献もしていない、そして、恩恵にも全くあずかっていないからなんです。ここにいる限り実感できないのは当然です。

つい先週ですが、1月から10月までの最新の訪日客も発表されましたので、ここでお伝えしておきます。3,000万人を突破しました。10月までだけで、日本人口の4分の1もの人が我が国を訪ねているんです。消費額は年間で約8兆円になる見通しです。こういう話も、この10日間だけでも盛んに報じられ、日本では各地が取り組んでいるのに、本市は残念ながら蚊帳の外です。観光施策が必要だということは、先ほど来、複数の同僚議員も指摘しています。どう思われているのか改めてお尋ねします。

何兆円という数が先ほどから出ていますが、なかなかこの兆という単位がぴんとこないでしょうから、少し説明をしておきます。

日本国内の各分野の産業の生産額を全てあわせたものを何といいますか。国内総生産G

D P ですよ。さて、その中で日本全国にある全ての農業分野、これのG D P に相当するものは何というのでしょうか。農業総産出額といいます。日本の農業総産出額は9兆円足らずです。平野から山地、谷合いにも水田や畑があり、島嶼部にも畑がある。北海道にも広大な農地がある。これらの生産を全てあわせても9兆円なんです。

さっき言った観光収入、これは外国人の消費だけで今年は8兆円になろうとしているんです。間もなく農業生産額を抜くのは確実です。政府は2030年にはこれを15兆円にすることを目指しています。15兆円といえば自動車産業の貿易黒字額に匹敵します。本市はこの国の政策に何か貢献しているのか。大竹市に住む人は、6年後には15兆円になるかもしれないこの大きな経済分野の恩恵に今後あずかることができるのか。その施策があるかどうかをお尋ねしたい。

国は観光立国推進基本法を定めて、次のような目標を掲げています。地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の持続的な発展を通じて、国内外からの観光旅行を促進する。このように述べています。

言うまでもなく、その基盤となるのが地域の文化や自然です。これらは昨今、シビックプライドという用語で改めて強調されています。旧来の地縁が薄れる中で地域社会の心のよりどころになっていくものです。

しかし、残念ながら本市の実情は先ほど述べたとおりで、国の政策に何らの貢献もなく、市民は今年、年8兆円に上るこの大きな経済分野の恩恵に全くあずかることができずにあります。本市は今後どのような文化政策を構想しているかを問います。

言っておきますが、差し当たりこの10日間だけでも盛んに報じられているインバウンドの話はしましたが、国内観光客はその数倍の規模です。世界旅行ツーリズム協議会、WTTC といいます。その数字では、日本の旅行観光分野のG D P 貢献は、今の段階で40兆円とされています。そして9年後、2033年には50兆円に達すると予想されています。雇用者も670万人になると予想されています。本市はこれに向けて何を構想されているかお尋ねします。

壇上では以上です。よろしく申し上げます。

○副議長（寺岡公章） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 歴史的な文化財は、市民の誇りや郷愁、また、市への愛着を高めるものだというふうに思っております。大切にしたいと考えています。一方で、歴史的な文化財を観光消費に結びつけることの難しさも感じているところでございます。御質問ありがとうございます。

それでは、岡議員の御質問にお答えをいたします。

なお、文化政策につきましては、後ほど教育長が答弁いたします。

初めに、亀居城についてでございます。亀居城は、福島正則が毛利氏に対する守りの城として1603年に築城を開始し、1608年に完成いたしました。その3年後に廃城となったお城でございます。その後、歴史から消えていた亀居城は、昭和47年から市民が憩える都市公園として整備をする中で、昭和52年に石垣が発掘され、その後、本丸や天守台が姿を

現し、刻印や矢穴跡の石垣や瓦などの遺物が発掘され、さらに2カ所の井戸が確認されました。発掘されたこれらが近世初頭の貴重な城跡であることが判明し、大竹市指定重要文化財の史跡に指定されたところです。

議員御指摘のとおり、亀居城は本市の代表的な文化遺産であり、観光の名所として重要な施設で、公園として市民に親しまれているところです。この公園の維持管理については、広大な土地であり、樹木の剪定、除草などが追いついていない部分があることは認識していますので、今後、石垣周辺の雑木伐採や広場の除草について、効果的な維持管理に努めていきます。

次に、文化的施設を活用した観光施策についてです。

新型コロナウイルス感染症の収束後は、人流が活発化し、全国各地の観光地では観光客による消費が増加し、場合によってはオーバーツーリズムになっている地域もあります。海外からの観光客においても、日本らしい情緒を感じることでできる文化的施設は、その風景が好評を博すだけでなく、日本らしい体験ができる施設についても人気が出ているところです。

現時点では、市内の美術館を除いた文化的施設に観光客が多く訪れているという状況にはありませんが、見せ方や活用方法によっては他にも負けない観光資源となり得る可能性は秘めていると思われれます。

また、点在する知名度がさほどない施設でも、点と点を線にすることにより滞在時間を増やし、観光消費につなげていくことも考えられます。市として文化的施設をどのように観光資源として活用していくかについては、観光消費額の増やし方や整備に係る財源の問題も含めて、今後検討していく必要があります。

以上で、岡議員への答弁を終わらせていただきます。

○副議長（寺岡公章） 教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） それでは、岡議員の御質問にお答えをいたします。

教育委員会の文化政策は、令和3年度から令和6年度までの第1期まちづくり基本計画で、まちへの愛着を育む歴史・文化の保存と継承を推進していくこととしております。そのため、手すき和紙など伝統文化の保存や継承の取り組みを、おおたけ手すき和紙保存会と連携して行うほか、郷土の歴史を学ぶ取り組みを大竹市歴史研究会と連携をして行っております。また、これらの取り組みについては、文化財保護や郷土の歴史継承の機運を高めていく必要があるため、あわせて講座の開催や広報などの啓発活動も行っております。

そのほかに文化の振興としては、各種文化団体や生涯学習グループへの支援を行い、公民館まつりなどを開催しております。今後も、文化財の保護及び文化の振興を図っていくために、市と教育委員会が連携をし、工夫しながら文化政策を推進していく必要があると考えております。

以上で、岡議員への答弁を終わります。

○副議長（寺岡公章） 岡議員。

○5番（岡 和明） 市長、教育長、ありがとうございました。亀居城を前向きに整備して

いただけるということで、大変心強く感じました。ぜひ、よろしく願いいたします。微力ながら私も何らかの貢献はしたいと思っています。

教育長も答弁、ありがとうございます。文化財を守るというのは、観光収入があろうがなかろうがこれはやはり基本ですので、ぜひ、よろしく願いいたします。

1つ申しますと、本市はこれまでのところ、人々の生活の記憶をとどめていくための歴史民俗資料館というものがなかったんですね。この近辺には、例えば、玖島の佐伯歴史民俗資料館とか、あるいは由宇の由宇歴史民俗資料館、そして、周防大島町には、久賀歴史民俗資料館という立派なものがあります。また、そのもう少し大島の先っぽのほうの旧東和町のところには宮本常一記念館というのがある、これが歴史民俗資料館の役割を果たしています。

そして、今は廿日市市や岩国市の一部なんですけれども、いずれも資料館は町だった時代につくられたものなんです。由宇町の時代、佐伯町の時代につくられたんです。久賀歴史民俗資料館、宮本常一記念館も、周防大島町になる前の久賀町とか東和町の時代につくられているんです。本市は市でありながら、また、市制70年というふうに言いながら、やはり歴史民俗資料館も持っていない。これを悔しがっている市民の声というのは、実はかなり聞くんです。

歴史民俗資料館というのは、城や旧市街と結びつけて、これは先ほど市長がおっしゃったような点と点を結んで線としてその効果を発揮するという、要するにシナジー効果ですよ。歴史民俗資料館を城や旧市街と結びつけていけば、これを生むということはあると思います。ただ、単独では多くの客が来るようなものではないです。それでも貴重な資料の保管庫としての役割を果たす。共同体の記憶として残しておくべきものを保管し、次の世代に伝えるという大切な役割があります。

残念ながら本市は、この人々の生活を記憶に留めて未来に受け渡していくという、そういう機能を持ったところがないですね。今までのことを決して私は責めようと思って今日ここに立っているわけではないですが、やはり今まで私たちが文化を軽視してきてしまったということは、認識すべきだろうと思います。

そして、こんなことを言っている間にも、本来、未来に伝えていくべき貴重な文物が、本市では廃品として捨てられているんですね。これはやっぱり何とかしなければならないというふうに思います。

ありがとうございます。いろいろ本日は、心強いお言葉をいただきました。ぜひ、今後に期待したいと思います。本日はこれで終わりとさせていただきます。ありがとうございます。

○副議長（寺岡公章） 続いて、13番、日域究議員。

[13番 日域究議員 登壇]

○13番（日域 究） 市民の味方の日域でございます。会派を代表して質問したいと思います。

このたびは2つなんですけれども、最初が、不登校の児童生徒の問題です。2つ目が、いわゆる今世間で話題になっている103万円の壁について、大竹市とは直接は関係ないと

どうか、大竹市の権限とは違いますけれども、ぜひ、大竹市長の考えを伺ってみたいという事で、この2つ、よろしくお願ひいたします。

最初が、不登校児童生徒の数と申しますか問題ですけれども、資料をお配りしました。このグラフを見て、教育長にお尋ねします。

いじめ問題や、それに関連する不登校等について質問しようと思って調べていまして、このグラフを見つけたんですけれども、それで急遽方向転換しました。それは今の学校にもそれなりに問題はあるだろうと思います。でも、それだけでこんな大きな変化ですよ。

最後の、魚の尻尾のようにグラフが上を向いていますけれども、これは一体何だ。これは多分、個々のやり方が悪いとかそういう小さな問題ではなくて、根っこのほうに何か問題があるのではないかと、そんなふう感じたわけです。

もちろんと申しますか、私は大竹市の数字は知りません、一切聞いていません。だから、ひょっとすればこれは全国の話であって大竹市はこうではありませんよ、大竹市はそんなに増えていないですよというのであれば素晴らしいことですし、いや、大竹市もやっぱり全国同様に困っているんですよというのであれば何か対策を講じなくてはいけないし、原因を追求しなくてはいけないですよ。そういうことで質問しようということにしました。

今日、今まで何人が質問されましたけど、いろんな問題があります。でも、どういう問題においても、今育っている子供たちが自分で物事を考えて、自分で物事を決めて行動できるという、人間としてきちんと成長しないことには何事にも対応できませんから。学校に行くという、ものすごく素朴なことなんですよ。それをできない子供が最近急に増えているというのは、これはもうゆゆしき問題ですよ。

大竹市の方向性として、大竹市はこっちはあります、だからこれはなくてもいいんですという分野もありますけれども、教育はどうでもいいんです、義務教育なんか関係ないんですとはまさか言えませんよね。

なお、この不登校の定義なんですけれども、病気や経済的理由または新型コロナウイルス感染症回避による欠席を除き、1年に30日以上欠席した児童生徒となっております。

そこで、大竹市の現状を教育委員会に伺います。お配りしたグラフは全国の数値ですが、広島県や大竹市の不登校の児童生徒の割合はおおむねこれと同様の傾向でしょうか。お尋ねいたします。

次に、その原因は何だと思われませんか。複数回答で思いつくものをたくさん、何個でもいいですからお願ひいたします。

教育長の立場では、小学1年生からが担当なのではないかなというふうに思いますけれども、原因を小学1年生からに絞るのではなくて、幼稚園、保育所等、その前段階、そこから上がってくる子供たちの様子が変わったのであればそのことについても言及してほしいですし、例えば、放課後児童クラブの長時間化というのがありますね。こういうことについても思いがあるのであれば、ぜひ、お答えください。そして、それらについてどんな対策を講じているのか、それもお尋ねしたいと思います。

1問目は以上です。

次に、2問目ですけれども、最低課税額を178万円に上げるという、ある方の提案です

けれども、その感想を聞いてみたいと思います。

103万円の壁で、今にぎやかですよ。これは国が決める問題ですが、複数の県知事が困るという発言をしています。この際、大竹市長としての意見なり感想なりを求めたいと思います。

本質的には、日本は非課税限度額の高い国です。多くの国では100万円稼げば課税対象です。でも、日本は稼いでも非課税なので、こんな国はあまりないですよ。それゆえ、そこに壁ができています。その壁が、会社側から見れば大切な労働力を消してしまい、働く側から見れば勤労意欲をなくしてしまう。どちらも得しないうえに、社会全体での損失は小さくありません。時給を上げればさらに消えるんですよ。こんな悪影響がはっきり見える制度は、当然変えるべきです。

本人の103万円の壁は、これはちょっと誤解だと思います。103万円を突破しても、発生する税額はほんの僅かです。扶養控除の103万円の壁を上げれば、そこに壁が移動するだけです。ここは103万円から金額を下げて調整すべきだと私は思います。

収入のない家族を扶養するのは負担だからとつくられた扶養控除という、これは優遇策ですね。このことが働き方に悪影響を与えたのでは本末転倒です。働いているとみなす基準を下げてでも大きな問題は起こりません。働きたい方がその金額を意識する意味がないようなレベルにすべきですね。そのときに増税にならないよう、低い税率をつくって適用し、調整すべきだと私は思います。

次に、106万円とか130万円の壁がありますね。これは年金なんですよけれども、ここは非常に難しいです。年金加入の要件から年収の要件をなくすということも今検討されていますけれども、それについては大賛成です。3号被保険者は多分廃止すべきでしょうね。

106万円・130万円の壁というのは、これは給料だけでは本当はないんですよ。その人の収入全てなんですよ。でも、全ての収入を把握する方法はありません。だから、そういうふうな何かものすごく難しいことを前提にこのルールができているということを、まずは皆さんが自覚しなければいけない。そう考えます。

税といえば、それ以外に退職金に対する税が、勤続25年を境に減額といいますか控除額が増えるんですよけれども、これも行政とか大手の会社に勤めている方が優遇されるような感じがいたします。

それと、これはおまけですよけれども、私が議員になって最初にびっくりしたのは、公務員の人は雇用保険に入っていないですよ。雇用保険を免除されています。これは明らかな官民格差のような気がするんですよけれども、それも含めていろんなことを聞いてみたいんですよけれども、国民が働こうと思って働く、豊かになりたいと思って働くわけですよけれども、その力をあわせて社会が成り立っているんですよけれども、そこにつまづきやすいでこぼこがあったら、どちらにしてもそうなんですよ。

この103万円の壁というのは、本当に道の真ん中の変なでこぼこのように思います。ぜひ、でこぼこをなくしてほしいんですよけれども、下手に考えてでこぼこが増えたのでは何のことはないですから、それはすごく懸念しますけどね。

130万円の壁ですよけれども、実はヒアリングのときに職員とお話をしました。そのとき

のお話と、後で電話で話した話が違うんですね。実際はあのときはああしか言えません。でも、実際そこができなくて難しいんですよ。

お父さんとお母さんというか夫と妻というか、大体多くはお二人が働いているというケースですね。御主人のほうは正規労働者ですよ。奥さんのほうがパートに行っているというケースでしょうけれども、御主人のほうの会社が奥さんのほうの所得を把握するというすべはないのですよね。ものすごく皆さんが善意で行動することを前提にできています。

よく最近、130万円を超えても例外を2年間は認めるという方法がありますといいますけれども、それをパート勤めしているところの会社が仮に認めたとしても、それを受け入れるかどうかは、御主人のほうの個々の健康保険組合なり健康保険を扱っているところの判断ですから、そんなの駄目ですよと言われたら駄目みたいなんですね。だから、この130万円を超えるというのはすごく怖いんですよ。

130万円に触れると単に何か増えるのではなくて、その会社の人事なり総務なり、そういう担当者と何だかんだやらなくてはいけないし、こっち側の会社も、あなたのところの奥さんはどうなっているんだと言われたら、そこでものすごく一悶着あるわけです。そんなことに触れたら、おまえ、もう辞めやと絶対会社が言いますよね。そういうルールがきちんと整備されてないがために、みんながそこをすごく警戒するんですよ。だから、これは全く行政のつくった壁です。だから、ぜひ、そこは考えてほしいなと思います。

市長の本音といいますか、お考えを聞いてみたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

壇上での質問を終わります。

○副議長（寺岡公章） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 最近報道されております103万円の壁の問題は、行政運営の根幹である税収への影響など、懸念する部分はありますが、国での協議の行方を注意深く見守るしかないところでございます。御質問ありがとうございます。

それでは、日域議員の御質問にお答えをいたします。

なお、1点目の不登校児童生徒の急増については、後ほど教育長から答弁いたします。

それでは、2点目の103万円の壁についてでございます。

昨今の深刻化する人材不足の要因の1つとされている、いわゆる年収103万円の壁については、11月22日に取りまとめられた国の新たな経済対策において、令和7年度税制改正の中で議論し引き上げると明記され、見直しの議論が行われています。この見直しは、賃金の手取り額の増加や働き控えの解消などの効果が期待できる一方で、仮に所得税の基礎控除額を現在の48万円から123万円に引き上げることにあわせて個人住民税の基礎控除額を引き上げた場合、総務省は地方全体で4兆円程度の個人住民税の減収が見込まれると試算しています。

本市においても、個人市民税は税収の4分の1を占める基幹税目であり、行政サービスを安定的に支える重要な財源であるため、減収分の代替財源が措置されなければ行政サービスの提供に支障を来す可能性があるかと懸念しているところです。このため、見直しに当

たつては、地方税財源に影響を及ぼすことがないように、税制や社会保障などを一体的に見直し、代替財源を確保するよう全国市長会などと連携しながら国へ求めていく必要があると考えています。

次に、公務員が雇用保険に加入していないことについてでございます。

国家公務員及び地方公務員については、法律によって身分が保障されており、民間の労働者のような景気変動による失業が予想されにくいことなどの理由から、雇用保険法の規定が原則除外されています。したがって、原則保険料の負担はなく、雇用保険の給付も行われません。

御指摘のありました公務員への雇用保険の適用については、国において公務員制度全体のあり方の検討がされる中で整理されるべき問題であると考えています。

以上で、日域議員への答弁を終わらせていただきます。

○副議長（寺岡公章） 教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） それでは、日域議員の不登校児童生徒の急増についてお答えをいたします。

文部科学省の令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果で、不登校児童生徒の割合が公表をされております。

小学校における1,000人当たりの不登校児童数は、全国平均が21.4人、広島県が23.6人、大竹市が28.8人です。また、中学校における1,000人当たりの不登校生徒数は、全国平均が67.1人、広島県が70.4人、大竹市が62.6人です。また、直近5年間で全国の不登校児童生徒数は約2倍になっていますが、広島県や大竹市においても同様の増加傾向になっております。

文部科学省が公表している不登校児童生徒数の増加の背景として、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の趣旨の浸透などによる保護者の学校に対する意識の変化、コロナ禍の影響による登校意欲の低下、特別な配慮を必要とする児童生徒に対する早期からの適切な指導や必要な支援に課題があったことなどが挙げられております。

不登校児童生徒数増加の原因として考えられることとして、文部科学省の調査結果では、学業不振、友人関係、学校生活に対してやる気が出ないこと、生活リズムの不調、親子の関わり方に関するものが高い割合でした。本市においても同様で、特に学校生活に対してやる気が出ないこと、生活リズムの不調、不安・抑鬱に関するものが原因であると考えております。

家庭状況と関わりのある原因も考えられますが、家庭状況だけの原因で不登校になっているとは考えてはおりません。また、議員から指摘のあった保育制度との因果関係については把握はしておりません。

不登校児童生徒を増加させないために、まずは未然防止が大切であると考えております。そのために、一人一人が大切にされていると感じられる共感的な人間関係が構築され、安全・安心に過ごすことができると感じる学校・学級風土をつくること。また、児童生徒が

達成感を持てる授業づくりに向けた取り組みを強化することなどを行っているところです。

また、不登校になってしまった児童生徒への対応例としては、家庭訪問を実施し、学業・生活面の相談に乗るなどさまざまな指導・援助を行うこと、登校を促すために電話連絡や迎えに行くなどを行うこと、保護者との連携を行い家族関係・家庭生活の改善を図ること、スクールカウンセラーなどの専門家とつながりが持てるように働きかけることとされております。一人一人の状況に応じて必要な対応を行っております。

今後、これまでの取り組みをより充実させながら、新たな不登校を生じさせない取り組みを重視し、引き続き不登校等児童生徒の社会的自立を支援してまいります。

以上で、日域議員への答弁を終わります。

○副議長（寺岡公章） 日域議員。

○13番（日域 究） それでは、不登校のほうから行きます。

大竹市も全国に漏れずということでしたね。人間は自分から意思を持って生まれる人はいないと思いますけれども、まさに生まれるんですよ。ぼろっと生まれてきよろきよろと見たら、当然、近所にお母さんはいますよね、お母さんから生まれるわけですからお母さんはいるでしょうね。そして、よく見たらお父さんもいたり家族がいたりして、これが自分のいるところだと。そこで皆さんに、周りの人に大切にしてもらって、そこがその生まれた子供の最初のベース、基地になるわけですね。

そこから少しずつ行動範囲が広がっていくわけですが、夫婦共働きというのは今に始まったことではなくて、ある時期、専業主婦という言葉があったにしても、それこそ例外的な一部の時代のことであって、多くの人は昔からどんな仕事であれ遊んでいる暇なんかなかったはずですから、一生懸命働いていました。ただ、畑に赤ん坊を籠に入れて連れていったり、とにかく子供を自分の周りに置いて大きくなるまでは見ていましたよね。だから、そういうふうにならずと人間の歴史の中で生をつないできたんだと思いますけれども、親から離れた状態で子供を預けるというのは、本当に最近の出来事ですよ。

例えば、ドラえもんという漫画があるではないですか。ドラえもんには、いわゆる管理者は出てきませんよね、あれは子供社会ですから。その中にジャイアンというちょっと意地悪な強いやつがいて、のび太といういまいち弱っちいような雰囲気的主人公がいて、ほかにも友達がいるわけですが、大体子供たちの世界です。そこに出てくる大人というのは、何か悪いことをしたらどなりつけるというか、ボールが飛んでいってガラスを割ってこらっと怒られるとか、そういう感じで大人が出てくるわけですが、そうしたらどうする、こうすると、極端に言えばおまえが謝りに行けとか、子供社会の中で物事を考えていくわけですね。そういう、それなりの子供社会で、子供同士で物事を考えて対応していくということを、今の子供たちはできているんだろうかとすごく思うわけですよ。

それこそ、私がPTA会長をやっていたのがこのグラフの中の一番左端辺りですね。平成5年、平成6年が大竹小学校のPTAの会長でしたけど、あのときいつも言っていた言葉が、保育所は4時までですと。だから4時までには会を終えましょうねというのが、何かやるときの決まり文句でしたよね。それがどんどん変わっていつているし、学校、社会も変わりましたよね。

それはそれなんですけど、だから、根こそぎ時代を変えろと言っても無理ですし、どうしようもないものがいっぱいありますけれども、できる範囲の中で何かやろうと思えば、どこに問題があるかということ把握しなくてはいけないんですけども、昔で言えば、私いつも思うんですけど、本当に放課後って楽しいひとときでしたよね。

でも、今の子供って、小学校1年生で、もうかなりの割合の子が放課後児童クラブに入って、夕方までいて、そこには管理する人がいるわけですね。管理する人は近所のおじちゃんではないわけですよ。近所のおばちゃんでもなくて、その人は給料をもらって仕事をしているわけですよ。だからその人には大きな権限はなくて、要するに問題行動を起こさないように管理というか、上から管理監督するのが役割ですから、ちょっと隣の、どこかの任意で何か自分の思いで叱ってくれるような関係ではないですよ。

ここを見まして、この新保育制度というところなんていうのは、これは私が書き込んだんですけども、この保育所11時間という、私がさっき言った平成5年頃の話は保育所は4時までですからねってもう公言していましたが、これはある種曖昧なところがあるんでしょうけれども、11時間と言いだめたのはいつなんでしょうかね。

みんなが働かないと難しい時代になったというのは確かですよ。でも、もう1個の話と根っこはつながるんですけども、でも、103万円の壁を超えたら働きにくいわけですよ。だから逆にもっと働きやすい仕組みにしておいて、上手に稼いで上手に成果を上げて、子供は子供で理想に近い成長過程を歩ませてやるというのは、これはまた別のことですけども、目的はよく似ていると思いますけれども。

例えば、セクショナリズムではないですけど、放課後児童クラブというのは厚生労働省の役割ですよ。学校は文部科学省ではないですか。私から見たら、文部科学省の施設の中に厚生労働省の施設があるというのが何か違和感もあるんですけども、純粋に教育の側の教育長として違和感はありませんか。

これ、違和感があるとは言えないと思いますけれども、やっぱり特に小学1年生なんか、学校の授業って短いではないですか。本来は午前中で帰っていたりしますよね、早い段階では。でも、実際はそうではなくて、学校の中で居場所を変えるだけです。そういういろんなことがあるんですけども、そののところにもし問題があれば、いろいろな対応をすとはいいながら、なかなか解決には向かわないのではないかという気がするんですけども、11時間保育は教育長の守備範囲とは違うんですけども、おわかりならお答えください。お願いします。駄目だったらほかの方でも結構です。よろしくお願いします。

○副議長（寺岡公章） 教育長。

○教育長（小西啓二） なかなか非常に答えにくい御質問だというふうに思います。

国の施策でもありますし、社会の今のニーズがそういう形になっているのではないかなとは思っているんですけども、私ども教育の立場で言えば、現在、本当に不登校の数が、先ほど申し上げましたように全国的にも広島県も大竹市も右肩上がりの傾向ということで苦慮はしております。

今、学校のほうに私どもが常に言っていることは、そうはなっても絶対に子供との縁というか関係は切ってはいけませんよというふうには言っているんですよ。そして、もう1

つ、子供の学びは、絶対にこれも止めてはいけません。

そういう意味での、先ほど申し上げました教育機会確保法というものが施行されたということなんですけれども、子供はやはり、いつも思っていることですがこれからの将来の宝ですので、どうにかやはり今の時期、確かに不登校という形で今ちょっと休養する必要があるのかなということもあるでしょう。でも、学校としてはやはりその中で一人一人の子供をしっかりと見て、その子に応じて寄り添って対応していくようにというふうには思っております。

先ほど小出議員のほうから価値観の変容という言葉が出ましたけれども、まさに今の時代、子どもが生きてきた時代と違って正答というものがなかなか見いだせないというところでもございます。価値の多様化といたしまして、そういう中を子供たちは生きていく必要があるので、やはりしっかりと自身の考えを持ち、判断をし、行動していくという、そういう子供たちを育てていきたい。大竹市の子には、ぜひ、そういう子供になってほしいというふうには常々思っております。なかなか非常に難しいんですけども。

いつも校長時代に私の目標があったんです。1日でもいいから子供たちが全員学校に来る日をつくれたらいいなと思って声をかけ、取り組んでみたんですが、なかなかやはりこれは難しかったことではないんですけども、多分今現場もそういうつもりでやっているでしょうし、ただ、そうはいいながらも学校外でも学べますよというあたりも配慮しながらの取り組みだというふうには思っております。

以上でございます。

○副議長（寺岡公章） 福祉課長。

○福祉課長（井上 剛） 私からは11時間保育のことについてお答えします。

いつから11時間の保育が一般的に行われるようになったかというのはちょっとはっきりとわかっていないんですが、保育所の制度が始まって以来、共働きの家庭が増えていく中、保護者などのニーズに対応する形で、延長保育の時間も含めまして保育所開所時間が拡大してまいりました。

さらに、平成27年度から始まりました子ども・子育て支援新制度におきまして、両親ともに働いているなどの理由で保育標準時間の認定を受けた場合、通所する保育所の開所設定時間の範囲内で11時間までは延長保育料がかからない仕組みとなりました。このことで、例えば、各保育所の判断により保育時間が10時間を超えた場合に延長料金が発生した頃の時代と比較すれば、現在のほうがより長い時間保育所に子供を預けやすい環境となっております。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 日域議員。

○13番（日域 究） 実は11時間のことについては、県に聞いたんですよ。そうしたら即答ができないから電話しますと言って電話番号を言ったんですけども、今もって電話がありません。実際、県だって困っているんですよ。

私、本当に一般質問のときにいつも思うんですけども、最近大竹市がやっていることで大きな問題はないんですよ。だから質問に困るんですけども、どちらかというと国の

ほうが問題があるのにその問題を解決できないとか、先送りするとかそういうのがあって、結局市役所の現場の方がすごく苦労されている。私はそう思います。

今回もそうですよ、学校が100点ではないと思いますよ、学校にも問題あると思いますけれども、でも、何か教育の現場がかなり無理を強いられている、そんな気がしてならないんですけれども。最近総理大臣が変わりましたが、例えば、中央で頑張る政治家の人って自分の選挙区は安泰ですよ。自分の選挙区で当落が危ないという人が中央で頑張るわけじゃないではないですか。

だから子供だって、家は自分のベースですからね。家に帰ったら絶対安全な自分の城があるわけですよ。お父さんもお母さんも家族も、いろんな意味で。子供の頃は自分の親をすごく立派と思っていますけれども、後で気がついたらそんなことないんですけれども、本当にそうやって我が家は何の問題もないと、帰ってしまえばもう大丈夫だと。だからこそ学校でチャンバラができるわけですよ。それで学校でチャンバラができて、今度は学校が自分の縄張りになるわけですよ。そしたら今度、次の何かに行けるわけですよ。

学校にいる間ってある意味ライバルではないですか。でも、何か卒業したら変に仲がいいですよ。同窓会とか行ったらすごく仲がいいですけれども、よく考えたら昔はいろんな関係があって火花が散ったりもした関係だったりもするんでしょうけれども。だからそれを考えたらやっぱり、今はしょうがないですけれども、家庭が、全部ではないですけれども、家庭というものが昔と違ってしまっていると。

だからそこが、もちろんそうではなくてもいいんだと言え、それも絶対そうでなくてはいけないと言うわけにかなないんですけれども、でも、やっぱりその素朴な家庭というものとは何か維持しないといけないというのがあって、いろんな、例の3号被保険者とかあるんでしょうけれども、でも、それが今、逆に作用していますよね。本当に大竹市も例外ではないということは、こういう不登校が特別少なくて、何か全国が注目している地域というのは聞いたことはおありですか。

それとも、ほとんどこれは例外はないんですかね。例外がないということは何か共通の問題があって、もちろん韓国もそうでしたよね。日本も不登校の学校というのはあるではないですか。何か名前は知りませんが、文部科学省が認めた不登校の子が行くような学校があったりして、何か韓国のほうが先進で、もっと早くからそれをいっぱいつくっているような話も聞きましたけど、でも、それがいいんだったらもうちょっとフリースクールに支援するとか、学校に行かなくてもいいよと言うべきなんですけれども、言えませんよね、そこまでは。だからやっぱり学校に行く義務があるし、やっぱり学校に子供たちがちゃんと来てくれるというのが大前提で、この国は今、少なくとも成り立っていますよね。

だから私が何を言ってもこれ以上御答弁いただけないのかという気もしますけれども、でも、本当に今回の2つの質問はつながっているんですけれども、できれば、働きたい人は幾らでも働いてくださいと思いますけれども、働かざるを得ないんですという方は極力働かなくていいような、両親がですよ、何かそういう制度があったらいいよねという気はします。

小さな子供というのはすごくお金がかかっているんですよ、実際。めちゃくちゃかか

っていますよね。昔の数字で、東京都で年間1,000万円とかありましたけど。それをかけるんだったら、もう直接給付したらいいではないかという気すらしますけれども。

これはもちろん国の話ですけれども、ものすごく保育現場の給与が安いという話があって、保育現場ですごく給与の安い人が働いて、それでそこに預けている人も給与が低くて、その社会を支えるために相当な公費が投入されているんですよ。だから、たくさんの予算をそこで2倍にも3倍にも生かすような方法で使われているのではなくて、大きな予算が何かそこであまりうまく具合に転がってはいかないと。ただ、大竹市においては、そのお金がどこから来るかという国から来るわけですから、国や県から来るやつが多いですから、たちまちはそれで問題ないわけですね。

でも、みんながいいけれども、よく考えたら、全体をぐるっと回れば拡大生産まではしてないよねという、なんか縮小再生産みたいな気すらするんですけれども、ここで、さっき言いましたけど大竹市のあり方が悪いからというわけではなくて、大竹市のやり方から日本の将来が見える気がするんですよ。どうにかして、せめて子供たちが喜んで行ってくれるような学校であってほしいなと思って質問したんですけれども、これ以上はもうあれですけれども、教育長として何か最後に言いたいことがあれば一言おっしゃってほしいなという気がするんですけれども、よろしくをお願いします。

○副議長（寺岡公章） 教育長。

○教育長（小西啓二） まさに私はずっと教育の世界で生きてきていますから、子供たちにはやっぱり学校に来てしっかりと仲間と切磋琢磨しながら成長して行ってほしいと、そういう願いは持っています。また、そういうふうは大竹市の子供たちにも期待をしていますが、そうはいつでもなかなか今はそうではないという、先ほども申しましたけれども、時代のいろいろな変容によって価値観も大きく変わっております。

だから、学校はそのあたりにもしっかりと対応した取り組みをしていかななくてはならないと。そのあたりについては、やはりしっかりと子供一人一人の課題を把握し、個に応じた、個別最適などというのはこれまでも言っていますけれども、そういう取り組みを進めてまいりたいと思っています。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 日域議員。

○13番（日域 究） では、もう1つの103万円の壁に行きます。

この前政府が何か、さっき市長が答弁でおっしゃいましたけど、方針を決めて見直すということですよ、見直すというか上げるといふか。どこをどう直すのかなという気はしますけれども、本当に主人公ではない、ちまちましたルールがその主人公の行動を変に縛ってしまうという、結局皆さんの持っている力、その集合体とすれば国力かもしれないけれども、それが発揮できなくなるんですよ。

例えば、皆さんが本当に、現にいろんなところでありますよね。もうすぐ12月ですけれども、もう仕事を休むというか、最近の言葉で言ったらシフトがどうのと言いますけれども、そうすると現場は困るわけです。頼むよと言っても来られないわけですよ。だからそういうことは起こらないようにしてほしいよねという気がするんですけれども、本当に、

でも、これは国の施策ですからね。

特に、私はこの質問をするに当たっていろいろ調べたんですけども、税金のほうは単純に事後ですからね。数字がこうなったらこうですよと計算して、後から、それこそ扶養の家族が規定以上の給料をもらっていたら、最後に市民税のほうから納付書が来ます。後からそれを納付したら、それでも結論としては終わるんですけども、社会保険についてはそうではなくて、大体いつからいつまでの金額を払うのかもはっきりしないですよ。2月に就職した人は次の年の2月までの1年間だと堂々と書いているところもありますし、さまざまなんですよ。でも、最終的に、分かりにくいのがゆえに、会社のそういう担当者は、あまり分かりにくいことをしてくれるなど絶対言うわけですよ。

もう、こうなるんですけども、ここはだから、私は大竹市の執行部の方に言っているのではなくて、どちらかというところにいる人みんなその認識を持ってくださいと。国民が広くその認識をしないと、悪いことがわからないですよ。物事には、何かそういう国が決めた施策というのかな、国のやったこと、もしくはやるべきであるけどやらなかったこと、不作為ですよ。そういうのがあるんですよ。

ヒアリングで渡した文書の中にちょっと書きましたけど、日本はバブルの頃まで調子がよかったのではないですか。それから悪くなりましたよね。あのことについて、本当に世間でみんな勝手なことを言うんですけども、工場労働者への派遣を認めたのが悪いということ主張する政党もありますけれども、そうではなくて、私が思うには、宮沢さんという内閣総理大臣がおられました。

私の大好きな政治家ですけども、あの人が自らの本に書いているんですけども、やっぱりあの当時、1990年代ですけども、銀行がおかしくなるわけですね。今の中国とよく似ていますけれども、確かにバブル崩壊といえますか、そうすると銀行がおかしくなるんですけども、そこで、私ももちろん当時理解しているわけではありませんけれども、銀行に資本を注入しなくてはいけなかった。あの人は賢いからちゃんと分かっていたんです。それをしようと。昨日図書館で本を借りてきましたけど、株式市場を1日閉めて、そこでそれをやるんだと思ったというんですけども、とにかく前後左右、誰も賛成してくれなかったからできなかったと書いています。

要するに、銀行は企業を支援する側ではないですか。さっきの家庭と一緒にですよ。家庭が不安定だったら子供は外で頑張れないのと一緒に、銀行が自らの中身が悪かったら、とても取引先の企業を支援することにはならないわけですね。お金を貸さないほうがいいわけですから。あの頃、貸し剥がしという言葉がありましたけど、例えば、お医者さんが自分が病気になったと。そうしたら患者を診るどころではないではないですか。患者を診られませんよね。そうすると、もし病気がはやったら一気に蔓延するではないですか。ある種そういうことですよ。

それが何とか変わったのは10年後ですからね。その間に、要するに北海道拓殖銀行が潰れて、山一証券が潰れて、いろんな金融機関も潰れるし、当然それに関連しているいろんなマイナスがあったはずですよ。それを、だから今は一生懸命追いかけているんですけども、やっぱり国が一番肝心なことをちゃんとしないと、結局は国民というか地方自治体も

含めて振り回されてしまうんですけれども、そこはやっぱり宮沢さんも、自分の本に書いてあるわけですから、そこはすごいと思いますよ。

だからそういうことがあって、やっぱり国がすべきことをすべきときにちゃんとやるというのがいかに大事かということですね。だから、この教育においてもその103万円についてもですけども、1個1個の役所にはそれぞれ理屈があるわけです。でも、それをまとめる人がいないんですよ、日本には。今、日本という国に対して何か言いたい海外の国があって、日本の誰と話をつけたら日本に話をつけたと言えるのかというのは、さっぱり見えませんよね。誰だ、日本の代表者はと。大竹市で言えば入山市長ですよ。それはわかりやすいんですけども、本当に日本という国、ある人が強いときにはある人だったりしたんでしょうけれども、いつの時代も日本というのは誰がリーダーか分からない、そういうことが、こういう危機に陥ったときに難しいですよ。

だからどうということはないですけども、本当に今大竹市はこのところすごくうまくいっていますし、細かなことでは問題がありますけれども、非常に、さっきの住みよいまちランキングではないけれども、私もそうですと言いにくいですけども、でも、他人様が言っているんですからうそではないだろうなと思いますし、でも、大きな問題がないのは確かですから、これから次の時代をにらんで今何をやるかなんですよ。だから学校も、確かにそうですけれども、大竹市にしかできない何かに取り組んでみてほしいという気はしますね。

大竹市の税収がどうこうというのは当然響くんですけども、だからそこでどうにか変えるんでしょうけれども、大竹市も企業があって皆さんが働いている働く人の多いまち、昼間人口が多いという話もさっきありましたけど、本当に大竹市はまちの規模の割にたくさんの方が働いているわけですけども、その人たちが働いたら働いただけ給与も増えるし、もちろんそれに見合っただけ負担も増えていいんですけども、そういう分かりやすいルールをつくってくれと、ぜひ、国にはお願いしたいなと思いますけれども。

これ以上言うことはないかもしれませんが、もしあれば一言欲しいなという気もしないでもないですけども。それでは、私は以上で終わります。ありがとうございました。

○副議長（寺岡公章） 何かコメントがあればということでよろしいですか。

執行部、いかがでしょう。

副市長。

○副市長（太田勲男） 103万円の壁と今回の不登校児童の関連性、いろいろ勉強になるお話を聞かせていただきました。

やはり103万円の壁のところ、さっきから11時間の保育、預かりとか、いろいろ問題が出ておりますけど、ちょっと僕は時代が古いのかも分かりませんが、共稼ぎが増えたおかげで、親と子の絆を保つ時間が減ってきているような感じはします。しかしながら、それが先ほどから出ております価値観の多様化、それにも十分つながってくるので、この問題については私どももゆっくり考えていきたいと思っておりますし、国の政策も見極めていかなければならないと考えております。これを今解決する方策がもしここで出せたら大変なことです。今のところありません。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 一般質問の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。再開は午後4時ちょうどいたします。

~~~~~○~~~~~

15時48分 休憩

16時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（北地範久） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

一般質問の途中ですが、本日の会議はこの程度にとどめて延会とし、11月29日の本会議に継続したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

お諮りいたします。

本日議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

御通知申し上げます。明日11月29日は午前10時に開会いたします。別に書面による通知はいたしません。お含みのうえ、御参集をお願いいたします。

本日はこれにて延会いたします。

16時01分 延会

(6 . 11 . 28)

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年11月28日

大竹市議会議長 北 地 範 久

大竹市議会副議長 寺 岡 公 章

大竹市議会議員 中 野 友 博

大竹市議会議員 豊 川 和 也

令和 6 年 12 月
大竹市議会定例会（第 5 回）議事日程

令和 6 年 11 月 29 日 10 時開議

| 日 程 | 議案番号 | 件 名 | 付 記 |
|------|----------|--|---------------------------|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 2 | | 一般質問 | |
| 第 3 | 議案第 59 号 | 議会の議決に付すべき定期借地権の設定に関する条例の制定について | 総務文教
(原案可決) |
| 第 4 | 報告第 12 号 | 専決処分の報告について（工事請負契約の変更
：大竹駅西口駅前広場整備工事（履行期限及び
請負金額変更）） | 報 告
(一 括) |
| 第 5 | 議案第 66 号 | 財産の取得について（小型ノンステップバス
(こいこいバス)） | |
| 第 6 | 報告第 13 号 | 専決処分の報告について（事故による和解及び
損害賠償の額の決定） | 報 告 |
| 第 7 | 認 第 13 号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和 6
年度大竹市一般会計補正予算（第 4 号）） | 即 決 |
| 第 8 | 議案第 68 号 | 令和 6 年度大竹市一般会計補正予算（第 5 号） | |
| 第 9 | 議案第 69 号 | 令和 6 年度大竹市国民健康保険特別会計補正予
算（第 1 号） | 総務文教付託
生活環境付託
(一 括) |
| 第 10 | 議案第 70 号 | 令和 6 年度大竹市土地造成特別会計補正予算
(第 2 号) | |
| 第 11 | 議案第 71 号 | 令和 6 年度大竹市介護保険特別会計補正予算
(第 2 号) | 生活環境付託 |
| 第 12 | 議案第 72 号 | 令和 6 年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正
予算（第 1 号） | 生活環境付託 |
| 第 13 | 議案第 60 号 | 定年前に退職する意思を有する職員の募集及び
認定に関する条例の制定について | 総務文教付託
(一 括) |
| 第 14 | 議案第 61 号 | 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に
ついて | |
| 第 15 | 議案第 63 号 | 指定金融機関の指定更新について | 総務文教付託 |
| 第 16 | 議案第 67 号 | 財産の無償譲渡について（地域情報通信基盤
(光ファイバケーブル) 設備一式) | 総務文教付託 |
| 第 17 | 議案第 62 号 | 大竹市税条例の一部改正について | 生活環境付託
(一 括) |
| 第 18 | 議案第 64 号 | 大竹市地区集会所の指定管理者の指定について | |
| 第 19 | 議案第 65 号 | 大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定
について | 生活環境付託 |

- 第20 議案第73号 令和6年度大竹市水道事業会計補正予算(第1号) } 生活環境付託
第21 議案第74号 令和6年度大竹市工業用水道事業会計補正予算(第1号) } (一 括)
生活環境付託

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第59号(報告・表決)
- 日程第 4 報告第12号から日程第 5 議案第66号(報告・説明・付託)
- 日程第 6 報告第13号(報告・質疑)
- 日程第 7 認 第13号から日程第12 議案第72号(説明・表決・付託)
- 日程第13 議案第60号から日程第16 議案第67号(説明・質疑・付託)
- 日程第17 議案第62号から日程第19 議案第65号(説明・付託)
- 日程第20 議案第73号から日程第21 議案第74号(説明・付託)

○出席議員(15人)

- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 北地 範久 | 2番 | 中野 友博 |
| 3番 | 豊川 和也 | 4番 | 山代 英資 |
| 5番 | 岡 和明 | 6番 | 小出 哲義 |
| 7番 | 末広 天佑 | 8番 | 藤川 和弘 |
| 9番 | 中川 智之 | 10番 | 小田上 尚典 |
| 11番 | 西村 一啓 | 12番 | 山崎 年一 |
| 13番 | 日域 究 | 14番 | 細川 雅子 |
| 15番 | 寺岡 公章 | | |

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者

- | | |
|-------------------|-------|
| 市 長 | 入山 欣郎 |
| 副 市 長 | 太田 勲男 |
| 教 育 長 | 小西 啓二 |
| 総 務 部 長 | 三原 尚美 |
| 市 民 生 活 部 長 | 佐伯 和規 |
| 健康福祉部長兼福祉事務所長 | 中村 一誠 |
| 建 設 部 長 | 山本 茂広 |
| 上 下 水 道 局 長 | 古賀 正則 |
| 消 防 長 兼 予 防 課 長 | 小田 明博 |
| 総務課長併任選挙管理委員会事務局長 | 柿本 剛 |
| 企 画 財 政 課 長 | 三井 佳和 |
| 産業振興課長併任農業委員会事務局長 | 三浦 暁雄 |
| 環 境 整 備 課 長 | 外谷 明洋 |

福 祉 課 長
参 事 兼 土 木 課 長
総 務 学 事 課 長
消 防 本 部 消 防 総 務 課 長

井 上 剛
中 司 和 彦
大 井 一 徳
敷 田 博 之

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長
議 事 係 長

山 田 智 徳
丸 小 真

10時00分 開議

○議長（北地範久） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（北地範久） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、4番、山代英資議員、5番、岡和明議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（北地範久） 日程第2、11月28日の議事を継続し、一般質問を行います。

10番、小田上尚典議員。

〔10番 小田上尚典議員 登壇〕

○10番（小田上尚典） おはようございます。調の会の小田上尚典です。

本日は、私自身小学生の子供がいる保護者としても現在関わっている、学校教育でのICT活用について伺います。

ふだんからIT機器を使うこと、ICT化することを目的とするのではなく、利用によってどんな未来を創造するのかということが大切ではないでしょうかとお伝えさせていただいています。それはGIGAスクール構想に表されるように、教育現場でも必要不可欠なことだと思います。

お配りした資料1にもありますが、GIGAスクール構想は、1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体に整備することで、多様な子供たちが誰一人取り残されることなく公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育環境の実現を目指し、2019年12月にスタートしました。簡単に言えば、教育現場のICT環境を充実させ、よりよい学びの環境をつくろうということです。

私が肝だと思っているのは個別最適化という点です。現状、個別最適化は道半ばですが、これからが取り組みの本格化に向けた重要な時期だと考えています。今回は、それらを実現するための情報端末であるタブレット、そして、活用を支えるICT支援員について質問させていただきます。

まず、GIGAスクール構想実現に向けた取り組み、タブレットの活用・更新について伺います。

文部科学省が掲げたGIGAスクール構想の環境整備は、新型コロナウイルス感染症の影響により、具体的な活用方法が不明瞭なまま大幅に前倒しされました。本市においては令和2年度から段階的にタブレット等が整備され、これまで活用が進んでいることと思います。5年間のリース期間満了が迫ってくる中で、今定例会において提案される議案にも、債務負担行為でタブレットに係る経費が盛り込まれております。

これまでのタブレットを使用した学習の中では、まず使ってみようからスタートし、学

校現場の先生方は、コロナの対応に加えてタブレットへの対応など多くのことが重なり、苦慮されたことと思います。

まず、細かなことを伺う前に、前提、大枠としてのこれまでの取り組みの中でどのような成果や課題があったでしょうか。

そして、これまでの蓄積を分析して活用することで、今後の機種選定や学びにつながるのではないかと考えています。タブレット導入以前に想定していた学習の目的と今後のタブレットを活用した学習の目的は変化していますか。お聞かせください。

次に、小・中学校で活躍いただいているICT支援員についてです。

本市では、全国的に見ても比較的早期にICT支援員を配置しており、4年が経過しています。平成30年から令和4年までの教育のICT化に向けた環境整備5カ年計画では、ICT支援員の配置目標を4校に1人としています。令和4年度は全国で4.6校に1人と、目標を達成することはできておらず、計画は令和6年度まで延長されています。令和4年度末現在で広島県全体の達成率は32%となっており、47都道府県でワースト3、下から3番目でした。そんな状況の中、大竹市では令和3年9月から配置しています。

ICT支援員とは、学校におけるICT、情報通信技術の活用を支援する専門職であり、主に授業支援・教員研修・環境整備・校務支援などの業務を行っていただいています。これまでもICTの活動には、私自身、折に触れて質問などしてまいりました。GIGAスクール構想の実現に向けて必要な存在であることは理解しています。しかし、新たなステップを迎える時期であるとも思っています。

では、現状、教育委員会や学校現場からICT支援員への要望はどんなものがあり、現場の希望に沿えるような支援になっていますか。

これまで市議会に対して、ICT支援員の業務時間や業務内容について資料をいただいておりますが、教育委員会はICT支援員の評価をどのようにされているのでしょうか、お聞かせください。

これらを踏まえ、今後どのようにタブレットの活用やICT支援員の配置があるべきなのか、子供たちのよりよい学びと教育現場の負担軽減を図ることができるのか考えていきたいと思っています。

以上で、登壇しての質問を終わります。御答弁よろしくお願いたします。

○議長（北地範久） 教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） おはようございます。それでは、小田上議員の御質問にお答えをいたします。

1点目のGIGAスクール構想実現に向けた取り組み、タブレットの活用・更新についてでございます。

GIGAスクール構想は1人1台端末、いわゆるタブレットと高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現すること。また、これまでの教育実践に加え、最先端のICTを活用することで教員・児童生徒の力を最大

限に引き出すことを目的としております。

本市においては、ICTを活用した教育の推進のための1つの手段としてタブレットの活用を行っております。タブレットを有効に活用することで、これまでの学習活動の一層の充実や主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善が期待でき、児童生徒一人一人の反応を踏まえた双方向型の授業や一人一人の教育的ニーズや学習状況に応じた個別最適な学びを目指しております。

しかし、現状の課題は、授業での活用は徐々に進んできている一方で、児童生徒の一人一人にタブレットを使用させることに苦手意識を持つ教員がいることやICTの活用自体が目的になり、児童生徒にとって効果的な学びになっていない実態があることです。

このような課題への対応として、教員自身がデジタル機器の使用に困難を感じていることが児童生徒に使用させることへの支障となっている場合もあるため、ICT研修を行い、基本的な操作の習得を促したり、活用方法を紹介したりしております。また、ICTを活用した授業の研修会を継続的に開催することで教員が主体的にICTを活用した授業を行い、教科目標に沿った授業を効果的に行えるようにしていきたいと考えております。

次に、2点目のICT支援員の支援により期待する効果は出ていますかについてでございます。

本市では、令和3年9月からICT支援員派遣業務を業者に委託をしています。ICT支援員の業務は、各学校での機器トラブルの対応をはじめ、校務支援・授業支援などがあります。このうち機器トラブルの対応や校務支援は初歩的な支援ですが、いずれも教員の事務負担の軽減につながる支援となっております。

機器トラブルの対応支援では、タブレットなどのトラブルを解決してほしいという教育現場の要望に対して、ログインできない、アプリケーションが起動しないなどの端末の不具合やモニターの不具合などに、ICT支援員が対応しております。

また、校務支援では、ICTを活用したアンケートのやり方やホームページに関する支援をしてほしいという教育現場の要望に応じてアンケートの作成・配信・集計作業を行ったり、ホームページの更新をICT支援員が行っております。

次に、授業支援は、より進んだ支援として授業の質の向上につながると考えています。授業支援として、市で導入しているICT環境でどのような活用ができるのか具体的に教えてほしいという学校現場からの要望に応じて、さまざまなソフトウェアの活用方法をICT支援員が紹介をしてくれます。ICT支援員の授業支援が授業の質の向上につながるよう、学校現場とともに取り組みを進めてまいります。

学校現場からの声としては、ICT支援員について、積極的に教職員へ声をかけられたり、また、学習に必要なことを担任へ提案されたりしていて、非常に支援していただいています。教職員の負担軽減や児童のICT活用の推進に一役も二役もかかっていただいています。ICT支援員御自身からよりよい活用法を提案してくださる場面もあり、とても感動しております。などがあり、現場の要望に沿える支援を行っていると考えております。

教員を対象に行ったアンケートでは、次年度もICT支援員の配置を希望する教員が大多数を占めており、今後も継続してICT支援員を配置してまいりたいと考えています。

今後は、機器トラブルの対応や校務支援といった初歩的な支援から、授業の質の向上につながる授業支援のウエートが高まるよう期待をしているところでございます。

以上で、小田上議員への答弁を終わります。

○議長（北地範久） 小田上議員。

○10番（小田上尚典） 教育長、御答弁ありがとうございます。全般的には非常にお伝えしたいことと伺いたいこと、前向きな雰囲気だけでいただけののかなと思います。

まずは、タブレットのほうについてなんですけれども、これはこの後、議案の上程がありまして、債務負担行為とありますので、それがよい・悪いとかではなくて考え方とかそういうところを伺えたらなと思うんですけど、NTTグループが調べている中で、小学校の高学年から中学生でキーボード入力ができる割合というのがここ数年上がってきているというところ。もう9割方キーボードで文字入力ができますというところで、小学4年生ぐらいからぐっと入力できる率が上がってくるのかなと思っています。なので、タブレットを使うということにそこまで子供たちは抵抗はないんだろうと思います。

大竹市の場合は、もう1人1台というのが実現していますね。最初に国が言っていたのは、1学年で1クラス分あればいいかなぐらいだったので、交代でタブレットを使うみたいなところだったと思うんですけど、やっぱり1人1台は絶対要るよねというところはあると思います。

1人1台でICTとかそういう情報機器を使うということだけ考えると、僕も経験があるんですけど、情報という授業もありましたし、パソコンルームみたいなところでやっていたら、ある程度タイピングという技術は身につけることができるのかなと思います。ただ、教室にラップトップでもいいですけどデスクトップをずっと置いておいて、子供たちがその教室に行って端末を使うということではないですよと言っている意味をやっぱり考えていきたいと思うんですが、まずは触れることが一番だと思います。

その中でなんですけど、持ち帰り学習ですね。小学校1年生から中学校3年生まで1人1台タブレットがありますが、現状、持ち帰り学習は小学校3年生から始まっていると思います。どの程度の頻度があるのか、それぞれわかる範囲で教えていただきたいのと、あとは持ち帰りというところでの故障ですよ。落下させて壊したりとかそういう事例があって、ほかの自治体では修理費が何億円もかかってしまってとても困っていますという事例がありました。いかがでしょうか。持ち帰り学習については、教育委員会のほうからどのように学校に対して指針を出されているのか教えてください。

やっぱり個別最適というところがとっても大切だと思っているんですけど、そのためにはやっぱりタブレットとはこういうふうな使い方が理想的だよというものを持って、子供たちにある程度の課題提供をしないといけないと思います。

僕には小学校3年生の子供がいますけど、夏休みにタブレットを持って帰ってきました。結構喜んで、父ちゃん、今日タブレットを持って帰ってくるよと言って登校日に帰ってきました。タブレットでどんな宿題があるんだと言って、やっているところを今からやるんだよと言って、結構時間がたっても戻ってこないんですよ。ずっとタブレットを見ていて何をしているんだろうなと思ったら、タブレットの画面の本当に5分の1ぐらいのところ

に指で手書きで算数の途中式を書いてやっているんですね。間違えて消そうと思ったら全部消えて一からやり直して、僕はそれは別にタブレットを使ってやる意味はなくなかないかというようなことがあったりしました。

でも、それはどうだろうと思ったところの1つで、QRコードを持って帰ってきてQRコードを読み込ませて、タブレットの活用というのはこういう活用をしてくださねとか、ネットは結構危ないんですよとかという動画を見ていたりして、なかなかそういう機会もないから、タブレットは活用されているんだと思います。ただ、やっぱりうまく利用できていないのかなというところもあるんですね。課題の提供ができていないのかなど。その辺りはいかがでしょうかね。

学年ごとに、やっぱりやってほしいことは変わると言うんですよ。触ってみてもらうのが大切な学年、写真を撮ってこんな写真を撮ってきたよと発表する学年、しっかりアプリケーションを使って自分の考えをまとめるという作業をするために使うという学年ごとの設定ができないと、個別最適の設定につながっていかないと言うんですけど、そのあたりはいかがですかね。

学校ごとに使われているソフトウェアが違うと思います。ソフトウェアというか、ドリルとか中で使っているアプリですね。これが次のICTにも関わるんですけど、ばらばらだと、よかったよねという事例が生まれにくいのかなと思うんですけど、そのあたりはどう考えられていますかね。

タブレット更新の時期に入ってきますけど、これまでのそういう経験を踏まえて、調達をどういうふうにするのか。このままの機種のような形で行くのか、今の機種でこういう課題があるからちょっと違う方向で考えていきたいのか。機種を選定基準ですよ。

それとか、システムも今、中で使われているものがあると思います。それもそのまま行くのか、どういう考えをお持ちなのか。システムによっては、中学生と小学校の低学年・高学年でUIが違うとか、触る画面が簡単になったり、ある程度になったり、高度になったりというのがあるかもしれません。どういう形で選ばれていくのか。

ざっくり言うと持ち帰り学習、実情に合った課題の提供、あとはタブレットとシステムの選定について、この3つをお聞かせください。

○議長（北地範久） 総務学習課長。

○総務学事課長（大井一徳） まず、持ち帰り学習についてです。

本市では、中学生は、令和3年10月から、小学校5年生・6年生は、令和4年7月から、小学校3年生・4年生は、令和5年5月から持ち帰り学習を開始しています。小学校1年生・2年生は、発達段階を踏まえて紙に鉛筆で字を書くなどの家庭学習を重視したいので、現状ではタブレットの持ち帰りを行っていません。

持ち帰りの頻度ですが、現在、約半数が週に1度以上は持ち帰っている状況です。また、長期休業中については、小学校3年生以上の全員の持ち帰りを進めるために教育委員会からも通知を出しております。

持ち帰り学習の内容ですが、学習内容の定着を図るためにドリル学習が中心となっています。また、学校で行っている学習と関連させて、タブレットに伴奏音源を入れて家で音

楽のリコーダー練習をしたり、総合的な学習の時間に活用する資料やレポートを作成したりしています。現在は、学習内容の定着を図るドリル学習が中心ですが、少しずつ主体的な学びに向けて、児童生徒がこんな学習をしたいからタブレットを持って帰りたいという姿を理想として、結果的にタブレットを持ち帰る日が少しずつ増えていくことを目指しています。

端末の故障についてですが、現在までの累計で、端末の破損等が全体の5%程度となっております。端末の破損以外で、容量不足等によるリカバリー対応が10%程度となっております。端末の不具合が学習の妨げにならないかどうか踏まえて今後検討していきたいと思っております。

次に、個別最適化への一歩というところで、実情に合った課題の提供についてです。

これまでのタブレットを活用した実践の積み上げにより、少しずつ発達段階に応じた課題の提供ができています。児童生徒の実態に応じて、実物の静止画や動画など視覚的な情報を提示したり、個人の興味に応じて必要な情報を調べる学習を仕組んだりしています。

また、市で導入している共通ソフトウェアに加えて、児童生徒の実態に応じて計算や漢字の反復練習や記憶、言語理解等の認知機能を楽しく鍛えるソフトウェアを導入している学校もあります。ソフトウェアによって児童の学習履歴を確認できたり、つまずきに応じた学習ができたりする特徴があります。

次に、タブレットの調達、システムの選定についてです。

現在使用している学習用端末は令和3年2月に整備しており、5年リースのため令和8年2月に機器の更新時期を迎えます。GIGAスクール構想第1期では、国から各市町村に補助金が交付されましたが、GIGAスクール構想第2期では、各都道府県に基金を設置し、都道府県を中心とした統一・共同調達の仕組みを検討することとされています。このため、基金設置主体としての都道府県に共同調達会議の設置が義務づけられ、地方公共団体が行う端末の整備・更新を対象とした基金からの補助要件として、都道府県が設置する共同調達会議に参加することが必要とされています。

現在、県において広島県GIGAスクール推進協議会が設置され、導入するOS部会ごと共同調達に向けて取り組みを進めています。本市が参加している部会には、本市のほか17市町が参加しています。この部会で使用を決定することになりますが、各市町が意見を出し合って仕様を練っている段階であり、部会で選定した1機種と契約するようになります。

文部科学省が示す標準基準には、MicrosoftのWindows、GoogleのChromeOS、アップルのiOSの3種類が示されています。操作性や耐久性、安全性などを考慮し、目指している授業や個別最適な学び等を実現するために、児童生徒や教職員が使いやすく管理しやすいかどうか踏まえて、最適なものは何かを現在検討しております。

以上です。

○議長（北地範久） 小田上議員。

○10番（小田上尚典） ありがとうございます。持ち帰り学習については、半数が週に1回

は持って帰るといところで、教育委員会としてはもっと持って帰ってほしいなという思いはありということですね。

まず、そこなんですけど、令和4年3月に文部科学省初等中等教育局長から出ているGIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末の積極的な利活用等について（通知）というものがあります。

見られているとは思いますが、持ち帰り学習、以前もいろんなところで触れて、大分前ですけど、Wi-Fi環境がいろんなところに欲しいよ。例えば、アゼリアおおたけで子供たちがタブレットを使って宿題をしている風景を僕は想像しているとか、それから、ゲーム機を持ってきて遊んでいる姿、それだけでも見守りになるのではないかという話は、以前一般質問でさせていただきました。

その一般質問をしたときはあまり子供たちがタブレットを持って帰ってきてそういうことをする想定ではないような御答弁をいただいていたんですけど、この通知の中にも「端末の持ち帰りにより様々な場面でICTを活用した学習ができるよう、公民館、図書館等の社会教育施設や放課後子供教室等の地域学校協働活動、児童福祉施設、児童相談所等の社会福祉施設や放課後児童クラブなど、学校や家庭以外の様々な場所や場面での活用も踏まえて学習支援を検討すること」とあります。教育委員会だけの話ではないよといところなんだと思います。

なので、しっかりと横の連携を取っていただいて、子供たちがいろんな場面でいろんな学びをしたいんだと。整備のときに言いました、家にネット環境がないからできない、そのときにアゼリアおおたけに行けばできる、公民館に行けばできる、市役所に行けばできるでもいいと思うんです。子供たちが仲間と一緒に宿題をやったり、少し横道にそれて遊んでみたりするのも1つかなと思いますので、これは教育委員会だけではなくてさまざまな部署がしっかりと考えて協働していってもらって、子供たちのさまざまな学び、持ち帰り学習といところは進めていただけたらと思います。

ソフトウエアの違いですね。アプリケーションを独自のものを入れている学校もあると。これ、実際に保護者の方から言われたんですけど、学校によってどうやら使っているドリルが違うらしいと。教科書とかは統一されているはずなのに、子供たちの学びが学校によって違っているのといところを質問いただきました。

確かに統一されているほうがいいかもしれないけれども、そこで胸を張って、この学校のこの方針で子供たちにこの学びをさせたいからこのドリルを選んでいるんです、このソフトを選んでいるんですと胸を張って言えば、僕はいいのではないかなと思います。ただ、それが消極的な方向での選定にならないように今後やっていただけたらなと思います。

それで、では、どうするのが一番いいのかなと思って、タブレットの種類なんですけど、お配りした資料2にもありますけど、これ共同調達なんですよ。小学校1年生・2年生・3年生ぐらまでは、何かをするのにキーボードをいっぱい使う作業はあまり想定しにくいと。そうであればタッチ機能とかが一番やりやすい機種で、中学生とか小学校高学年とかになるとキーボードを使う機会も増えてくるでしょうから、ちょっとそういうところの処理がしやすいものという、機種を分けてあげるのも1つなかなと思ってたんで

す。

ただ、共同の調達ということでなかなか難しいと。それは予算組みの関係もありますのでしようがないかなと思うんですけど、やっぱりソフトウェアのところは教育委員会のほうでもしっかり確認して行って、子供たちのこの学年ごと、成長に合わせたものが選べるようにしていただけたらなと思います。

この資料2の中にあります計画なんですけど、これ、市の教育委員会がつくることになっていますよね。資料の一番右側の下ですね、端末整備更新計画・ネットワーク整備計画・校務DX計画・1人1台端末の利活用に係る計画。これは市の教育委員会がつくるということですね。

これなんですけど、目指す姿は何ですかというので、個別最適なものでいうところなんですけど、この計画もつくられるので、子供たちの学習というところが結構メインになっている部分もあるんですけど、例えば、宿題で漢字ドリルをノートに写して持っていきますよね。この子の漢字の跳ねとか、字が上手だなというときには二重丸がついていたり、上手に書けてないよというときは赤ペンで直しが入っていたりということは、やっぱり紙でのやり取りというのはぬくもりがあるなというふうに感じます。

ただ、算数とか、答えを入れることによってもう済んでしまうものもあるかもしれません。途中式が必要だったりとかがあるかもしれないんですけど、そういうものの採点作業というのは、すごく時間取られるのではないかなと思います。

なので、夏休みの宿題は保護者が採点してくださいとなっているんだと思うんですけど、そういうところを、教員の方の負担が軽減できるような、例えば、音読というものが何年生までされているのか分からないんですけど、音読の時間だったり、正しく読めているかどうかみたいなものもタブレットを使ってやってみるとか、そういうのも1つなかなと思うので、教員の方の負担軽減をどういうふう考えられているかというのと、せっかく計画をつくるんですから、どんな活用をされて子供たちにどんな未来が待っているかみたいなものをどう考えられているか教えてください。

○議長（北地範久） 総務学事課長。

○総務学事課長（大井一徳） ありがとうございます。

まず、教職員のほうの関係なんですけど、タブレットの活用は、教職員の授業支援や時間支援にも確実になっております。以前であれば授業準備は教職員が当然行い、その準備したもので授業を展開していましたが、タブレットがあることにより児童生徒が自分で必要な情報を獲得することができたり、児童生徒自身も大変学習の意欲づけになったり学習の個別化を行うことができている。また、学習の個別化を行うことによって授業で学習したことが実際の生活に生かされている学習につながることもあります。

具体例を少し言いますと、先日中学校の実践、保健体育科で、危険の予測という学習内容で、中学生の生徒が自分自身の通学路をGoogleMapで写真に撮って、自分の通学路のそこが危険だよということをしつかり確認をして、それを回避して気をつけていこうというふうな実践もありました。

おっしゃるとおり、もう理想像ということが大変重要になってくると思います。これは

G I G Aスクール構想の目的、さっき教育長が言われましたが、そこにしっかり沿っていくということです。本市が目指すところは、児童生徒一人一人の反応を踏まえた双方向型の授業、そして、一人一人の教育的ニーズや学習状況に応じた個別最適な学びという方向性はしっかり合わせて、タブレット活用についても、目指す姿として今後も取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（北地範久） 小田上議員。

○10番（小田上尚典） わかるんですけど、子供たちがこういうふうになっているといいよねみたいなものがやっぱり欲しいなと思います。個別最適なものを目指します、それでG I G Aスクール構想を実現しますというのは当たり前のこととか、それは目指すんだろうと。では、大竹市版で、大竹市だからできることというのがあると思うんですね。めちゃくちゃ児童数が多くて、もう子供たちがあふれているのかということそうではない。学校によってはすごく少人数でクラス編制されていたりということもあると思うので、学校に応じたもので、大竹市はこういう活用が理想だよということをしっかりと計画の中に、計画の中に書くか書かないかは、この計画は提出するものなんだろうから、持っておいてねという。プラスで、解説するときこんな想像、こんなものいいよねと、笑顔で理想を語れるようなものになればいいのかなと思います。

タブレットは、何でもそうなんですけど、例えば、テレビを買いに行くときにこのテレビで映画を見たいと思って買いにいたり、車を買いたいというときに家族でこういう使い方をしたい、自分はこういう使い方をしたい、どういうふうな活用があるのかなと想像して何か物を手にすることが多いと思うんですね。その想像を子供たちにしっかりしてもらえよう理想を掲げてもらえたら子供たちにも分かりやすいですね。かみくだいて、何で君たちにタブレットがあるんだろうというときに、この計画をかみ砕いてあげられるような理想をしっかりつくってもらえたらなと思います。

では、そのタブレットの活用とか教職員の方の負担軽減というところでいけば、I C T支援員かなと思います。I C T支援員のほうに入らせていただきます。

評価方法ですね。件数、時間、今まで3回、議会に出していただいています。ばらばらです。正直、対応件数を見ても、例えば、先ほど言われましたフリーズして立ち上がらないというのを解決してあげるには再起動すれば一発だよとかあると思うんですね。そんな何秒かの話も1件で、この資料を作りたい、なるほど、どういうのをつくりたいですかとかヒアリングをして、話をして資料を作成していく、これも1件。件数というのは正直よくわからないなというので、1回目の時間というのはすごくわかりやすかったんですが、件数・時間、この評価方法でしっかり評価できているのか。

あとは、僕はずっと複数年でやらないと意味がないのではないかと言っています。しかも、教育長が言われましたように、これからは初歩的なところからステップアップしないといけないということですね。校務支援から授業支援という中では、密な関係が必要だと思います。複数年契約でやるべきだと思いますけど、なぜ、単年度でやっているのか。

これは資料3にありますけど、地方財政措置が始まっていますけど、これはいつからな

のか、よろしくをお願いします。

○議長（北地範久） 総務学事課長。

○総務学事課長（大井一徳） 初めに、ICT支援員の評価方法についてです。

委託業者と毎月打ち合わせを行い、委託業者の報告や報告を基にした業務の提案などを受けています。実績報告書には、業務区分ごとに件数・作業時間のほかに、依頼ごとに依頼主・依頼内容・作業詳細などが示された具体的な報告も示されています。

令和5年度の支援内容の割合としては校務支援が最も多くなっており、次いで調査・研修・授業支援となっています。初期段階の支援であるマニュアル資料作成は、ICT支援員導入当初は最も多くの時間を要していましたが、支援としての割合は今は少なくなっています。今後は、次の段階の支援として捉えている授業支援を徐々に多くしていきたいと考えております。

次に、契約についてです。複数年契約を結ぶことで事業を安定して継続できるというメリットはあると思います。計画的な支援や同じ支援員によるサポートが期待できます。しかし、委託業者の考え方や支援員の運用方針によって年度ごとに支援員が変わる可能性があります。実際に、今年度の委託業者は昨年度の委託業者と同じですが、支援員は別の方となっています。このように、複数年契約を結んだとしても必ずしも同じ支援員による長期的な支援が担保されるわけではありません。

また、一般的に複数年契約としたほうが費用の面でメリットを期待できます。しかし、1年契約とした場合と3年契約とした場合の見積書を徴したところ、3年契約としたほうが高く、費用面のメリットはありませんでした。他の市町にICT支援員の配置状況について問い合わせたところ、ICT支援員を委託契約している市町で複数年契約を結んでいる市町はありませんでした。こうした理由から単年契約としていますが、学校にとってよりよい契約になるように検討していきたいと考えております。

次に、財政措置についてです。令和5年度から公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金の国庫補助を受けております。また、ICT支援員の配置に要する経費を含めた情報化関係経費については、一定額が普通交付税措置されているものと認識しています。

以上です。

○議長（北地範久） 小田上議員。

○10番（小田上尚典） 財政支援のほうなんですけど、1,000万円かけて何するのと最初のときに言いました。同じことをやっているんだったら、毎年1,000万円はちょっと高いですよという話もさせてもらいました。ただ、やっぱり実情として支援員の方がいないと現場は困るところもわかりました。財政措置も取られるようになってきたところで、必要なんだと思います。

校務支援というところで、割合が今多いよというところを御紹介いただきました。この間の決算特別委員会でも委員の方が聞かれていたと思うんですけども、その資料の中で、やっぱり校務支援というのは令和5年度は41.9%支援割合があったと。文部科学省が出しているICT支援員配置促進に関する調査研究というところのアンケート結果のまとめで、校務支援の分野でどのような作業をICT支援員に依頼していますかというところ、

ホームページの作成支援が51%。

ホームページって何年前にこういうのが始まりましたかと僕は思ってしまいます。そこですかと。このICT支援員は、タブレットとかが導入されて、それをうまく使っていくために配置されたのではないのかなと思って、ホームページなんですかというのが率直な感想です。ただ、現場の方からすると、今まで充実させられなかったホームページの部分で協力いただいているというのは、1ついい効果なんだとは思いますが、本当にそんなのかなと。

その基礎的なところというのは、蓄積が生まれてくれば、学校の先生方もしていただけるようになるのではないかなと。最初に、何かシステムを使うというときはとても時間がかかります。覚えていくためにですね。でも、これをやればいいんだというのがわかったときには、ぼんぼんと結構できるように、この大竹市議会の中でも、最初はタブレットはわからないという声があったように記憶していますが、でも、皆さん、縦横の切り替わりとかもうまく使われて、活用されているんですね。なので、ある程度時間を積み重ねていけば、そういうものができるようになると思います。

なので、教員の方がやるべきことはやる、教員の方が時間をかけなくてもできるようになったところは、当たり前のようにICT支援員にお願いするのではなく、ICT支援員の手から離すという作業が必要だと思います。

単年度契約というところなんですけど、昨年度と今年度、業者が一緒でも人は違いますというところがありました。ちなみに、令和3年に初めてやりましょうというときは、1人の方に各学校を回っていただいて、令和4年度は3人の方が入れ替わりで各学校を回っていただいて、金額は一緒なので、1人当たりが回られる頻度というのがちょっと減ったかなというところですね、令和5年度、令和6年度やっています。1人ずつですね。1人が回っておられると。単年度契約なので、実際に来年度その業者が同じ仕事をできるかどうか分からないわけですよ。そうであれば、その派遣している支援員も今年度いっぱいですよというところなので、どうなるかわからないから次を探さないといけないというのが自然な心理かなと思います。同じ業者でも人が違うというのは、それは単年度契約だからそうでしょうと思ってしまいます。

単年度でやるときに、引き継ぎ作業というのがどれくらいあるかですよ。たまたま同じ業者だったからいいけれども、引き継ぎ作業に、例えば、平日は週に5日間しかないので、基本的に小方学園となっていますけど、小・中学校の6校をどうやって回っていくかという、1カ月で4回しかその学校に行けないわけですよ。引き継ぎ作業をやっている時間で1カ月分近く無駄にするんだったらもったいないなと思ったりもするんですね。

どんどん1年目、2年目、3年目、こういう流れでこういう授業支援に沿って計画をやっていくまじょうみたいなものをつくっていかないと、今までお願いしていたことを漫然とお願いするということになりかねないかなと思うんですけれども、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（北地範久） 総務学事課長。

○総務学事課長（大井一徳） ICT支援員のところですが、今ICT支援員を評価すると

ところでアンケートを行っております。そのICT支援員のアンケートの質問内容なんです
が、ICT支援員の支援の印象であるとか、支援を受けての感想であるとか、次年度の契
約の希望とか、自由意見で構成されています。

このICT支援員の要件に関するものとして仕様書を作成しております。令和6年度の
委託契約から変更しております。その際、特別なヒアリングは行っていませんが、ICT
支援員に関するアンケートの結果を参考にして、学校現場の思いを反映させています。

どんどん改善をしていかなければならないんですが、変更点として、令和6年度の委託
契約については、ICT支援員配置の目的・調達方針を示し、委託業者が情報セキュリテ
ィーやクラウドサービスセキュリティーに関する資格を取得していること、大竹市と同等
規模以上の自治体へのサポート実績を有すること等を追加しています。また、校務仕様作
成支援や各種調査支援など、仕様書に示されていない校務支援に関する業務をICT支援
員が行っているということで、そういう現場の実態に即して仕様書に含めることとしてお
ります。

以上です。

○議長（北地範久） 小田上議員。

○10番（小田上尚典） ぶっちゃけると、それは残り時間が2分しかないのであれなんです
けれども、次に聞こうと思っていたことなので。

単年度ごとにやっていたのでは話は進まないよねということはどう捉えているのか伺
いたかった。それを伺った後にどういう基準を設けられているのかという話もしたかっ
たんですけれども、もう時間がないので。

単年度では僕は駄目だと思っています。以前、どこかの委員会か何かの場で伺って、長
期の場合、支援員があまり上手にできなかった場合とか的確ではなかった場合とかとい
うのは、それは単年度であっても的確ではない人は的確ではないと言わないといけな
いし、上手にできていないんだったらそれを改善してもらおう努力は、単年度であ
ろうが長期であろうが関係ないんですね。長期でやることによって費用が高くな
るといふことであれば、なぜ、費用が高くなるのかというのは企画財政課のほう
にもしっかりと説明をして、こういうことをやりたいから長期でやりたいと。

どこの部署でも今DXをやっていますけど、担当者が1年でころころ変わ
りますといたら、皆さんDXなんてできません。どこの部署も長くやっていただ
いての方がおられるからうまくいく、よくわかっているということがあると思
うので、このICT支援員をよりよくしたい、学校教育、教員の負担を減ら
したい、子供たちの学びをよくしたいと思うんだしたら、ほかの町がや
っている・やっていないは関係ないじゃないで
すか。

広島県内ではほぼやっていなかったICT支援員を、大竹市はかなり早くに設置
している。それは評価しますから、それをどんどん進めていってほしい。な
ので、せっかくあるものは最大限使おうと、いつも何かいろんなところ
で言っていますけど、なので、本当によろしくお願
いします。

何かあれば、教育長、お願いします。

○議長（北地範久） 教育長。

○教育長（小西啓二） いろいろと御意見をいただきありがとうございます。

確かに大竹市は、広島県内でも早くからICT支援員を加配としてつけ、取り組みを進めております。その取り組みの成果というのも、先ほど総務学事課長のほうからもございました。ただ、御意見を聞いて、まだまだこれから進めていく、充実させていくということは、非常に大事かなと思っております。

今のところは、やはり教職員のスキルアップにつながるための支援員のいろいろな研修であるとか、そのあたりを進めていき、ただ、そのことは子供たちの充実した学びにつながってまいりますので、より、その辺を研修でも深めてまいりたいですし、今後、GIGAスクール構想の第2ステージとして、AIの活用であるとか、より専門的なものになってくるということがこれはもう想定されます。

そうなりますと支援員の活用、立場というのが非常に重要になってまいりますので、ぜひ、これは単年契約、複数年契約、しっかりそのあたりを部局とも協議を重ねながら、子供たちのためにということ考えてまいりたいというふうには思っております。ありがとうございます。

○議長（北地範久） 一般質問の途中ですが、議場の換気のため暫時休憩いたします。なお、再開は11時の予定といたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

10時55分 休憩

11時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（北地範久） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

続いて、3番、豊川和也議員。

〔3番 豊川和也議員 登壇〕

○3番（豊川和也） 3番、市民の味方の豊川和也でございます。

まず、市民の皆様、最近暗くなるのが非常に早いです。17時30分でももう真っ暗でございます。最近不審者等も増えておりますので、どうかお気をつけください。

ということで一般質問をさせていただきたいんですけども、ちょっと前回は、大竹市の議員に苦言を呈したんですけども、今回はやめておきます。でも、私がこの議員にならせていただいているのは、これだけは言わせてください。あなた方には任せておけないということで、私は一生懸命頑張らせていただいている次第でございます。よろしくお願いいたします。続きは私のYouTubeで御覧ください。よろしくお願いいたします。

では、一般質問をさせていただきます。

まず、カプセルトイ、街ガチャの設置についてということでございます。

全国的にも、地元ガチャ、街ガチャなど、通称ガチャガチャというカプセルトイを利用し、地域の魅力を発信する市町村が増えております。ガチャガチャといえば懐かしさを感じられる市民の方もおられるのではないのでしょうか。私が子供の頃に大流行した、何が出

るか楽しみな、100円で1回回せるガチャガチャでございます。御当地ガチャで検索するとたくさん出てきます。

このガチャガチャ、お子さんだけではなく大人でもはまる方がたくさんいらっしゃるようです。第1弾から販売し、コンプリートするまで買い続ける。つまりガチャガチャを回し続ける方もたくさんいらっしゃいます。本市においても、例として大竹市の夜景の写真キーホルダーやコイちゃんキーホルダーなど御当地キーホルダーを開発し、カプセルトイとして市役所や公共施設に設置したり、また、イベント等で活用したりできるのではないかと考えております。ガチャガチャが地域の振興になればと思い質問させていただきました。

続いて、こちら、1番目に質問された大竹市の議員とちょっとかぶっておるんですが、来年度の指定暑熱避難施設、クーリングシェルの設置予定についてということでございます。

私自身、恥ずかしながら6月の一般質問で、先ほども言いましたけれどもクーリングシェルの存在を知り、今回も一般質問された大竹市の議員には感服の思いであります。近年、夏の暑さというのは災害です。

令和5年4月に、気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため、気候変動適応法を改正し、本市においても指定暑熱避難施設、クーリングシェルとして、熱中症特別警戒情報を発する10月の第4水曜日まで、公共施設が市民に開放されました。簡単に言うと、夏のものすごく暑いときに、冷房が効いている施設を国民・市民の皆さんに開放するというものです。近年の夏の暑さは異常なので、これは災害だと思います。

本市においても、熱中症の疑いで搬送された方が、昨日、大竹市の議員の一般質問の執行部の答弁では、令和5年度は20件、令和6年度は25件となっております。令和4年度、令和5年度などと比較しても増加傾向になっているとも、議員が述べられておりました。

クーリングシェルは、災害級である暑さの避難場所のようなものです。夏の日本は年々酷暑になっております。来年も今年以上に酷暑になる可能性が高いです。夏季直前になり対策するのでは遅いと考え、来年度の予算編成もある程度固まってきておる12月定例会にて伺いたしますが、昨日の一般質問も踏まえつつ質問させていただきます。

本市における今年度のクーリングシェルの利用者を教えてください。というのは、ゼロだと分かっておりますから、再度お答えいただけるようなら省略で構いません。再質問で、なぜ、ゼロかという問題点を踏まえ、膨らませ、述べたいと思っております。

次に、来年の夏季は市内の民間施設とクーリングシェルの協定の締結、開放される施設を増やすなどのお考え、対策は行いますかについての答弁は、申し出があれば協定を考えるということだったので、再質問で私なりの考えを述べますので、再度お答えいただけるようなら省略してください。本市のクーリングシェルに対する取り組みなどをお答えください。

壇上での質問は以上になります。ありがとうございました。

○議長（北地範久） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 地域の魅力を発信する他市の取り組みの御紹介と、昨今の災害級の暑さを心配されての御質問、ありがとうございます。

なお、山代議員の答弁と重複する部分については、一部省略をさせていただいておりますことを御了承いただきたいというふうに思います。

それでは、豊川議員の御質問にお答えをいたします。

1点目のカプセルトイの活用についてでございます。

ハンドルを回してカプセル入りのおもちゃなどを購入するガチャガチャの仕組みを利用して、地域の名産や名所を題材にしたカプセルトイを用いた街ガチャや御当地ガチャと呼ばれている取り組みでございます。

導入自治体では、地元の特産を生かした中身を開発し、そこでしか手に入らないという希少性から、市外の人を呼び込む手段として活用する事例やカプセルに観光情報や企業情報を明記したシールを貼るなど、市の情報発信のツールとして活用する事例などが見られます。また、設置場所には観光名所や商店街など、集客を期待する場所を選定し、人を呼び込むために企業や観光協会など民間団体を事業主体としている事例が多いようです。

市が実施主体となる場合には、公平性を前提に目的を明確にし、費用対効果の検証や営利目的にならないような事業設計など検討が必要ですし、公共施設に設置する場合には、施設の趣旨に沿った使用理由も必要です。現段階では、市が単独で実施することは難しい状況でございますが、今後、整備を目指している道の駅など、観光資源が充実した際には、市内外から人を呼び込む手段の1つとして検討できるよう、他自治体の取り組みなどの情報収集に努めたいと考えています。

カプセルトイについてもさまざまなアイデアがあろうかと思いますが、中身の開発や活用についても、事業を実施することになった場合にあわせて検討したいと思います。

続いて、2点目の来年度の指定暑熱避難施設、クーリングシェルターの設置予定についてです。

気候変動適応法の改正により熱中症予防を強化するための仕組みが創設され、その取り組みの1つがクーリングシェルターでございます。本市では、熱中症特別警戒情報が発表された場合には、指定している本庁舎や総合市民会館など7カ所の施設を開放しますが、開放は施設の開館時間内、開放する場所などは施設の利用条件に従うこととしています。

御質問の令和6年度のクーリングシェルターの利用者ですが、今年度の運用期間中に熱中症特別警戒情報の発表はありませんでしたので、クーリングシェルターとしての開放実績はなく、利用者の確認はできておりません。

また、民間との協定や施設を増やすなど、来年度の対策についてでございますが、山代議員の答弁でも申しましたが、今年度の運用実績からも、現時点で指定施設を増やすことは考えていません。民間施設については、申し出があれば協議をさせていただき、条件が整えば協定を締結し、指定することになると考えています。

なお、公共施設のうち指定していない他の施設についても、施設の利用条件の範囲であれば利用可能ですので、涼を取るのにうまく利用して、暑い時期の体調管理に役立てていただければと考えています。

以上で、豊川議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（北地範久） 豊川議員。

○3番（豊川和也） 答弁ありがとうございます。

まず、街ガチャについてなんですけれども、ありがとうございます。執行部の方も、結構検索とかいろんな情報とかを集めていただいて、大変ありがたいです。

市が独自でやるのはちょっと難しいというふうに、今、御答弁でもおっしゃったと思うんですけれども、ヒアリングの際にちょっと難しい理由として、ガチャガチャは当たり外れがあるから、外れた場合に市は責任がちょっと取れないということを言われていましたけれども、この街ガチャ、山口県田布施町でちょっと購入をさせていただきました。

田布施町の街ガチャなんですけれども、こちらはキーホルダーになっていて、田布施中学校の校舎の写真に校歌が書かれていたりするんですよ。こういったこのまちの、橋や田布施川の桜が咲いているところだったりとか、ほかにもいろいろあるんですけれども、そういう写真なので、当たり外れをつくらなければ大竹市として取り組めるのかなとは思っています。

目的と効果なんですけれども、2点ありまして、広島県大竹市を広くアピールすることと話題をつくるということ、マスコミ・SNSで取り上げてもらうということで、決してお金もうけではないということですね。街ガチャを通じて市内外の方々に愛着を持っていただきたいということでございます。

御提案なんですけれども、将来的にでもこれをやっていただけるのであれば、市内の人につくっていただきたいなと思います。この第1弾・第2弾と、先ほども言いましたけれども、長期間で販売するので、実行委員会を市内で立ち上げてもらって、考案してもらって、施策をしていただきたいなと思います。

例えばの話なんですけれども、大竹市内でも、あるお店の方が大竹市の夜景の写真などを撮って商品に大きく載せていたりとかというのも私も見たことがあるので、それをキーホルダーにしてカプセルトイにしてもいいのかなと思ったりもします。

あと、先ほども言いましたけれども、これをマスコミに取り上げてもらうということですね。この山口県田布施町なんですけれども、地元のテレビ局にも取り上げられたりとかして大変人気があるのではないかなと私は思うんですけれども、どれぐらい売り上げがあるのかというのはちょっと聞けなかったんですけれども、マスコミにも取り上げられて、それだけでも話題になるということですね。具体的には町名の入ったキーホルダーとか町のうんちくを知ることができるクーポンつきのミニブックなど、単なるお土産としてではなく、町を知るきっかけとして御当地ガチャを利用しているということなんですよね。

ここでメリットのほうをちょっとお伝えしたら、こちら、低コストで販売ができるということなんです。あと、通常のお土産店であればお店で販売するので人件費が発生したりすると思うんですけれども、ガチャガチャであれば、カプセルを補充すればあとは自動でお客さんが購入してくれるので、店員の手間があまりかからないような気がします。あと、商品説明の手間が不要な点というのもありますし、今、全国的にも話題となっていて、人気となっているということですね。

デメリットをちょっと考えてみたんですけども、これはやってみなければわからないというのがあり、それぐらいしかちょっと思いつかなかったので、これはぜひ試していたきたいなと思うんですけども。

以上のことを踏まえて、ちょっと担当課の方の御意見等もお聞きできたらなと思います。

○議長（北地範久） 企画財政課長。

○企画財政課長（三井佳和） 先ほど市長のほうの答弁でもありましたように、他自治体の取り組みなどの情報収集を行っていきたいというふうにお答えをさせていただきました。また、田布施町と御紹介いただきましたが、広島広域都市圏に田布施町も加入されておりますので、職員間での交流もございます。しっかりと今の街ガチャの成果・効果というところも、あわせて職員のほうからも聞いてみたいと思いますので、今回の提案については参考にさせていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（北地範久） 豊川議員。

○3番（豊川和也） ありがとうございます。そうですね。広域都市圏で一緒なので、そういう交流があってということなんですね。わかりました。ありがとうございます。

続いてなんですけれども、これはカプセルトイに関連する質問なんですけれども、そのカプセルトイのこういうキーホルダー等をつくっていただくときに、本市の障害者施設の方にもつくっていただきたいなという思いが私にはあります。あと、今ヒアリングのときには、障害者施設の方が簡単な作業とかをされているということで、商品になるようなものはちょっと製作されていないということなんですけれども、この授産製品についても、つくって販売していただきたいということもあります。

先ほども言いました街ガチャのキーホルダーなども、制作をお願いをしてみてもどうですかということなんですけれども、ぜひ、こちらのほうも御検討をよろしく願いいたします。こちらのほうも何か御答弁があればよろしく願いします。

○議長（北地範久） 福祉課長。

○福祉課長（井上 剛） 現在、市内には障害者の就労継続支援B型の事業所が2カ所ありまして、それぞれ主に民間企業からの仕事を請け負って、組み立てやシール貼り、袋詰めといった単純作業を行っております。

議員の御提案につきましては、どの程度の授産製品であるかということがポイントになります。簡単な手芸レベルの製品であれば、量産が難しいといった課題はありますけれども、事業所での直接受注が可能かもしれません。しかし、それ以上のものになりますとデザイン・設計・部品製造などについて、事業所が単独で行うことは非常に困難です。

そのような場合、例えば、市外で民間企業に近い作業内容をこなすことができる就労継続支援A型の障害者の作業所であれば直接受注可能などところがあるかもしれませんが、市内の事業所ということになりますと、まず、民間企業に業務を発注し、そこから業務を請け負う形であれば、そこから部品の提供を受け、組み立て作業などを行うという方法が考えられるかとは思いますが。

以上です。

○議長（北地範久） 豊川議員。

○3番（豊川和也） ありがとうございます。ぜひ、もう大竹市一丸となってやっていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

次は質問をちょっと変えるんですけども、クーリングシェルターについてなんですけれども、昨日、大竹市の議員が質問されたときに、熱中症で搬送された人数で、疑いのある方も含めて令和6年度が25件、令和5年度が20件となっておったんですけども、その際にその方々の御年齢等もちょっと聞かれていたと思うんですけども、私が思うに、熱中症というのは老若男女問わず誰でも、災害級の暑さにおかれて何の対策もしていなかったら、熱中症になってしまうというのは考えます。そうした理由から、年齢で比例させるというのはあまりよくないものだろうと考えます。

私がよく知っている元プロスポーツの選手でも、日頃から鍛えて丈夫なイメージもあるのに、熱中症は危険だと、日頃から水分・塩分補給をして適度な休憩も取っていて、暑いときに対策を忘れて運動などをしてしまうと頭が痛くなるときもあるということなので、若いから大丈夫とかいうことではないとは思いますが。

クーリングシェルターが機能する条件として、各県単位で暑さ指数が35を超えると熱中症特別警戒アラートが発令、クーリングシェルターとして皆さんに開放されるということなんですけれども、今年から熱中症特別警戒アラートが運用されるようになりました。しかし、昨日も大竹市の議員の一般質問の答弁でもありましたけれども、今年環境大臣からの発表というのはゼロです。

広島県大竹市は今年も異様な暑さだったなど、私も特に感じました。でも、気象庁のデータを見ると、今年の7月に最高気温30度を越えたのが24日、8月が29日となっております。広島県内でも最高気温を記録したという日もございました。本市だけ暑さ指数35を超えた日もあったように記憶しております。

本市の熱中症アラートは、昨日もありましたけれども、今年46回出たにもかかわらず、今年から運用された熱中症特別警戒アラートはゼロという結果でしたけれども、外に出ている方や、これが大事なんですけれども、夏にエアコンが故障したなど、御自宅で涼む環境がない方にとっては、こういう施設が大変重要になってくるんだと思います。

クーリングシェルターの人数を把握していないとのことだったんですけども、例えば、クーリングシェルター指定場所を御利用される方には、利用簿というのをつくって、名前までとは言いませんけれども、御年齢、性別などをなるべく記載してもらおうと。御自由に飲んでもらうペットボトルの冷たいお茶などを置いて、そのなくなった数である程度の人数を把握するという工夫も必要なのではないかなと思っております。

ここで埼玉県熊谷市の事例をちょっと紹介したいと思うんですけども、2011年から始められた取り組みで、市役所や公民館などに一時的な休息所、まちなかオアシスというのを開設されているということです。体調が優れない市民には冷却材や飲用水が入った応急セットを配布され、年間の平均利用者数は約1,500人で、今では市民に広く浸透しているということで、現在はクーリングシェルターとして利用されているということでございます。

こちらは利用簿があるみたいなので、人数が把握しやすく、私のような他市の議員でも参考になったりします。1年で何月に、何度以上で、何人がというような数字を把握しておくというのは、先ほども言いましたけれども、いろんな場面で大切なんだろうと思います。

あと、もう1つあるんですけども、福井県永平寺町なんですけれども、こちら、夏に自動運転の視察に私が1人でちょっとお伺いした際に、ついでと言ってはなんですけれども、市役所に行ったときにクーリングシェルターとして拝見させていただいたんですけども、利用できる部屋を大きいポスターなどで周知して、市民の方が気軽に入室されるようになっていて、保冷器用の器材に飲用水が置いてあったということで、もう勝手に来て休んでくださいというような感じでした。

以上のことから、熱中症特別警戒情報が発表されないとクーリングシェルターというのが機能しないというのも、市民としてはちょっと不安が残りますし、そこで線引きしていい話でもないと思うんですよ。

先ほども言いました、もう何回も言いますけれども、近年の夏の暑さというのは災害級なので、本市独自で、先ほど御紹介したまちなかオアシスや涼みどころなどを設置していただいて、市民の皆さんが休憩でき、なおかつ触れ合えるような場所づくり、また、今年開放された施設の6カ所で貼り紙、広報おたけなどで周知されておりましたけれども、今年はそれ以上にクーリングシェルターという単語と開設を本市のSNSで登場させる、さらに、施設にのぼり旗を使用し周知すると。あと、公共施設の中に限ってなんですけれども、飲用水や冷却剤なども配布するという工夫も必要になってくるのではないかなと、私は考えております。管理が大変だと言われるんですけども、冷蔵庫とか保冷庫とか飲用水、ゴミ箱等を置いておくのみなのではないかなと思うんですけども、そこまで難しいことではないとは思いますが。

そして、暑さ指数というのは何ぞやと。あと、温度と違うのかと思われる方が結構いらっしやって、熱中症特別警戒アラートを出す基準も、県単位で暑さ指数が35を超えていないと出さないと。大竹市では計算上35を超えている日もあったようには思えるんですけども、広島県内で最高気温だった今年からの運用で、熱中症特別警戒アラートがまだゼロというのもいかなものかと私は思うんですけども、こちらは議会の委員会等でさらに勉強して、国に意見書を出す等、あと、国会議員に徹底的に要望して基準を変えてもらうようにしないといけないと思いますし、この今の内閣の対策を待っているのは100年ぐらいかかるのではないかなと私は個人的に思うんですけども、この地方でできることというのはこの地方でもう本当に極力やらないといけないと私はすごく考えております。

昨日の大竹市の議員とのやり取りを聞いていて、総合的に、今年から国が法律を変えたから本市は初めての試みでクーリングシェルターを設置したということでしたけれども、私が先ほども述べましたけれども、既に他市町では涼みどころなど、何年も前から暑さに対して対策を練って取り組んでおられるところもあるわけですね。夏の暑さは災害だと、市民の安心・安全をつくっていくんだという認識が、本市にはちょっと足りていないような気がします。

以上の点をちょっと踏まえていただいて、再度担当課のほうから、来年の夏季において本市のクーリングシェルターの取り組み等もお聞かせください。よろしく願いいたします。

○議長（北地範久） 環境整備課長。

○環境整備課長（外谷明洋） ありがとうございます。

議員は日頃から公衆衛生推進協議会の関係、不法投棄防止ののぼりとかで、交換とかいろいろ取り組んでいただいています。また、今回のクーリングシェルターにつきましても御自身のY o u T u b eのほうでも周知していただいて、本当にありがとうございます。

昨日の山代議員の一般質問で答弁させていただいておりますけれども、今回クーリングシェルターが始まったばかりで、やっぱりいろいろ課題は出てくるところであります。近隣の自治体のほうにもちょっとお聞きしたんですけれども、やはり始まったばかりなので、特にそのクーリングシェルターによってどうなったかという把握は、まだちょっとできてないというふうに答えられています。

県内自治体でも同様に、今後どういった状況だったかという情報が集まってくると思いますので、お互い情報共有しながら、いいところは同じように取り組んだり、また、悪いところについては見直したりとかしていくような形になろうかと思えます。

先ほど熊谷市の事例も出されたりしていますけれども、先行してやられているところはやはり非常に地域的に暑いということで、それらをしっかり取り組んでいかなければいけないということで、実際には熊谷市のほうは何か暑さを逆に地域資源という形で捉まえられて、まちづくりにも生かす事業の一環として、今回御提案いただいた内容のものを取り組んでおられるというふうに感じております。ただ、そういった施設対応のみならず、実際にやはり熱中症予防の啓発とか指導のほうもしっかり取り組まれているようでございます。

我々のほうも、今回初めてということでございますので、議員の御意見も踏まえながら、今後、改善点等も考えていきたいとは考えております。

まず、施設につきましては、実は内部でクーリングシェルターを指定するときに、クーリングシェルターとして開放しなければ使えないのかというところの論議もあったんですけども、その暑くなる前提が、今の熱中症警戒アラートよりもちょっと厳しくならないと出ないということなので、そうではないと使えないのかというのも変な話なので、そうではなくて、ふだんからもちゃんと使えるような施設をまず指定させていただいて、そのうえでクーリングシェルターになっても引き続き使えるような、そういった施設をまず指定させてもらうということで、市内でも比較的大きな市役所の本庁舎とか総合市民会館とか、そういうところを指定させていただいたところがございます。もちろん、それは今後の運用の分でも、今年の実績を踏まえましてまた見直し等を進めていきたいと思っておりますので、また御意見等があればいただければと思っております。

以上でございます。

○議長（北地範久） 豊川議員。

○3番（豊川和也） ありがとうございます。以前から、もう担当課の方とは情報共有もい

ろいろさせていただいて、意見交換等もさせていただいて、本当に笑い事ではなくて、夏の暑さというのは本当に災害だと私は思っておりますので、危機管理課も混せて話し合っただけでも過言ではないなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

あと、ふだんから使える施設ということなんですけれども、それを市民のほうに周知していただけたらなと思っております。広報でもSNS等でも、真夏の暑い時期でも、涼みどころとしてということではないのかもしれないんですけれども、暑かったら利用してくださいという文言等も入れて、やっていただけたらなと思っております。

あと、民間との協定締結等のお話なんですけれども、昨日は申し出があれば協定締結というのを考えるとのことだったんですけれども、大竹市内のショッピングセンターでも、今年の夏、私もよく通わせていただいているとあるショッピングセンターなんですけれども、入り口を入ったカート置き場からクーラーで本当にきんきんに冷やしておられたり、あと、中に入っても、イベントスペース、もう本当にスペースがあるところに椅子を置かれて、皆さんが休まれるように工夫もしておられました。

私自身の考えは、市民と行政と民間業者がウィン・ウィン・ウィンの関係であるべきではないかなと思っておりますので、この民間との協定締結のほうも、申し出があればということではなくて、公募されるとか考えていただけたらなと思っております。こちらのほうは、広島県呉市が民間事業者の募集もされておりますので、よろしくお願いいたします。

あと、要望とか提案になってしまうんですけれども、本市において、熱中症予防教室なども行ってほしいです。先ほども言いましたように、スポーツ選手が講師に来て、ふだんから正しい熱中症対策を講演していただくというのもいいのではないかなと思っております。スポーツ選手が自分も何か熱中症対策しているんだよと言うと、やっぱり自分たちも同じようにしないといけないなという自覚も、さらに湧いてくるのではないかなと思っております。

私がこの夏、外に出ているときにちょっと気をつけていたのが、自分自身の水分・塩分補給である熱中症対策などと、あと、直接お会いした人には、暑いので気をつけてくださいとか帽子をかぶってくださいとか飲物は飲まれましたかななどと、とにかくおせっかいのように声かけをしておりました。それが正しいかどうかはちょっと分からないんですけれども、ありがとうと言ってくれたり、要らんことを言うなと怒られたりもしましたけれども、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（北地範久） 以上で、一般質問を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案第59号 議会の議決に付すべき定期借地権の設定に関する条例の制定について

○議長（北地範久） 日程第3、議案第59号議会の議決に付すべき定期借地権の設定に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、小田上尚典議員。

総務文教委員会議案審査報告書

令和6年11月28日、第5回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記

のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名                              | 審査の結果 |
|--------|---------------------------------|-------|
| 議案第59号 | 議会の議決に付すべき定期借地権の設定に関する条例の制定について | 原案可決  |

令和6年11月28日

大竹市議会議長 北地 範久 様

総務文教委員長 小田上 尚典

〔総務文教委員長 小田上尚典議員 登壇〕

○総務文教委員長（小田上尚典） それでは、11月28日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託をいただきました議案1件につきまして、11月28日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について御報告申し上げます。

議案第59号議会の議決に付すべき定期借地権の設定に関する条例の制定についてでございますが、本件では、「提案説明で本条例は大竹市独自の条例ということであったが、近隣市町で類似の条例及び定期借地の事例があるのか伺う」との質疑に対しまして、「近隣市町に類似の条例は制定されていない。事例については、近隣市町において、定期借地権の設定に伴う土地の賃貸の事例は不明である。ただし、大竹市内では、広島県が所有しているゆめタウン大竹の道路を挟んだ海側の土地の晴海商業用地が、広島県と民間事業者で定期借地権の設定を伴う土地の賃貸に係る契約を締結している事例がある」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案1件の審査報告を終わります。

○議長（北地範久） ただいまの委員長報告に対し、これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第59号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件を委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

会議の途中ではございますが、議事の都合により暫時休憩いたします。なお、再開は13時の予定といたします。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

1 1 時 4 6 分 休憩

1 3 時 0 0 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（北地範久） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

日程第4～日程第5〔一括上程〕

報告第12号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更：大竹駅西口駅前広場整備工事（履行期限及び請負金額変更））

議案第66号 財産の取得について（小型ノンステップバス（こいこいバス））

○議長（北地範久） 日程第4、報告第12号専決処分の報告について（工事請負契約の変更：大竹駅西口駅前広場整備工事（履行期限及び請負金額変更））及び日程第5、議案第66号財産の取得について（小型ノンステップバス（こいこいバス））を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

建設部長。

[建設部長 山本茂広 登壇]

○建設部長（山本茂広） 報告第12号及び議案第66号につきまして、一括して御説明申し上げます。

まず、報告第12号の専決処分の報告について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、令和5年9月27日に議決を得た後、令和6年3月27日と令和6年5月7日に専決処分した大竹駅西口駅前広場整備工事の工期と請負金額を変更することについて、地方自治法第180条第1項の規定により令和6年10月11日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

本工事は、大竹駅西口駅前広場のロータリーを整備する工事でございます。

初めに、工期につきましては、令和5年度に発注した当工事と令和6年度に発注した大竹駅西口広場整備工事（R6工区）の現場の調整が必要となることから、改めて工程を精査したところ、履行期限である令和6年10月31日までに当工事が完了することが困難であることが判明しました。このため、履行期限を約1カ月延長し、令和6年11月29日までとしたものでございます。

次に、請負金額の変更でございますが、広場内の石碑の移設に伴い、既存の石材を再利用することができたため、また、その他現地の状況と工事数量を精査した結果、請負代金額を約590万円減額変更したものでございます。

続きまして、議案第66号財産の取得について（小型ノンステップバス（こいこいバス））について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、平成23年度に整備したこいこいバス2台を更新するものでございます。

初めに、財産の表示で記載しております小型ノンステップバス（こいこいバス）についてでございますが、人口や生活施設が集中している沿岸地域を運行するコミュニティバスで、大竹駅と玖波駅の間を1日17往復しております。令和5年度のこいこいバスの利用者数は約13万人となっており、市民の生活にとってなくてはならない重要な公共交通となっております。

取得しようとする車両は、現行車両の後継車種となり、令和6年10月にモデルチェンジした新型車両でございます。国土交通省の標準仕様ノンステップバス認定車両で、車体の大きさ及び乗車定員は現行車両と同じとなります。利用される方の定員は32名で、座席数が18、立席が14となっております。

また、新型車両には、新たにドライバー異常時対応システム、離席警報装置及び夜間の歩行者認識が向上した衝突防止補助システムなどの安全運転支援システムの装備を充実させています。

次に、本議案を提出するに至りました経緯でございますが、9月27日に条件付一般競争入札に付する旨の公告を行い、9月27日から10月16日まで入札参加希望者の受付を行っております。その後、10月23日の指名業者審査会の議を経まして、入札参加業者を決定した後に、11月7日に2者による入札を執行し、税抜価格4,680万円で落札した広島日野自動車株式会社と、11月8日に納入価格5,148万円で仮契約を締結いたしました。

予定価格が2,000万円以上であり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に該当いたしますので、本会議での議決をお願いするものでございます。

以上で、報告第12号及び議案第66号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

報告第12号は、報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

議案第66号は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第6 報告第13号 専決処分の報告について（事故による和解及び損害賠償の額の決定）

○議長（北地範久） 日程第6、報告第13号専決処分の報告について（事故による和解及び損害賠償の額の決定）を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） それでは、報告第13号専決処分の報告について御説明を申し上げます。

本件は、大竹小学校屋内運動場で発生した物損事故に関する損害賠償の額について、地方自治法第180条第1項の規定により令和6年11月11日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものでございます。

初めに、事故の概要について御説明をいたします。

令和6年9月7日午前10時45分頃、大竹小学校屋内運動場においてミニバスケットボール大会中に、児童の保護者が、屋内運動場2階の窓の網戸の内側に蜂が止まっていることに気づき窓を閉めようとしたところ網戸が外れ、下に駐車していた相手方の自動車に落下し、傷やへこみ等の損傷を与えたものでございます。

次に、事故による賠償額でございます。

事故による相手方の損害額は81万1,393円でございますが、保険会社の算定に基づき、過失割合について、市の過失を5割、加害者の過失を5割といたしまして、市の損害賠償額は40万5,696円でございます。相手方はお手元の資料の方であり、市の施設管理に瑕疵があったため、損害賠償するものでございます。

賠償金の支払いにつきましては、加害者が加入する保険会社が先に相手方に損害額の全額を支払い、市の賠償額を後に加害者が加入する保険会社へ補填する形で支払いを完了しております。

なお、市の賠償金につきましては、本市が加入しております全国市長会学校災害賠償補償保険から全額補填されるものでございます。

また、事故の報告を聞いてすぐに屋内運動場2階部分の窓全てを点検調査し、網戸部分全てを固定して、落下防止の処置を行っております。

本件につきましては、本市の学校施設の管理が不十分だったことにより事故が発生したものであり、深く反省をしているところでございます。今後は、事故の未然防止のため、施設の適切な管理の徹底に努め、万全を期す所存でございます。

以上で、報告第13号の説明を終わります。

○議長（北地範久） これより、質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

豊川議員。

○3番（豊川和也） よろしくお願ひします。一応ちょっと確認しておきたいんですけども、事故ということで、おけがのほうはあったんですか、なかったんですか。一応確認しておきたいので、よろしくお願ひします。

○議長（北地範久） 教育長。

○教育長（小西啓二） けがにつきましては、おかげさまでありませんでした。しかし、このようなことが学校内の施設で起きたということは、十分その辺りについての安全点検等の徹底を図っていこうというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（北地範久） よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第7～日程第12〔一括上程〕

認 第13号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度大竹市一般会計補正予算（第4号））

議案第68号 令和6年度大竹市一般会計補正予算（第5号）

議案第69号 令和6年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第70号 令和6年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第2号）

議案第71号 令和6年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第72号 令和6年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（北地範久） 日程第7、認第13号専決処分の承認を求めることについて（令和6年度大竹市一般会計補正予算（第4号））から、日程第12、議案第72号令和6年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に至る6件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 認第13号及び議案第68号から議案第72号までの各会計補正予算につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、7ページからの認第13号専決処分の承認を求めることについて（令和6年度大竹市一般会計補正予算（第4号））につきまして御説明申し上げます。

本件は、10月1日に衆議院解散が表明されたことにより、早急に選挙事務に着手する必要が生じたため、その予算措置が必要となりました。このため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年10月1日付で専決処分をしたもので、御承認をお願い申し上げます。

専決しました補正予算は、歳入歳出予算の総額に1,873万8,000円を追加し、予算総額を181億1,450万7,000円としたものでございます。

補正予算の内容につきましては、歳出において、投開票管理者や立会人報酬、職員手当などの人件費を1,157万8,000円計上したほか、ポスター掲示場設置等業務委託料など、その他経費を716万円計上し、歳入として、衆議院議員選挙費県負担金を1,873万8,000円計上したものでございます。

次に、43ページからの議案第68号令和6年度大竹市一般会計補正予算（第5号）につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、6億8,284万6,000円を追加し、予算総額を187億9,735万3,000円にするとともに、継続費・繰越明許費・債務負担行為及び地方債の補正を予定しているものでございます。

内容を順に説明させていただきますが、説明の都合により54ページの歳出から御説明いたします。

第2款総務費は、4億5,798万2,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、ふるさと納税寄附金の増が見込まれるため、返礼品の発送などに要する経費及び地方創生事業基金積立金をそれぞれ2億円増額するほか、国・県支出金の前年度精算金として、国庫補助金等返還金を5,798万2,000円計上するものでございます。

第3款民生費は、8,436万4,000円を増額するものでございます。主な内容といたしましては、市内の介護サービス事業所において人材不足が深刻な問題となっていることを受け、これに対応するための緊急支援事業として、介護・福祉人材確保事業を267万円、介護保険緊急支援事業を300万円計上するほか、エネルギーや食料品等の物価高騰の影響により、事業の経費負担が増大している障害福祉サービス事業所や介護サービス事業所、児童福祉施設などを支援するための経費をあわせて3,106万1,000円計上するものでございます。その他の事業につきましては、事業の執行見込みにあわせて補正予算措置するものでございます。

第7款商工費は、1,100万円を減額するものでございます。内容といたしましては、中小企業経営安定支援事業として実施したLED照明設備設置促進補助金を執行見込みにあわせて減額するものでございます。

第8款土木費は、1億3,350万円を増額するものでございます。主な内容といたしましては、国の補正予算に計上される見込みの国庫補助金を財源として、橋りょう長寿命化事業、道路改良事業をあわせて1,750万円計上するほか、土地造成特別会計が所有する旧小方小学校用地の一部を道路用地として取得するための経費として、8,000万円を計上するものでございます。その他の事業につきましては、事業の執行見込みにあわせて補正予算措置するものでございます。

第10款教育費は、1,800万円を増額するものでございます。内容といたしましては、国の補正予算に計上される見込みの国庫補助金を財源として、玖波地域交流施設整備事業に要する経費を増額するものでございます。

以上が、歳出予算の概要でございます。

次に、52ページからの歳入予算につきまして御説明いたします。

第14款国庫支出金、第15款県支出金は、歳出予算の事業の執行見込みあわせて、それぞれ補正予算措置するものでございます。

第17款寄附金は、ふるさと納税寄附金を4億20万円計上するものでございます。

第18款繰入金は、地方創生事業基金繰入金を8,000万円計上するほか、財政調整基金による財源調整を予定しているものでございます。

第19款繰越金は、前年度繰越金を9,402万9,000円計上するものでございます。

第21款市債は、歳出予算の事業の執行見込みにあわせて3,790万円を計上するものでござ

ざいます。

次に、46ページの第2表、継続費の補正は、大竹駅東西広場整備事業について、工事の進捗状況にあわせて年割額を変更するものでございます。

次に、47ページの第3表、繰越明許費の補正は、諸般の事情により年度内事業完了が見込めず、繰越措置をお願いするものでございます。

次に、48ページの第4表債務負担行為の補正は、今後の業務に備えるため、入札などを事前に実施する必要があるものや複数年の契約をするものについて、債務負担行為の追加をするものでございます。

次に、49ページの第5表、地方債の補正は、このたびの補正予算において整理しております地方債について変更するものでございます。

続きまして、59ページからの議案第69号令和6年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ936万9,000円を追加し、予算総額を33億5,507万4,000円にするものでございます。内容といたしましては、療養給付費等負担金等返還金を計上し、歳入の前年度繰越金及び財政調整基金繰入金で財源調整をいたしております。

続きまして、67ページからの議案第70号令和6年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ8,000万円を追加し、予算総額を15億9,345万9,000円にするものでございます。内容といたしましては、歳入として土地売払収入を計上し、歳出として地方債償還元金を計上するものでございます。旧小方小学校用地の一部を道路用地として一般会計へ売り払い、これをもって地方債の繰上償還を行おうとするものでございます。

続きまして、75ページからの議案第71号令和6年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

第1表、債務負担行為の補正は、人材不足により閉鎖される介護サービス事業所の利用者の行き場づくりのため、市が介護予防教室を実施する予算として、債務負担行為を追加するものでございます。

続きまして、77ページからの議案第72号令和6年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ235万6,000円を追加し、予算総額を6億1,559万8,000円にするものでございます。内容といたしましては、過年度保険料等負担金を計上し、歳入の前年度繰越金で財源調整をしております。

以上で、認第13号及び議案68号から議案72号までの各会計補正予算の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております本6件のうち、認第13号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、認第13号の討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、認第13号を採決いたします。

本件を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

議案第68号は、総務文教委員会に、議案第69号から議案第72号に至る4件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第13～日程第16〔一括上程〕

議案第60号 定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例の制定について

議案第61号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

議案第63号 指定金融機関の指定更新について

議案第67号 財産の無償譲渡について（地域情報通信基盤（光ファイバケーブル）設備一式）

○議長（北地範久） 日程第13、議案第60号定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例の制定についてから日程第16、議案第67号財産の無償譲渡について（地域情報通信基盤（光ファイバケーブル）設備一式）に至る4件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 三原尚美 登壇〕

○総務部長（三原尚美） 議案第60号、議案第61号、議案第63号及び議案第67号につきまして、一括して提案理由を説明いたします。

初めに、議案第60号定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例の

制定についてです。

本条例は、職員の定年の延長に伴い在職期間が長期化する状況を踏まえ、職員の年齢別構成を適正化することで組織活力の維持などを図るため、早期退職募集制度を導入するもので、定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関し、必要な事項を定めるものです。

第1条で本条例で定める早期退職募集制度の趣旨を、第2条で募集の対象となる職員の年齢を定めて募集ができることを、第3条から第5条で募集・応募等に関する手続きを、第6条から第9条で市長が応募による退職が予定されている職員である旨の認定をすること及びその効力等を、第10条で市長がこの条例の規定による募集及び認定を行った場合の公表に関する事項をそれぞれ定めています。

附則で、この条例の施行日を令和7年4月1日と定め、経過措置として当分の間、募集対象となる職員の年齢を、定年延長制度導入前の定年年齢である60歳から15年を減じた年齢以上にしようとするものでございます。

続きまして、議案第61号特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてです。

大規模な災害により被災した地域での作業に従事する場合に、国家公務員においては、人事院規則により特殊勤務手当を支給しています。本市においても、大規模災害の被災地で作業に従事する職員に特殊勤務手当を支給できるよう、国の基準に準じて所要の改正を行うものです。

条例は公布の日から施行しますが、令和6年能登半島地震において派遣した職員にも適用できるよう、適用日を令和6年1月1日からとしています。

続きまして、議案第63号指定金融機関の指定更新についてです。

本件は、地方自治法第235条第2項及び同法施行令第168条第2項の規定に基づき、本市の公金の収納及び支払事務を取り扱う指定金融機関として、株式会社四国銀行を指定しています。株式会社四国銀行は、昭和39年に指定金融機関制度が始まって以来、事故なく60年間公金収納及び支払事務を遂行しておられます。令和7年3月31日をもって指定期間が満了するに当たり、引き続き株式会社四国銀行を大竹市指定金融機関として指定しようとするものです。指定期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までです。

続きまして、議案第67号財産の無償譲渡についてです。

本市では、光ファイバケーブル等の設備が整備されるまでは、ブロードバンドが利用できる地域とそうでない地域との間で情報格差が発生していました。また、難視聴地域の問題も生じていたため、これらを解消するため、市が光ファイバ網を市内全域に整備し、IRU契約により施設を貸し出すことで、株式会社ふれあいチャンネル、現株式会社ちゅピCOMが、地上デジタル放送、BS・CSデジタル放送、ケーブルインターネット、IP電話などの多彩なサービスを市内全域で提供してきました。

令和元年12月17日、情報通信審議会において、地方公共団体が保有する情報通信基盤に関して、国民経済全体に対する負担を軽減する視点から、公設から民設へ、公営から民営へと移行を促すことを視野に入れ、今から必要な対応を講じていくべきであるとの指針が出されました。また、令和3年3月には、総務省から公設光ファイバケーブル及び関連設

備の民間移行に関するガイドラインが公表され、民間譲渡の考え方や方法が具体的に示されました。

これを受け、設備改修などの検討時期にある本市においても民間事業者に設備を譲渡し、民間主導でサービスの継続、設備の柔軟な更新や災害時等の迅速な対応を図ろうとするものです。

以上で、議案第60号、議案第61号、議案第63号及び議案第67号の説明を終わります。よろしく御審議のうえ御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

日域議員。

○13番（日域 究） 今の議案第61号の話ですけれども、特殊な災害といますか、ああいうところで仕事をする人が手当をもらうことにももちろん反対するつもりはないんですけれども、私がすごく違和感を覚えているのが、今たまたま能登半島という、今の部長の説明の中に言葉が出てきましたけど、例えば、大竹市が輪島市に、もう1月のやつは済みましたけど、だから仮にそのときの話を説明に使わせてもらうとすれば、ああいうところに派遣するではないですか。そして、その人が特殊勤務手当をもらうわけですけれども、その特殊勤務手当を支給するのは当然大竹市ですよ。大竹市が大竹市の職員に手当を払うんだからそれはいいんですけれども、そのお金を、今度は大竹市が輪島市なら輪島市に請求するんですよ。そういうのが一般論として成り立っているのかと私は知らなかったもので、非常に不思議に思うんですけれども、それで間違いはないですか。

○議長（北地範久） 総務課長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（柿本 剛） 基本的には、人件費については被災自治体のほうに求償できるというふうな原則でございますけれども、特殊勤務手当につきましては、その求償の対象となっております。例えば、時間外勤務手当、こういったものについては求償できると、あとは旅費ですね、こういったものについては求償できるというふうになっております。

以上です。

○議長（北地範久） 日域議員。

○13番（日域 究） すみません、しつこく尋ねるつもりはなかったんですけれども、そういう詳細なことまでどこかに決めてあるんですか。例えば、行政同士のボランティア的なものはないのかと。民間企業は社長が決めれば会社負担で行け、とできるんですけれども、行政同士というのは、困っている自治体に請求するんですか。違和感が若干あるんですけれども。しかも、それがそんなに法律で細かく決めてあるということですよ。

○議長（北地範久） 総務課長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（柿本 剛） 例えば、災害救助法が適用されたような場合については法律で決まっておるんですが、その他のもろもろの災害の状況によって、若干ちょっと取り扱いが異なるところはございますけれども、おおむね今申し上げたとおりの対応になっております。

○議長（北地範久） 日域委員。  
○13番（日域 究） 議案を審議する大前提ですから、今のやり取りを踏まえて、総務文教委員会の方、よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○議長（北地範久） 他に質疑はございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
議案第60号、議案第61号、議案第63号及び議案第67号の4件は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第17～日程第19〔一括上程〕

議案第62号 大竹市税条例の一部改正について

議案第64号 大竹市地区集会所の指定管理者の指定について

議案第65号 大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定について

○議長（北地範久） 日程第17、議案第62号大竹市税条例の一部改正についてから日程第19、議案第65号大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定についてに至る3件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

〔市民生活部長 佐伯和規 登壇〕

○市民生活部長（佐伯和規） 議案第62号、議案第64号及び議案第65号につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第62号大竹市税条例の一部改正について御説明申し上げます。

このたびの改正は、令和6年度税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、大竹市税条例の一部を改正しようとするもので、固定資産税及び市民税に関して改正を行うものでございます。

最初に、固定資産税に関する改正についてです。

固定資産の非課税の規定の適用を受けようとするものがすべき申告についての規定の中に、私立学校法に規定する法人の定めがありますが、同法の改正により条項にずれが生じることに伴い、当該条項を改めるものでございます。

2点目の市民税に関する改正は、公益法人等に係る市民税の課税の特例についてです。

個人が公益に供する目的で公益法人等に財産を寄附した場合、当該財産は非課税となりますが、その財産が公益に供されなくなった場合は譲渡所得となり、住民税の課税標準に算入することを定めた規定ですが、このたび公益信託に関する法律の改正に伴い、地方税法において、この規定が整備・改正されたため、削除するものでございます。

最後に、附則でございます。施行日について、固定資産税に関するものは、令和7年4月1日、市民税に関するものは、公益信託に関する法律の施行日の属する年の翌年の1月1日とするものでございます。

続きまして、議案第64号大竹市地区集会所の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

松ケ原集会所は、平成22年度に整備されて以降、松ケ原自治会が指定管理者として松ケ原地区のコミュニティ活動推進の場として運営を行っていますが、令和7年3月31日をもって5年間の指定期間が満了するため、次期指定管理者の指定を行うものでございます。なお、引き続き松ケ原自治会から指定管理者を続けたいとの意向が示され、市としても、コミュニティ活動を推進するという集会所本来の目的や施設設置の経緯から、松ケ原自治会を松ケ原集会所の指定管理者として指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

指定期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間といたします。

続きまして、議案第65号大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定について御説明申し上げます。

コミュニティサロン玖波は、令和5年度から公益社団法人大竹市シルバー人材センターを指定管理者として指定していますが、令和7年3月31日をもって1年間の指定期間が満了するため、引き続き同法人を指定管理者として指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

公益社団法人大竹市シルバー人材センターは、これまでも市民が気軽に交流できる場となるよう、さまざまな創意工夫を行い、施設の利用促進を図っています。また、現在、玖波公民館に代わる施設として、玖波地域交流施設の整備に向けた検討が行われており、同施設の整備後は、コミュニティサロン玖波の機能が統合される予定となっています。

こうした状況等も踏まえ、市では引き続き公益社団法人大竹市シルバー人材センターをコミュニティサロン玖波の指定管理者とすることが適当であると考え、御提案させていただくものでございます。

なお、指定期間は、今後の状況に柔軟に対応できるよう、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間としています。

以上、議案第62号、議案第64号及び議案第65号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第62号、議案第64号及び議案第65号の3件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第20～日程第21〔一括上程〕

議案第73号 令和6年度大竹市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第74号 令和6年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（北地範久） 日程第20、議案第73号令和6年度大竹市水道事業会計補正予算（第1

号)及び日程第21、議案第74号令和6年度大竹市工業用水道事業会計補正予算(第1号)の2件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

上下水道局長。

[上下水道局長 古賀正則 登壇]

○上下水道局長(古賀正則) 議案第73号及び議案第74号につきまして、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第73号令和6年度大竹市水道事業会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

今回の補正予算は、資本的支出の建設改良費の補正と債務負担行為の限度額の補正を行うものでございます。

建設改良費の補正については、元町地区において、口径150ミリメートル、延長約370メートルの配水管を更新するための工事費6,000万円の増額を行おうとするものでございます。

この事業は来年度に実施する予定としておりましたが、全体の工事区間の一部を今年度に前倒して実施することによって、工事による道路の通行規制など市民生活への影響を緩和するとともに、老朽化した管路の早期更新を図るものでございます。

また、債務負担行為の補正については、防鹿水源地等の運転管理に要する経費について、限度額の増額を行うものでございます。現在、防鹿水源地等の運転管理に係る委託契約は、令和7年3月31日までとなっており、今年度中に来年度以降の業務について契約する予定です。

そのため、当初予算において6億2,000万円を限度額とする債務負担行為を設定しておりましたが、人件費の高騰などにより想定以上に委託料の上昇が見込まれるため、債務負担行為の限度額を7億3,500万円に増額するものでございます。

続きまして、議案第74号令和6年度大竹市工業用水道事業会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

この工業用水道事業の補正予算も同様に、防鹿水源地等の運転管理に要する経費に係る債務負担行為の補正ですが、こちらは当初予算で債務負担行為を設定していなかったため、今回、新たに2億6,500万円を限度額とする債務負担行為を追加するものでございます。

以上で、議案第73号及び議案第74号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長(北地範久) これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(北地範久) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第73号及び議案第74号の2件は、生活環境委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、11月30日から12月12日までの13日間、休会したいと思います。  
これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北地範久） 異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

御通知申し上げます。

この後、13時50分から小方まちづくり特別委員会を開催するよう、委員長から報告を受けております。また、12月2日は、総務文教委員会及び同政策研究会を、12月3日は、生活環境委員会、同協議会及び同政策研究会を、12月4日は、基地周辺対策特別委員会、小方まちづくり特別委員会及び議会のあり方調査研究特別委員会を、それぞれ10時から順次第1委員会室で開催する旨、各委員長から通知を受けております。委員各位には御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

12月13日は、午前10時に開会いたします。別に書面による通知はいたしません。お含みのうへ、御参集をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

13時44分 散会

( 6 . 11 . 29 )

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年11月29日

大竹市議会議長 北 地 範 久

大竹市議会議員 山 代 英 資

大竹市議会議員 岡 和 明

令和6年12月  
大竹市議会定例会（第5回）議事日程

令和6年12月13日10時開議

| 日 程 | 議案番号   | 件 名                                      | 付 記     |         |
|-----|--------|------------------------------------------|---------|---------|
| 第 1 |        | 会議録署名議員の指名                               |         |         |
| 第 2 | 認 第 5号 | 令和5年度大竹市一般会計決算                           | 決算特別    |         |
| 第 3 | 認 第 6号 | 令和5年度大竹市国民健康保険特別会計決算                     |         | ( 認 定 ) |
| 第 4 | 認 第 7号 | 令和5年度大竹市漁業集落排水特別会計決算                     |         | ( 認 定 ) |
| 第 5 | 認 第 8号 | 令和5年度大竹市農業集落排水特別会計決算                     |         | ( 認 定 ) |
| 第 6 | 認 第 9号 | 令和5年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算                   |         | ( 認 定 ) |
| 第 7 | 認 第10号 | 令和5年度大竹市土地造成特別会計決算                       | ( 認 定 ) |         |
| 第 8 | 認 第11号 | 令和5年度大竹市介護保険特別会計決算                       | ( 認 定 ) |         |
| 第 9 | 認 第12号 | 令和5年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算                    | ( 認 定 ) |         |
| 第10 | 議案第60号 | 定年前に退職する意思を有する職員の募集及び<br>認定に関する条例の制定について | (原案可決)  |         |
| 第11 | 議案第61号 | 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に<br>ついて             | (原案可決)  |         |
| 第12 | 議案第63号 | 指定金融機関の指定更新について                          | 総務文教    |         |
| 第13 | 議案第67号 | 財産の無償譲渡について（地域情報通信基盤<br>（光ファイバケーブル）設備一式） |         | (原案可決)  |
| 第14 | 議案第68号 | 令和6年度大竹市一般会計補正予算（第5号）                    | (原案可決)  |         |
| 第15 | 議案第62号 | 大竹市税条例の一部改正について                          | (原案可決)  |         |
| 第16 | 議案第64号 | 大竹市地区集会所の指定管理者の指定について                    | (原案可決)  |         |
| 第17 | 議案第65号 | 大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定<br>について            | (原案可決)  |         |
| 第18 | 議案第66号 | 財産の取得について（小型ノンステップバス<br>（こいこいバス））        | (原案可決)  |         |
| 第19 | 議案第69号 | 令和6年度大竹市国民健康保険特別会計補正予<br>算（第1号）          | 生活環境    |         |
| 第20 | 議案第70号 | 令和6年度大竹市土地造成特別会計補正予算<br>（第2号）            |         | (原案可決)  |
| 第21 | 議案第71号 | 令和6年度大竹市介護保険特別会計補正予算<br>（第2号）            |         | (原案可決)  |
| 第22 | 議案第72号 | 令和6年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正<br>予算（第1号）         |         | (原案可決)  |
| 第23 | 議案第73号 | 令和6年度大竹市水道事業会計補正予算（第1<br>号）              |         | (原案可決)  |

|       |           |                                                              |   |                 |
|-------|-----------|--------------------------------------------------------------|---|-----------------|
| 第 2 4 | 議案第 7 4 号 | 令和 6 年度大竹市工業用水道事業会計補正予算<br>(第 1 号)                           | } | (原案可決)          |
| 第 2 5 | 意見書案第 3 号 | 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書                                       |   | 即 決             |
| 第 2 6 | 議案第 7 5 号 | 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する<br>条例の一部改正について                         | } | 総務文教付託<br>(一 括) |
| 第 2 7 | 議案第 7 6 号 | 特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例<br>の一部改正について                          |   | 総務文教付託          |
| 第 2 8 | 議案第 7 7 号 | 一般職の職員の給与に関する条例及び大竹市会<br>計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条<br>例の一部改正について |   | 総務文教付託          |
| 第 2 9 | 議案第 7 8 号 | 工事請負契約の締結について (大竹駅西口交流<br>広場整備工事)                            | } | 生活環境付託<br>(一 括) |
| 第 3 0 | 議案第 7 9 号 | 工事請負契約の締結について (晴海臨海公園西<br>側駐車場等整備工事)                         |   | 生活環境付託          |
| 第 3 1 | 議案第 8 0 号 | 令和 6 年度大竹市一般会計補正予算 (第 6 号)                                   | } | 総務文教付託          |
| 第 3 2 | 議案第 8 1 号 | 令和 6 年度大竹市国民健康保険特別会計補正予<br>算 (第 2 号)                         |   | 総務文教付託<br>(一 括) |
| 第 3 3 | 議案第 8 2 号 | 令和 6 年度大竹市介護保険特別会計補正予算<br>(第 3 号)                            |   | 総務文教付託          |
| 第 3 4 | 議案第 8 3 号 | 令和 6 年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正<br>予算 (第 2 号)                        |   | 総務文教付託          |

### ○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 認第 5 号から日程第 9 認第 1 2 号 (報告・質疑・表決)
- 日程第 1 0 議案第 6 0 号から日程第 1 4 議案第 6 8 号 (報告・表決)
- 日程第 1 5 議案第 6 2 号から日程第 2 4 議案第 7 4 号 (報告・表決)
- 日程第 2 5 意見書案第 3 号 (説明・表決)
- 日程第 2 6 議案第 7 5 号から日程第 2 7 議案第 7 6 号 (説明・付託)
- 日程第 2 8 議案第 7 7 号 (説明・付託)
- 日程第 2 9 議案第 7 8 号から日程第 3 0 議案第 7 9 号 (説明・付託)
- 日程第 3 1 議案第 8 0 号から日程第 3 4 議案第 8 3 号 (説明・付託)
- 追加日程第 1 議案第 7 5 号から追加日程第 7 議案第 8 3 号 (報告・表決)
- 追加日程第 8 議案第 7 8 号から追加日程第 9 議案第 7 9 号 (報告・表決)

### ○出席議員 ( 1 5 人 )

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 北 地 範 久 | 2 番 | 中 野 友 博 |
| 3 番 | 豊 川 和 也 | 4 番 | 山 代 英 資 |
| 5 番 | 岡 和 明   | 6 番 | 小 出 哲 義 |

7番 末 広 天 佑  
9番 中 川 智 之  
11番 西 村 一 啓  
13番 日 域 究  
15番 寺 岡 公 章

8番 藤 川 和 弘  
10番 小 田 上 尚 典  
12番 山 崎 年 一  
14番 細 川 雅 子

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

市 長  
副 市 長  
教 育 長  
総 務 部 長  
市 民 生 活 部 長  
健康福祉部長兼福祉事務所長  
建 設 部 長  
上 下 水 道 局 長  
消 防 長 兼 予 防 課 長  
総務課長併任選挙管理委員会事務局長  
企 画 財 政 課 長  
参 事 兼 土 木 課 長  
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長  
監 査 委 員  
監 査 事 務 局 長

入 山 欣 郎  
太 田 勲 男  
小 西 啓 二  
三 原 尚 美  
佐 伯 和 規  
中 村 一 誠  
山 本 茂 広  
古 賀 正 則  
小 田 明 博  
柿 本 剛  
三 井 佳 和  
中 司 和 彦  
豊 原 徳 子  
薬 師 寺 基 夫  
中 曾 一 夫

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長  
議 事 係 長

山 田 智 徳  
丸 小 真

10時00分 開議

○議長（北地範久） おはようございます。定足数に達しておりますので、これより、直ちに本日の会議を開きます。

これより、日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（北地範久） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、6番、小出哲義議員、7番、末広天佑議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2～日程第9〔一括上程〕

- 認 第 5号 令和5年度大竹市一般会計決算
- 認 第 6号 令和5年度大竹市国民健康保険特別会計決算
- 認 第 7号 令和5年度大竹市漁業集落排水特別会計決算
- 認 第 8号 令和5年度大竹市農業集落排水特別会計決算
- 認 第 9号 令和5年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算
- 認 第10号 令和5年度大竹市土地造成特別会計決算
- 認 第11号 令和5年度大竹市介護保険特別会計決算
- 認 第12号 令和5年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算

○議長（北地範久） 日程第2、認第5号令和5年度大竹市一般会計決算から日程第9、認第12号令和5年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算に至る8件を一括議題といたします。

本8件に関し、委員長の報告を求めます。

決算特別委員長、中川智之議員。

決算特別委員会議案審査報告書

令和6年9月19日、第4回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号 | 件 名                  | 審査の結果 |
|------|----------------------|-------|
| 認第5号 | 令和5年度大竹市一般会計決算       | 認 定   |
| 認第6号 | 令和5年度大竹市国民健康保険特別会計決算 | 認 定   |
| 認第7号 | 令和5年度大竹市漁業集落排水特別会計決算 | 認 定   |

|       |                        |     |
|-------|------------------------|-----|
| 認第8号  | 令和5年度大竹市農業集落排水特別会計決算   | 認 定 |
| 認第9号  | 令和5年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算 | 認 定 |
| 認第10号 | 令和5年度大竹市土地造成特別会計決算     | 認 定 |
| 認第11号 | 令和5年度大竹市介護保険特別会計決算     | 認 定 |
| 認第12号 | 令和5年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算  | 認 定 |

令和6年10月21日

大竹市議会議長 北地 範久 様

決算特別委員長 中川 智之

〔決算特別委員長 中川智之 登壇〕

○決算特別委員長（中川智之） 去る9月19日の本会議におきまして、私ども委員7名で構成されました決算特別委員会に御付託いただきました認第5号令和5年度大竹市一般会計決算から認第12号令和5年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算に至る8件につきましては、10月17日・18日・21日に委員会を開催し、結論を得ておりますので、委員会審査の概要と結果につきまして御報告を申し上げます。

9月定例会終了後に開催されました第1回決算特別委員会におきまして、不肖、私、中川が委員長に、藤川委員が副委員長に御推挙していただきました。身に余る大役を務めさせていただき、委員各位及び執行部の御協力により、本日報告の運びとなりましたことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。

審査の方法につきましては、まず、一般会計の歳出から各款ごとに進め、歳入は一括して行い、続いて、総括質疑の後、討論、採決を行っております。特別会計7件につきましては、各会計の歳入歳出一括質疑を行い、討論終結後、採決を行っております。

それでは、審査の内容について御報告申し上げますが、3日間にわたる質疑応答や御意見など膨大なものとなっておりますので、要約しての御報告となりますことを御了承いただきたいと思っております。

それでは、初めに、第1款議会費につきましては、1人の委員から質疑がございました。

続きまして、第2款総務費では、まず、「令和5年度に選挙管理委員会が行った選挙啓発の内容を伺う」との質疑に対しまして、「若者の投票率向上のため、18歳到達により定時登録で初めて選挙人名簿に登録された方へのはがき送付や市内の中学校・高校での出前講座、市広報への記事掲載などを行っている」との答弁がございました。

次に、「ふるさと納税システムの使用料が令和4年度から半減している理由を伺う」との質疑に対しまして、「ふるさと納税システムは、複数のポータルサイトの寄附状況を管

理するシステムで、令和4年度までは複数の中間事業者が存在していた。令和5年度からは1社のポータルサイトを除き全サイトの中間事業者を一元化し、無償でシステムの提供を受けている。ただし、令和5年度はデータ移行のため、上半期分の使用料を支払っている」との答弁がございました。

続きまして、第3款民生費では、「障害者施設通所交通費助成費及び重度心身障害者タクシー助成費の増額理由について伺う。あわせて利用状況についても伺う」との質疑に対しまして、「助成金額の改定と対象範囲の拡大に伴い増額となった。障害者施設通所交通費助成費については、令和5年度より助成額を1日当たり280円から、1日当たり420円と改定した。利用者数は令和4年度43名だったが、令和5年度は49名と微増となった。また、重度心身障害者タクシー助成費については、令和5年度より対象者の見直しを行い、身体障害者手帳1から3級で下肢・体幹・内部・視力に障害がある方、療養手帳④、A、⑤の方、精神障害者保健福祉手帳1級の方とした。対象を広げたことで、利用者数は令和4年度307名から、令和5年度は435名と増加した」との答弁がございました。

続きまして、第4款衛生費では、まず、「令和5年度から始まった市営白石墓苑の使用状況及びその他墓地を含めた返還件数について伺う」との質疑に対しまして、「市営白石墓苑の利用率は令和6年9月末時点で76.4%となっており、市営墓地全体の利用率は84.2%となっている。使用許可件数は令和5年度で6件あったが、そのうち1件は令和6年度に入って返還された。また、令和5年度の返還件数は、立戸墓苑が1件、黒川墓苑が2件、梅ヶ滝墓地が1件の計4件あった。使用者の高齢化に伴い、維持管理を任される納骨堂やお寺への改葬による返還が増えたものと考えている」との答弁がございました。

次に、「令和5年度のふれあい戸別収集の件数及び事業の周知方法について伺う。必要な人に必要なサービスを提供するため、民生委員や自治会長との連携が必要と考えるが、考えを伺う」との質疑に対しまして、「令和5年度末現在、ふれあい戸別収集の利用者は103件となっており、前年度と比較して10件程度増加している。周知方法としては、ごみカレンダーや市広報、ホームページなどで周知を図っている。また、地域包括支援センターや介護事業所等にもふれあい戸別収集の申請書を設置するなどして周知を図っているところである。民生委員や自治会長との連携については、現在、民生委員や自治会長に対してお知らせするまでに至っていないが、個々の状況も踏まえ、関係所管課などと協議をしていきたい」との答弁がございました。

続きまして、第5款労働費につきましては、質疑はございませんでした。

続きまして、第6款農林水産業費では、「有害鳥獣の捕獲実績、被害額及び野猪等被害防除施設設置事業補助金の申請件数について伺う」との質疑に対しまして、「有害鳥獣の捕獲実績は、イノシシが41頭、タヌキが1頭、カワウが1羽、ハクビシンが3頭、アナグマ1頭、ツキノワグマが1頭で、被害額は、イノシシが23万1,000円、タヌキが9万6,000円、ハクビシンが8万円、鳥類が274万円となっている。野猪等被害防除施設設置事業補助金の申請件数は、防護柵の設置が20件で、1,787メートルを支援している」との答弁がございました。

続きまして、第7款商工費では、「観光宣伝等事業について、パンフレットの配布状況

について伺う」との質疑に対しまして、「令和5年度にパンフレットを全面的に改訂して、8,000部作成した。配布場所については、県内の大竹市の特産品を扱う施設や市内の施設に設置している。また、行事、イベント等で配布している」との答弁がございました。

続きまして、一括して審査を行いました第8款土木費及び第11款災害復旧費では、まず、「LED化した市営街灯設置数は、令和4年度末時点で1,082基、LED化率49%であったが、それぞれ現在の状況について伺う。また、工事請負費302万5,000円を市営街灯設置設計業務委託料へ流用した理由について伺う」との質疑に対しまして、「令和6年1月時点で市営街灯2,212基のうち1,167基のLED化を実施済みであり、LED化率は約53%である。302万5,000円を市営街灯設置設計業務委託料へ流用し執行した理由は、市道大竹港線に設置している市営街灯をLED化するため、工事請負費を予算計上していたが、工事を進めたところ多くの埋設管が存在したため、業務の委託が必要となり、費用を流用し、事業を実施したためである」との答弁がございました。

次に、「駅前油見線予備設計業務委託料では、予算額750万円に対し執行額が404万9,000円であり、差が生じた理由を伺う。また、現在の進捗状況及び今後の計画について伺う」との質疑に対しまして、「駅前油見線予備設計業務委託料の執行残額が400万円生じた理由について、当初、予備設計の実施後、都市計画の変更を必要とする可能性があったため、資料作成に要する経費を予算に計上していたが、予備設計を実施したところ、現在の都市計画で事業実施が可能であることがわかり、都市計画変更に関する予算が不要になったためである。その他の理由として、入札の実施により事業費が減額となったためである。

本事業は都市計画道路として事業認可を得る必要があるため、現在、取得の準備を進めており、今後の計画では、住民説明会の実施、事業認可の取得後に詳細設計に着手し、用地及び物件の調査、移転補償工事を進めていく予定である」との答弁がございました。

続きまして、第9款消防費では、まず、「防災情報等メールサービスの今後のあり方として、LINEとの併用・移行の見解について伺う」との質疑に対しまして、「現在、防災行政無線システムの更新基本計画を策定中である。効率化と多重化は必須条件と考えており、放送・メール・LINEを今後も併用していくこととなるが、作業をワンオペレーションでできないか検討している」との答弁がございました。

次に、「避難の呼びかけ体制構築支援補助金の申請数とその用途について伺う」との質疑に対しまして、「令和5年度は2団体が申請され、19万8,000円を執行している。用途は、訓練や自主防災活動に使用する物品として、リアカーや担架、ヘッドライト、簡易トイレ等の購入となっている」との答弁がございました。

続きまして、第10款教育費では、まず、「図書館費で令和5年度の図書の受入状況と受入の基準について伺う。また、令和5年度の図書の除籍数と除籍の基準、除籍した本の扱いについて伺う」との質疑に対しまして、「令和5年度の受入状況は、寄贈された図書も含めて年間4,497冊である。図書の受入方法については、主に株式会社図書館流通センターが作成する公共図書館向け新刊書情報誌の週刊新刊全点案内により、職員が選書して購入している。選書する際は、利用者からリクエストで他館から借り受けできない最新の図

書やレファレンスを受けたときに自館になかった資料、情報が古くなった資料、破損・汚損した資料を買い換えるようにしている。また、令和5年度に除籍した図書は3,841冊である。旅行情報誌など情報が古くなった資料や破損・汚損により書架から除く必要がある本を除籍している。除籍した本は、全部ではないがコイ・こいフェスティバルのときに1人10冊まで自由に持ち帰れるように提供している。除籍した雑誌についても、3月に行う総合市民会館まつりのときに提供している」との答弁がございました。

次に、「ランニングイベント事業補助金で瀬戸内リレーマラソン in 大竹が開催されたが、参加者数や協賛事業者数、出店事業者数の当初の想定数と結果について伺う」との質疑に対し、「参加者数に関しては、当初の見込みが700人で実績が730人。協賛事業者数に関しては、当初の見込みが15事業者で実績が34事業者。出店事業者数に関しては、当初の見込みが10事業者で実績が14事業者であり、当初見込みを上回っている。しかし、参加者数では、リレーマラソンは一般の部と高校生以下の部で参加料金の単価が異なっており、予算上では一般の部の参加者数は想定よりも少なかった。参加料収入が基本原資となるため、大会の持続性を確保するためには、一般の部の参加者数を増やしたいと考えている」との答弁がございました。

続きまして、第12款公債費、第13款予備費については、いずれも質疑はございませんでした。

続きまして、歳入における一括質疑では、「市営住宅基金について、一般会計に約6,800万円繰り入れられ、残高が大きくマイナスとなっているが、状況等を伺う」との質疑に対し、「市営住宅基金は市営住宅の建設費等に充てるためのものであり、令和5年度は空室の修繕や平家住宅の解体工事、公債費の償還等に充てている。当面、市営住宅を新たに建設する予定はないため、今後も解体工事、修繕、公債費の償還等に充てる計画であり、今後3、4年は基金を充てることできる」との答弁がございました。

続きまして、歳入歳出全般にわたる総括質疑では、まず、「令和5年度の扶助費について、1年前の財政推計での見込額と比べ、決算額が3億5,000万円増額となった要因を伺う」との質疑に対し、「主な要因は住民税非課税世帯や子育て世帯などに対する臨時給付金の支給額の増、認定こども園など保育施設に対する給付費の増、対象者の増加による障害児通所給付費の増などとなっている」との答弁がございました。

次に、「将来負担比率について、法による報告義務ができて初めて二桁となった。このことへの感想と将来の財政安定化に向けた取り組み・展望を伺う」との質疑に対し、「平成19年度の決算で300%を超えていた将来負担比率が91.4%まで改善した。これは、都市計画税の導入をはじめ、大規模事業の実施に当たり国庫補助金や交付税算入のある起債の活用など財源確保を徹底してきたことや平成28年度以降は将来に備え、重点的に地方創生事業基金を積み立ててきたことによるものと考えている。ただし、91.4%という数字は、総務省の速報値では全国ワースト79位、県内ワースト2位という状況であり、引き続き健全化を推進する必要があると考えている。

今後の展望については、令和6年度決算ではやや改善すると見込んでいるが、令和7年度以降は、基金を普通建設事業などに充てる予定であり、残高は減少すると見込んでいる

ため、これまでのように大きく改善することは考えていない。また、臨時財政対策債を除く地方債残高も近年増加傾向であるため、引き続き財源確保の徹底に加え、起債の発行の抑制に努め、実質公債費比率を含めた健全化判断比率が大きく悪化することがないように注意していきたいと考えている」との答弁がございました。

以上で、一般会計に関する質疑を終了し、討論に入りましたが討論はなく、令和5年度一般会計決算は認定すべきものと決しております。

続きまして、特別会計決算の審査状況を審査した順に御報告申し上げます。

国民健康保険特別会計・介護保険特別会計・後期高齢者医療特別会計の3件につきましては一括して審査を行いました。

本3件では、「介護保険特別会計の介護サービス諸費、地域密着型介護サービス給付費の負担金、補助及び交付金について、不用額として7,203万4,000円が計上されている理由について伺う」との質疑に対しまして、「給付の対象となる看護小規模多機能型居宅介護施設が令和5年4月に開設されたが、開設後直ちに施設の利用者が定員に達することはなく、徐々に利用が増えたためである。また、施設の開設時、人員体制を全て整えることができなかったことも、給付が伸びなかった理由である」との答弁がございました。

続きまして、一括して審査を行いました大竹市漁業集落排水特別会計及び大竹市農業集落排水特別会計につきましては、いずれも質疑はございませんでした。

続きまして、大竹市港湾施設管理受託特別会計、土地造成特別会計につきましては、いずれも質疑はございませんでした。

以上で、特別会計7件の質疑を終了し、一括討論に入りましたが討論はなく、簡易採決によりいずれも認定すべきものと決しております。

なお、今回の決算特別委員会でも、決算審査の過程で来年度予算に反映させるべきものがあれば委員会として提案することが決定されました。そのため、11月6日に委員会を開催し、提案に向けて協議しましたが、今回は提案しないことを決しております。

以上が決算審査の概要と結果でございますが、委員各位及び執行部におかれましては、円滑な議事運営に御協力をいただき、効率的かつ充実した審査になったと考えております。この場をお借りして皆さんの御協力に対してお礼申し上げます。また、執行部におかれましては、この決算審査での質疑を通して各委員から出された意見・要望などについて、今後の市政運営に反映されるよう重ねてお願い申し上げます。審査結果の報告を終わります。

○議長（北地範久） ただいまの報告に対し、これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

豊川議員。

○3番（豊川和也） ありがとうございます。1点なんですけれども、議会費のところ、先ほどちょっと委員長報告のほうで1人の委員から質疑があったという報告なんですけれども、これは私が議会費のほうを質問させていただいたんですが、それだけなのかなというのが率直な感想で、私1人からしか質疑がなかったのだったら、それなりにまとめてこの本会議でも報告しやすいんじゃないかなと思います。

具体的に、議会内のW i - F i の改善や先進地事例等がこの近隣にあるのにわざわざ遠くへ視察に行く必要はないのではないかという視察費の無駄を述べたと思うんですけども、その点ちょっと委員長のほうにお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（北地範久） 中川決算特別委員長。

○決算特別委員長（中川智之） 今の質疑ですけれども、今回の決算特別委員会で令和5年度の決算内容に沿った質問をお願いしたところ、どうも決算とは違う方向に向かっていったのではないかとということで、今回は内容は報告せずに、質問がありましたとだけ報告させていただきました。

以上です。

○議長（北地範久） 豊川議員。

○3番（豊川和也） ありがとうございます。わかりました。

では、具体的にどういうところが流れに沿っていなかったのかというのを教えていただけたらと思います。

○議長（北地範久） 中川決算特別委員長。

○決算特別委員長（中川智之） 令和5年度の決算の内容ということで今回質疑を行ったわけですけれども、内容として、令和5年度の決算ではないと私が判断いたしました。具体的にというのはちょっとここでは説明できませんけれども、その点を踏まえて、今回は質疑があったということで、内容は省かせていただきました。

以上です。

○議長（北地範久） 豊川議員。

○3番（豊川和也） ありがとうございます。具体的に説明ができないんだったら、ここで取り上げて本会議で報告していただかないといけないなと思うんですけど、いかがでしょうか。

令和5年度の決算の内容ではないということだったんですけども、この先進地事例等が近隣にあるのにもかかわらずわざわざ遠くへ宿泊を伴う視察に行くということについて、令和5年度の視察の事例を踏まえながら私は説明させていただいたと思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

○議長（北地範久） 議事の都合により暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

10時30分 休憩

10時41分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（北地範久） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

決算特別委員長、中川議員。答弁をお願いいたします。

○決算特別委員長（中川智之） 先ほど豊川議員から質疑がありましたことに対して答弁申し上げます。

まず、W i - F i の故障についてとありましたが、これは令和6年6月定例会のことでありますので、これは省いております。

それから、委員会の先進地視察について質問がありましたが、令和5年度の視察内容・予算執行についての質疑ではなく、今後、令和7年度以降どのような方法で行うかを提案されたのであり、このことについては各常任委員会内で協議すべきことであることを決算特別委員会内でも申し上げました。

したがって、令和5年度決算の内容に即したものではないと判断し、本報告では内容を割愛し、質疑があったことのみを報告させていただきました。

以上です。

○議長（北地範久） よろしいですか。ありがとうございました。

他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本8件を一括採決いたします。

本8件に関する委員長の報告は、いずれも認定であります。

本8件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本8件は認定することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第10～日程第14〔一括上程〕

議案第60号 定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例の制定について

議案第61号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

議案第63号 指定金融機関の指定更新について

議案第67号 財産の無償譲渡について（地域情報通信基盤（光ファイバケーブル）設備一式）

議案第68号 令和6年度大竹市一般会計補正予算（第5号）

○議長（北地範久） 日程第10、議案第60号定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例の制定についてから日程第14、議案第68号令和6年度大竹市一般会計補正予算（第5号）に至る5件を一括して議題といたします。

本5件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、小田上尚典議員。

総務文教委員会議案審査報告書

令和6年11月29日、第5回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号 | 件名 | 審査の結果 |
|--------|--------------------------------------|-------|
| 議案第60号 | 定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例の制定について | 原案可決 |
| 議案第61号 | 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第63号 | 指定金融機関の指定更新について | 原案可決 |
| 議案第67号 | 財産の無償譲渡について（地域情報通信基盤（光ファイバケーブル）設備一式） | 原案可決 |
| 議案第68号 | 令和6年度大竹市一般会計補正予算（第5号） | 原案可決 |

令和6年12月2日

大竹市議会議長 北地 範久 様

総務文教委員長 小田上 尚典

〔総務文教委員長 小田上尚典 登壇〕

○総務文教委員長（小田上尚典） それでは、11月29日の本会議におきまして総務文教委員会に御付託をいただきました議案5件につきまして、12月2日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、審査の順に御報告申し上げます。

まず、議案第60号定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例の制定についてでございますが、本件では、まず、「募集の対象が45歳以上とあり、働き盛りの有能な人材が退職する懸念について何う」との質疑に対しまして、「今回導入しようとしている早期退職募集制度は、定年延長により職員の年齢層が上振れすることから、将来的な職員の年齢構成をできるだけ平準化する1つの方法として導入しようとするものである。この制度を利用して退職した場合、退職手当が一定程度割り増しされるが、それを理由に大勢の職員が次々に早期退職し、その結果組織が成り立たなくなるということは想定していない。有能であるがゆえに大竹市職員を辞めて、ほかで働きたいと考える人、あるいはセカンドステージを目指す人は、市職員としてとどまり続けることで逆にモチベーションが下がってしまう可能性がある。モチベーションを下げたまま働き続けることは職場のためにも市民のためにもならないと考える。

実際のところ、職員一人一人さまざまな事情があり、思いを持っている。この制度が導

入されることによって、いろいろと考える職員も出てくると思う。ただ、この制度の側面として、早期退職することによって、その人の人生がよりよいものになるのであれば、それを後押しできる制度であるとも言える」との答弁がございました。

次に、「早期退職募集制度の募集人数、職員の範囲の選考基準について伺う」との質疑に対し、「募集人数や職員の範囲を設定する際には、どの年齢層が適当なのか、また、職種や職位も含めて考えるのかといったことを検討したうえで、募集人数やその範囲を設定することになると考える。他の自治体の例では、年齢層や職種ごとに募集人数を定めて募集をかけているところが多い。御心配のように、早期退職者を漫然と募集した結果、特定の年齢層や職種、あるいは職位にある職員の人数が極めて少なくなってしまうということでは、組織運営上支障が生じるおそれがある。まず、組織として十分に機能できるという状態を想定したうえで、どの程度の範囲で募集をかければ将来的に職員の年齢構成の平準化につながっていくのかという視点を持って基準を考えていく必要がある」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第61号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてでございますが、本件では、まず、「令和6年能登半島地震において本市から派遣した職員の人数と期間について伺う」との質疑に対し、「能登半島地震の支援は、令和5年度に6人、令和6年度に4人の計10人の派遣をしている。1回の派遣を6日間、2人体制で計5回派遣した」との答弁がございました。

次に、「大規模な災害により被災した地域へ派遣した職員の安全面と選定方法について伺う」との質疑に対し、「今回の能登半島地震での派遣で、安全面については、職員の精神的な負担を軽減する意味で、1クールごとに前任者から引き継ぎを受ける期間を設けた。また、今回は広島県から派遣要請が来ており、広島県を中心に現地の情報収集をして、現地の状況を市のほうに報告していただき、衣食住の問題も広島県が用意していることを確認して派遣を行った。人材の選定については、基本的には各部から希望者を募り、順次派遣者を定めた」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第63号指定金融機関の指定更新についてでございますが、本件では、質疑、討論ともなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第67号財産の無償譲渡について（地域情報通信基盤（光ファイバケーブル）設備一式）でございますが、本件では、まず、「インターネットやIP電話等のサービス加入状況は、令和6年3月末で栗谷地区が約90%、阿多田地区が約50%であるが、譲渡後の運用について伺う」との質疑に対し、「無償譲渡の相手方である株式会社ちゅピCOMとしては、ケーブルテレビ事業者の使命として、今後も事業収入が少ない中

山間地域や阿多田地区で事業縮小をすることは考えていないと聞いている」との答弁がございました。

次に、「地域情報通信基盤は、設置してからかなりの年数が経過しているが、令和元年度からの5年間平均の維持費について伺う。また、無償譲渡後の市の財政的な負担について伺う」との質疑に対しまして、「修繕費や維持費については、大竹市が所有者として請求を受けて一旦支払いをして年度末に株式会社ちゅピCOMに請求するものと、工事費など株式会社ちゅピCOMが直接負担する2種類がある。まず、本市が一旦支払うものについては、電気代や地権者への支払い、海底ケーブルなどの使用料があり、年間の平均で約1,100万円になる。次に、株式会社ちゅピCOMが直接負担するものについては、光ケーブルや設備の維持管理や工事費などがあり、年間の平均で約680万円になる。これらは契約によって現在も株式会社ちゅピCOMが負担しているため、譲渡後に増減はないと思われる。また、今後の負担についても譲渡後は基本的に大竹市の支出に関してはゼロという試算である」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第68号令和6年度大竹市一般会計補正予算（第5号）でございますが、本件では、まず、「3款民生費の介護・福祉人材確保事業の初任者研修委託料の委託先及び研修の計画について伺う」との質疑に対しまして、「委託先については、介護や福祉の資格を取得するための講習を行っている事業者に対して委託する予定である。具体的には、大竹市に委託先の講師に来ていただき、週1回の開催で合計で14日間、約3カ月の研修を行う予定である。研修後は委託先に就労相談を行っていただくことを考えている」との答弁がございました。

次に、「3款民生費の介護保険緊急支援事業の内容について伺う」との質疑に対しまして、「介護保険緊急支援事業は、今回閉鎖されるデイサービスの利用者がほかのデイサービスを利用するのに、距離的・時間的・人材不足などで事業者の送迎が難しい場合に送迎費用の支援を行う事業である。具体的には、デイサービスを利用するのにタクシーなどを活用した場合、その送迎の費用を市が支援するものである」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案5件の審査報告を終わります。

○議長（北地範久） ただいまの報告に対し、これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本5件を一括採決いたします。

本5件に関する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本5件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本5件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第15～日程第24〔一括上程〕

議案第62号 大竹市税条例の一部改正について

議案第64号 大竹市地区集会所の指定管理者の指定について

議案第65号 大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定について

議案第66号 財産の取得について（小型ノンステップバス（こいこいバス））

議案第69号 令和6年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第70号 令和6年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第2号）

議案第71号 令和6年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第72号 令和6年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第73号 令和6年度大竹市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第74号 令和6年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（北地範久） 日程第15、議案第62号大竹市税条例の一部改正についてから日程第24、議案第74号令和6年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）に至る10件を一括して議題といたします。

本10件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、細川雅子議員。

生活環境委員会議案審査報告書

令和6年11月29日、第5回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名              | 審査の結果 |
|--------|-----------------|-------|
| 議案第62号 | 大竹市税条例の一部改正について | 原案可決  |

|        |                               |      |
|--------|-------------------------------|------|
| 議案第64号 | 大竹市地区集会所の指定管理者の指定について         | 原案可決 |
| 議案第65号 | 大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定について     | 原案可決 |
| 議案第66号 | 財産の取得について（小型ノンステップバス（こいこいバス）） | 原案可決 |
| 議案第69号 | 令和6年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）   | 原案可決 |
| 議案第70号 | 令和6年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第2号）     | 原案可決 |
| 議案第71号 | 令和6年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）     | 原案可決 |
| 議案第72号 | 令和6年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  | 原案可決 |
| 議案第73号 | 令和6年度大竹市水道事業会計補正予算（第1号）       | 原案可決 |
| 議案第74号 | 令和6年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）    | 原案可決 |

令和6年12月3日

大竹市議会議長 北地 範久 様

生活環境委員長 細川 雅子

〔生活環境委員長 細川雅子 登壇〕

○生活環境委員長（細川雅子） それでは、11月29日の本会議におきまして生活環境委員会に御付託をいただきました議案10件につきまして、12月3日に委員会を開催し、審査を行いましたので、審査経過の概要並びに結果について、審査の順に御報告申し上げます。

議案第62号大竹市税条例の一部改正についてでございますが、本件では、「大竹市税条例の改正について、私立学校法から引用する部分が第64条第4項から第152条第5項へ大きく変わった理由について伺う」との質疑に対しまして、「私立学校法の内容について、各機関の職務・運営等の管理運営制度等、さまざまな見直しをなされ、また、規定または罰則の整備等幅広い改正が行われた結果、大竹市税条例が引用していた部分が第64条第4項から第152条第5項に変わったためである」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第64号大竹市地区集会所の指定管理者の指定についてでございますが、

本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第65号大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定についてでございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第66号財産の取得について（小型ノンステップバス（こいこいバス））でございますが、本件では、まず、「こいこいバスについて、運行中の交通安全の取り組みを伺う」との質疑に対しまして、「令和6年3月に運行事業者2社と行った事故再発防止検討会で、交差点における一時停止や最徐行等を確実にを行うことについて申し合わせを行い、直ちに実施している。また、運行事業者においては、始業前の点呼時に運転手に対して運行ルート上の横断歩道上での注意点の指示や運転手からヒヤリ・ハット事案として情報があつた場所について運転手全員で共有するなどの事故防止対策を実施している」との答弁がございました。

次に、「新車両に装備される衝突防止補助システムについて、運行中のバスの前に障害物が現れ、システムが急にブレーキをかけた場合、立って乗車している者がけがをするという危険性はないのか伺う」との質疑に対しまして、「乗用車では、衝突被害軽減ブレーキ、いわゆる自動ブレーキアシスト機能がついたものがあるが、立席のある路線バス等では、自動ブレーキ等の作動に伴い、車内での転倒事故につながるおそれがあるという理由から、自動ブレーキの設定がない。今回整備する衝突防止補助システムは、運転手に危険を知らせる運転支援装置であり、ブレーキの対応は運転手が行うこととなる」との答弁がございました。

次に、「ユニバーサルデザインの観点で新たに付け加えられた機能がないか伺う」との質疑に対しまして、「ユニバーサルデザインに関しては、現行車両にもおおむねついているが、新車両では、国土交通省ノンステップバス認定車両の最新の標準仕様に適合している。新たに加わつた機能としては、自動巻き取り式車椅子固定装置となる」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第70号令和6年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第2号）でございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第69号令和6年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第72号令和6年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第71号令和6年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、本件では、まず、「介護予防教室は、どこでいつまで開催されるのか、また、従来のデイサービスと同じ頻度で利用できるのかを伺う」との質疑に対しまして、「介護予防教室は、閉鎖される事業所を利用している者のほか、要介護認定で要支援1、要支援2及びチェックリストで総合事業の対象と認定された方を対象とし、デイサービスの代わりとして開催する予定である。そのため、利用回数は地域包括支援センターの職員が作成するケアプランに基づくこととなるが、事業を委託する実施者や実施する場所によって変わることも考えられる。なお、総合事業を行う事業所の増加や他の新たな教室が実施されることになれば、介護予防教室を終了する予定である」との答弁がございました。

次に、「緊急支援の介護予防教室の利用可能人数、送迎の有無について伺う」との質疑に対しまして、「緊急支援の介護予防教室の実施日は、現段階で月曜日・金曜日の2日間を予定しており、利用可能回数を週に1回、期間を令和7年1月から3月とし、利用定員は1日20人、2日間で40人としている。閉鎖される事業所の利用者数は53人であり、全ての方が介護予防教室に通うことは難しいが、既に地域包括支援センターの職員が利用者の希望等に基づいてケアプランの見直しを行い、他のサービスへ変更している利用者もいることから、想定人数を40人として実施する予定である。また、必要な場合には送迎等を行う予定で準備を進めている。なお、来年度の事業については、これから検討する予定である」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第73号令和6年度大竹市水道事業会計補正予算（第1号）でございますが、本件では、まず、「補正予算は、資本的支出予定額の変更であり、内容は元町地区の配水管の工事の前倒しとされているが、その理由について伺う」との質疑に対しまして、「主な理由は、補正予算及び来年度の予算で、元町地区、南栄地区、白石地区の配水管約1,550メートルの更新を考えており、これらの工事を順次計画的に実施するためである。工事の前倒しにより、道路の交通規制など市民生活への影響の緩和を図ること、また、施工業者の確保、職員の負担の軽減につながると考えている。また、さらに昨年10月に発生した大規模な断水事故を踏まえると、水道ユーザーの方々が安心して水道を使用できるよう、老朽化した管路の更新を少しでも早期に実施すべきと考え、その方針で進めるためである」との答弁がございました。

次に、「債務負担行為を1億1,500万円増額する補正予算を計上しているが、内容は人件費の増額だと考えてよいか伺う」との質疑に対しまして、「一番の大きな要因として人件費の高騰を考慮したためではあるが、その他の要因として高騰している電力費の今後の動向を考慮していること。他に防鹿水源地の電気機械の計器の修繕を受託者において対応できるよう増額している」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第74号令和6年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）でございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました議案10件の審査報告を終わります。

○議長（北地範久） ただいまの報告に対し、これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本10件を一括採決いたします。

本10件に関する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本10件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本10件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第25 意見書案第3号 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書

○議長（北地範久） 日程第25、意見書案第3号厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、西村一啓議員。

〔議会運営委員長 西村一啓 登壇〕

○議会運営委員長（西村一啓） それでは、令和6年意見書案第3号厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

近年、投票率の低下や議員のなり手不足が全国的な問題となっており、若者や女性、会社員など多様な人材の市議会への参加を促し、議会を活性化することは、多くの議会に共通の緊要な課題となっております。

就業者の9割を会社員等の被用者が占めており、市議会議員のなり手も会社員等からの転身者が期待されます。会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補し、議員活動を続けることができる環境を整えることは、多様な人材の市議会への参画を促すうえでも重要となってきます。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人材確保の観点から、

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書を提案するものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。皆様方の御賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（北地範久） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

本件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第26～日程第27〔一括上程〕

議案第75号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第76号 特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正について

○議長（北地範久） 日程第26、議案第75号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について及び日程第27、議案第76号特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正についての2件を一括して議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 議案第75号及び議案第76号につきまして、一括して御説明申し上げます。

議案第75号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の見直しにより、議会の議員に支給す

る期末手当をあわせて見直すものでございます。

続きまして、議案第76号特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の見直しにより、市長、副市長及び教育長に支給する期末手当をあわせて見直すものでございます。

以上で、議案第75号及び議案第76号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本2件は総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第28 議案第77号 一般職の職員の給与に関する条例及び大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（北地範久） 日程第28、議案第77号一般職の職員の給与に関する条例及び大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 三原尚美 登壇〕

○総務部長（三原尚美） 議案第77号一般職の職員の給与に関する条例及び大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について提案理由を説明します。

人事院は、8月8日に国家公務員の給与等に関し、俸給月額を平均3%引き上げ、また、期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.05月分引き上げることなどを実施するよう勧告しました。この給与改定は、国において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が国会に提出され、審議されているところです。

本市においても、県内他市の動向などを勘案し、国家公務員に準じ職員の給与改定等を実施しようとするものですが、このたびは、今年度対応する給料表及び期末勤勉手当の支給月数の改定を行います。

条例の改正内容です。

第1条は、国家公務員に準じて令和6年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数について、一般職の職員は、それぞれ0.05月分、再任用短時間勤務職員は、それぞれ0.025月分を引き上げるとともに、給料表を改定し、給料月額を引き上げるものです。なお、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数は、一般職の職員の規定を準用しており、同様に引き上げるものです。

第2条は、令和7年度以降6月期と12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数が均等になるよう改めるものです。

第3条は、一般職の職員の給料表の改定に伴い、会計年度任用職員の給料表を一般職の職員の給料表に準じて改定するものです。

次に、附則第1項でこの条例の施行日を公布の日としていますが、第2条による改正規定の施行日は令和7年4月1日、第3条による改正規定の施行日は令和7年1月1日としています。

附則第2項では、給料表に関する改正規定は令和6年4月1日に遡って、また、期末手当及び勤勉手当に関する改正規定は令和6年12月1日に遡って適用することとしています。

附則第3項は、市町村職員共済組合に加入している会計年度任用職員に対する給料表の改定の適用を令和6年4月1日に遡ることとしたものです。

附則第4項は、市町村職員共済組合に加入している会計年度任用職員に対する期末手当及び勤勉手当の適用を令和6年12月1日に遡ることとしたものです。

附則第5項は、大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の施行日において経過措置を受けている職員の令和6年度中の措置について規定したものです。

最後に、附則第6項及び附則第7項では、この条例の施行日の前日までに支払われた給与は改正後の給与の内払いであるという事務処理上の措置を規定しています。

以上で、議案第77号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本件は総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第29～日程第30〔一括上程〕

議案第78号 工事請負契約の締結について（大竹駅西口交流広場整備工事）

議案第79号 工事請負契約の締結について（晴海臨海公園西側駐車場等整備工事）

○議長（北地範久） 日程第29、議案第78号工事請負契約の締結について（大竹駅西口交流広場整備工事）及び日程第30、議案第79号工事請負契約の締結について（晴海臨海公園西側駐車場等整備工事）の2件を一括して議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

建設部長。

[建設部長 山本茂広 登壇]

○建設部長（山本茂広） 議案第78号及び議案第79号の工事請負契約の締結につきまして、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第78号工事請負契約の締結について（大竹駅西口交流広場整備工事）についてでございますが、本工事は、大竹駅周辺整備事業に伴い、大竹駅西口の駅前交流広場を整備するものでございます。

工事概要ですが、大竹駅西口駅前広場全体面積約4,300平方メートルのうち、このたび整備する範囲は交流広場部分で、面積は約1,000平方メートルでございます。

主な工事内容ですが、インターロッキングブロック舗装、照明施設、ベンチ、屋根つきのデッキを整備するものでございます。

入札方法につきましては、1者による単独施工方式による条件付一般競争入札としました。

本議案を提出するに至った経緯でございますが、令和6年10月4日に入札公告を行い、10月23日の指名業者審査会を経て、11月8日に4者による入札を執行いたしました。その結果、1億3,900万円で落札した株式会社三洋技建と、12月2日に工事請負の仮契約を締結しました。契約金額は、落札額に消費税及び地方消費税相当額を加算しました1億5,290万円でございます。

本工事の予定価格が1億5,000万円を超えていることから、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工期につきましては、議決の日の翌日から令和8年1月30日まででございます。

続きまして、議案第79号工事請負契約の締結について（晴海臨海公園西側駐車場等整備工事）についてでございます。

本工事は、晴海臨海公園の西側駐車場等を整備するものでございます。

工事概要ですが、晴海臨海公園の西側に129台分の駐車場を整備します。あわせて、多目的グラウンド外周の遊歩道とともに、健康遊具、照明施設、フェンス等を整備するものでございます。

入札方法につきましては、1者による単独施工方式による条件付一般競争入札としました。

本議案を提出するに至った経緯でございますが、令和6年10月4日に入札公告を行い、10月23日の指名業者審査会を経て、11月8日に5者による入札を執行いたしました。その結果、1億4,300万円で落札した株式会社広栄建設産業と、12月2日に工事請負の仮契約を締結いたしました。契約金額は、落札額に消費税及び地方消費税相当額を加算しました1億5,730万円でございます。

本工事の予定価格が1億5,000万円を超えていることから、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工期につきましては、議決の日の翌日から令和8年2月20日まででございます。

以上で、議案第78号及び議案第79号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。  
本 2 件は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第 3 1 ~ 日程第 3 4 [一括上程]

議案第 8 0 号 令和 6 年度大竹市一般会計補正予算 (第 6 号)

議案第 8 1 号 令和 6 年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)

議案第 8 2 号 令和 6 年度大竹市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)

議案第 8 3 号 令和 6 年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)

○議長 (北地範久) 日程第 31、議案第 80 号令和 6 年度大竹市一般会計補正予算 (第 6 号) から日程第 34、議案第 83 号令和 6 年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) に至る 4 件を一括して議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

副市長。

[副市長 太田勲男 登壇]

○副市長 (太田勲男) 議案第 80 号から議案第 83 号までの各会計補正予算につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、21 ページからの議案第 80 号令和 6 年度大竹市一般会計補正予算 (第 6 号) について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ 1 億 2,933 万円を追加し、予算総額を 189 億 2,668 万 3,000 円にするものでございます。

内容といたしましては、先ほど御提案申し上げました議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 (案)、特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例 (案)、一般職の職員の給与に関する条例及び大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (案) によるもの及び当初予算成立後の人事異動等に伴う人件費の調整を行っております。

具体的には、特別職、一般職、会計年度任用職員の給料、報酬、職員手当及び共済費など、あわせて 1 億 1,382 万 1,000 円計上するほか、特別会計の人件費を支弁するための繰出金を 1,550 万 9,000 円計上しております。

歳入につきましては、国の補正予算措置に伴い、増額が見込まれる普通交付税を計上するものでございます。

続きまして、65 ページからの議案第 81 号令和 6 年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ 776 万円を追加し、予算総額を 33 億 6,283 万 4,000 円にするものでございます。

内容といたしましては、一般職の給料、会計年度任用職員報酬、職員手当及び共済費をあわせて 776 万円歳出予算に計上し、歳入として一般会計繰入金を計上するものでございます。

続きまして、77 ページからの議案第 82 号令和 6 年度大竹市介護保険特別会計補正予算

(第3号)につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ628万3,000円を追加し、予算総額を29億5,341万4,000円にするものでございます。

内容といたしましては、一般職の給料、会計年度任用職員報酬、職員手当及び共済費をあわせて628万3,000円歳出予算に計上し、歳入として一般会計繰入金を計上するものでございます。

続きまして、89ページからの議案第83号令和6年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ146万6,000円を追加し、予算総額を6億1,706万4,000円にするものでございます。

内容といたしましては、一般職の給料、会計年度任用職員報酬、職員手当及び共済費をあわせて146万6,000円歳出予算に計上し、歳入として一般会計繰入金を計上するものでございます。

以上で、議案第80号から議案第83号までの各会計補正予算の提案説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長(北地範久) これより、一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(北地範久) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本4件は総務文教委員会に付託いたします。

御通知いたします。次の休憩中、付託案件の審査のため、総務文教委員会、生活環境委員会の順にそれぞれ開催いたします。また、その終了後、基地周辺対策特別委員会及び議員全員協議会を順次開催いたします。お含みのうえ、第1委員会室に御参集をお願いいたします。

議事の都合により暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

11時27分 休憩

15時40分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(北地範久) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

この際、議案第75号から議案第83号に至る9件を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(北地範久) 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。



追加日程第 1 ～追加日程第 7 〔一括上程〕

議案第 75 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第 76 号 特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正について

議案第 77 号 一般職の職員の給与に関する条例及び大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第 80 号 令和 6 年度大竹市一般会計補正予算（第 6 号）

議案第 81 号 令和 6 年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 82 号 令和 6 年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 83 号 令和 6 年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（北地範久） 追加日程第 1、議案第 75 号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてから追加日程第 3、議案第 77 号一般職の職員の給与に関する条例及び大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてに至る 3 件並びに追加日程第 4、議案第 80 号令和 6 年度大竹市一般会計補正予算（第 6 号）から追加日程第 7、議案第 83 号令和 6 年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）に至る 4 件、あわせて 7 件を一括して議題といたします。

本 7 件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、小田上尚典議員。

総務文教委員会議案審査報告書

令和 6 年 12 月 13 日、第 5 回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

| 議案番号 | 件名 | 審査の結果 |
|----------|--|-------|
| 議案第 75 号 | 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第 76 号 | 特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第 77 号 | 一般職の職員の給与に関する条例及び大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第 80 号 | 令和 6 年度大竹市一般会計補正予算（第 6 号） | 原案可決 |
| 議案第 81 号 | 令和 6 年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） | 原案可決 |

| | | |
|--------|------------------------------|------|
| 議案第82号 | 令和6年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第3号） | 原案可決 |
| 議案第83号 | 令和6年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） | 原案可決 |

令和6年12月13日

大竹市議会議長 北地 範久 様

総務文教委員長 小田上 尚典

〔総務文教委員長 小田上尚典 登壇〕

○総務文教委員長（小田上尚典） それでは、本日の本会議におきまして総務文教委員会に御付託をいただきました議案7件につきまして、先ほどの休憩中に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について御報告申し上げます。

まず、議案第75号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてから議案第77号一般職の職員の給与に関する条例及び大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての3件につきましては、一括して審査をいたしておりますので、一括して御報告を申し上げます。

本3件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第80号令和6年度大竹市一般会計補正予算（第6号）から議案第83号令和6年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の4件につきましては、一括して審査をいたしておりますので、一括して御報告を申し上げます。

本4件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案7件の審査報告を終わります。

○議長（北地範久） ただいまの報告に対し、これより、一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本7件を一括採決いたします。

本7件に関する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本7件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本7件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第8～追加日程第9〔一括上程〕

議案第78号 工事請負契約の締結について（大竹駅西口交流広場整備工事）

議案第79号 工事請負契約の締結について（晴海臨海公園西側駐車場等整備工事）

○議長（北地範久） 追加日程第8、議案第78号工事請負契約の締結について（大竹駅西口交流広場整備工事）及び追加日程第9、議案第79号工事請負契約の締結について（晴海臨海公園西側駐車場等整備工事）を一括して議題といたします。

本2件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、細川雅子議員。

生活環境委員会議案審査報告書

令和6年12月13日、第5回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名                              | 審査の結果 |
|--------|---------------------------------|-------|
| 議案第78号 | 工事請負契約の締結について（大竹駅西口交流広場整備工事）    | 原案可決  |
| 議案第79号 | 工事請負契約の締結について（晴海臨海公園西側駐車場等整備工事） | 原案可決  |

令和6年12月13日

大竹市議会議長 北地 範久 様

生活環境委員長 細川 雅子

〔生活環境委員長 細川雅子 登壇〕

○生活環境委員長（細川雅子） それでは、12月13日の本会議におきまして生活環境委員会に御付託をいただきました議案2件につきまして、12月13日に委員会を開催し、審査を行いましたので、審査経過の概要並びに結果について、審査の順に御報告申し上げます。

まず、議案第78号工事請負契約の締結について（大竹駅西口交流広場整備工事）ですが、本件では、まず、「本議案の上程時期が議会最終日となった理由について伺う」との質疑に対しまして、「入札を実施するに当たり、工事の適正な履行確保のため、調査基準価格を設けている。本工事請負契約の入札に関しては、入札額が調査基準価格を下回る入札であったことから調査を実施しており、そのため議会最終日の上程となった」との答弁がございました。

次に、「大竹駅西口交流広場は今後イベント等を行う広場になると考えている。キッチンカー等の使用が想定されるが、その際に使用可能な電源設置の予定について伺う」との

質疑に対しまして、「大竹駅西口交流広場には街灯を設置する予定であり、その街灯のうち5カ所にコンセントを設置する予定である」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第79号工事請負契約の締結について（晴海臨海公園西側駐車場等整備工事）でございますが、本件では、まず、「今回の整備ではインクルーシブ遊具は含まれないか伺う」との質疑に対しまして、「このたびの整備ではインクルーシブ遊具は含まれないが、インクルーシブについては昨年度からの課題であり、現在の遊具広場に新たにお絵かき広場を設置したいと考えている。設置する予定のお絵かき広場については各種団体に問い合わせをしているところであり、意見を集約したうえで今年度中に設置したいと考えている」との答弁がございました。

次に、「晴海臨海公園は防犯の観点から公園内を見やすくする方針で整備されていると思うが、防球ネットの設置により公園内を見ることが難しくなることはないか伺う」との質疑に対しまして、「感じ方はさまざまではあるが、防球ネットは公園外の道路から約50メートル離れたところに設置するため、外から見た場合の解放感は担保されるものと考えている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました議案2件の審査報告を終わります。

○議長（北地範久） ただいまの報告に対し、これより、一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本2件を一括採決いたします。

本2件に関する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本2件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本2件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要

するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

定例会閉会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

[市長 入山欣郎 登壇]

○市長（入山欣郎） 本日ここに大竹市議会定例会を閉会するに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

このたびの定例会では、議員の皆様には御提案申し上げました各案件を終始熱心に慎重に御審議いただきまして、誠にありがとうございました。いずれの案件につきましても、原案のとおり認定及び議決を賜りました。心より御礼を申し上げます。

このたびの本会議並びに各委員会などにおきまして議員の皆様からいただきました貴重な御意見や御要望につきましては、今後の市政運営への反映に向けて十分に検討させていただきたいと考えております。

これから年末年始を迎え何かと多忙な時期を迎えますが、議員の皆様方におかれましてはどうか健康には十分に留意されまして、ますますの御活躍をお祈り申し上げます。

以上、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（北地範久） これにて本日の会議を閉じ、第5回大竹市議会定例会を閉会いたします。

1 5 時 5 1 分 閉会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年12月13日

大竹市議会議長 北 地 範 久

大竹市議会議員 小 出 哲 義

大竹市議会議員 末 広 天 佑

大 竹 市 議 会 会 議 録

令和6年第5回(12月)定例会  
令和7年3月発行

編集発行 大竹市議会事務局

〒739-0692 広島県大竹市小方一丁目11番1号  
電話 (0827) 59-2183

印刷 神戸総合速記株式会社

電話 (078) 321-2522